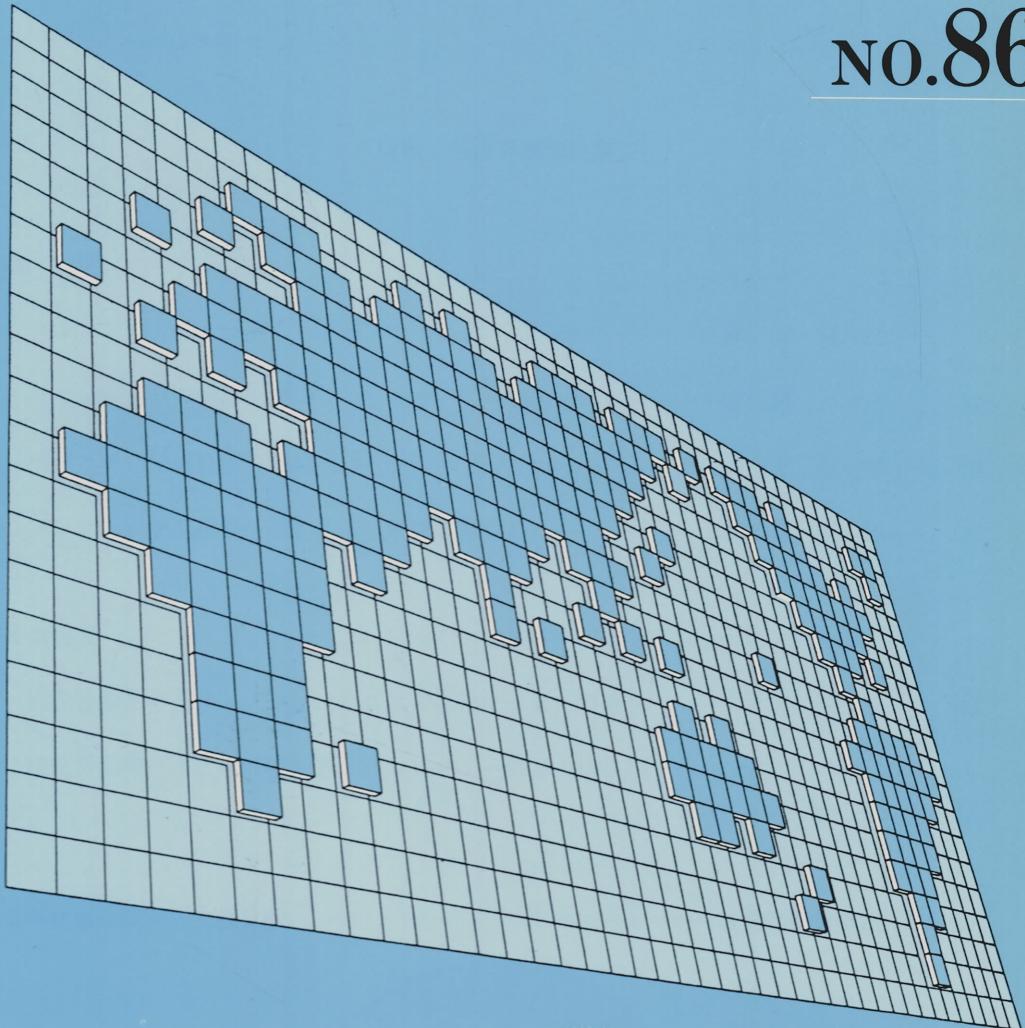


海外社会保障情報

Overseas Social Security News

Spring 1989

No.86



The Social Development Research Institute

社会保障研究所

フランスの家族と家族手当政策

千葉大学教授 藤井 良治

1 はじめに

フランスの人口は約5400万人。このうち20歳未満が30%弱、65歳以上が13%前後であり、この構成比は第2次大戦後大きく変わらなかった。フランスは、人口高齢化という点で先進諸国の中でもっとも早く人口の高齢化を実現し、すでに19世紀半ばに65歳以上人口は7%に達していたが、第2次大戦後の人口高齢化のスピードは比較的緩慢であった。その間、人口高齢化の原因は、高齢者の寿命が伸びたことにより、出生数の減少によるものであることが明らかになり、人口増加を図るという目的から家族政策が重視されるようになった。こうした人口政策と第1次大戦出征兵士家族に対する経済的援助の必要性などが重なり合って、今日の家族手当制度を生み出すことにもなった。

第2次大戦後、他の国々と同じように、フランスでも一時的ベビーブームが到来したが、高度経済成長期に入ると出生率は低下し始め、1970年代末には人口粗生産率（1人の女性が生涯に産む子どもの数。人口が減少しないために2.1以上必要とされる）は1.8前後となつたため、人口政策面からの危機感が再び強まっている。しかし、最近の出生率低下現象は、第2次大戦前における家族と異なる家族形態に変化

していることによる。すなわち、出生率の低下と並行して婚姻率も低下し、逆に離婚率の増加が顕著になっていることなどである。1972年から1985年の間に、婚姻数は416,000組から273,000組に減ったのに対して、離婚は43,000組から109,600組に倍増している。こうした変化の背景には、経済成長によってもたらされた経済的社会的变化にともなう高学歴化、女性の社会進出などがある。こうした変化に加えて、避妊薬の許可（1967年）、妊娠中絶法、離婚法改正（いずれも1975年）など、子を産む性としての女性の解放が急速に実現しつつあることである。女性をとり巻く社会環境の変化は、法的婚姻形式をとらない男女の同居、同棲を増加させている。こうしたカップルは1985年に100万組をこえているが、それらのうち結婚にまで至るのは3分の2に過ぎない。しかも、法的な結婚によらない出生も増えており、1984年には全出生の18.5%，135,000人が婚外出生となっている。

子どもを産む世代の行動様式や家族観の変化は子と親のあり方を変化させている。両親の離婚や別居によって父母のどちらかに子どもたちが引きとられることによって片親家庭が増加しており、1975年から82年の7年間で25%増加している。いいかえれば、子どもたちの10世帯のうち1世帯が片親家庭だということになる。あ

る社会学者は、子どもたちの4人に1人は、一度は片親家庭の経験をもっている勘定であるといっている。しかし、こうした伝統的家族や結婚の崩壊傾向が際限なく続くわけではなく、伝統的な家族を中心にして、同棲、離婚、別居、片親家庭、さらに片親家庭同士の結びつきによる複合家族などの家族が混在する社会がノーマルであるという方向に向かっているというのが社会学者や人口学者たちの見解である。個々の片親家庭は一時的であるにしても、全体的な片親家庭の急増に対して、フランスの家族政策はこの問題を新しい主題であると考え、家族手当制度などを通じてこの問題に立ち向かおうとしている。そこで、以下に、フランスにおける家族の変貌を概観し、そうした変貌に対して経済および福祉面で対応しようとしてきた家族手当政策について見ることにする。

2 フランスの家族の変化

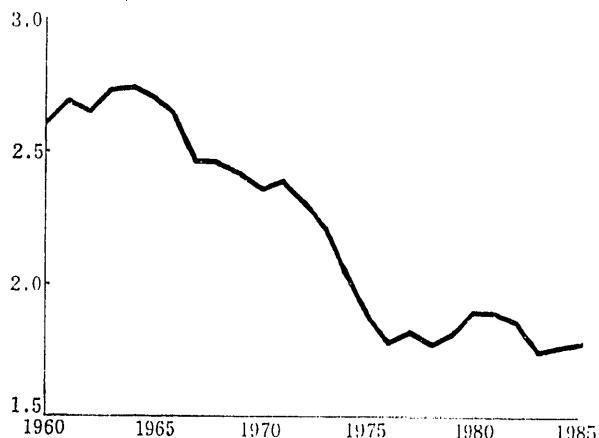
(1) 出生率の低下

フランスの出生率は19世紀以降減少しているが、20世紀に入って大きな減少を2回経験している。

最初の減少は、1920年代後半から1930年代にかけてであり、2度目の減少は1970年代以降である。とくに、1920年代から30年代の人口出生率の低下を契機にして、フランスの家族政策は人口政策的見地から強力に進められ、1932年に家族手当法が制定されることになった。2度目の出生率減少は1960年代後半から始まり、高度経済成長期と重なって進行してきた。この出生率低下は家族構成の変化となって表れている。1975年の国勢調査では、子の数が3人未満の世帯は全体の85.9%を占め、3子以上の家庭

表1 人口粗再生産率の推移

時 期	人口粗再生産率 (女子100に対する)
1806 — 1810	199
1826 — 1830	192
1851 — 1855	165
1876 — 1880	169
1901 — 1905	137
1911 — 1913	120
1920 — 1925	120
1926 — 1930	112
1931 — 1935	106
1936 — 1938	102
1946 — 1950	146
1951 — 1955	133
1956 — 1960	132
1961 — 1965	139
1966 — 1970	127
1971 — 1975	109
1976 — 1980	91
1981	95
1982	93
1983	87
1984	88
1985	89
1986	90



資料：INSEE : Etat civil

図1 女子1人当たりの子の数の推移

は14.1%であるが、子の数は全体の半数近く(46.9%)を占めている(表3)。これから分かるように、第2次大戦後、フランスの出生率が回復したのは、子のいない家族とひとりっ子

フランスの家族と家族手当政策

表2 第1次大戦と第2次大戦の間の出生数推移

年 次	人 口	出 生
1920年	39,000,000(人)	833,500(人)
1930年	41,610,000	750,000
1938年	41,960,000	612,200

資料：人口問題研究所（INED）

家族が減ったことと3子以上家族が増えたからである。しかし、この出生率回復は長く続かず、1970年代に入ると、ひとりっ子家族が増え始めたのに対して、3子以上家族が減り始めた。1964年における第3子出生数は131,000人であったが、1977年には75,000人に減った。1970年の第3子出生の割合は29.8%であったが、1977年には18.2%に落ち込んだ。また、5人以上の家族は13.2%から2.5%に減少している。

フランスにおける出生数の減少の原因としてあげられるのは、住宅の狭さ、収入の低さなど

表3 子の数による家族構成比

扶養する子の数	家 族 数 (1)	(1)の百分率 (2) %	子 の 数 (3)	(3)の百分率 (4)
ゼロまたは扶養する子がない.....	<u>5,836,380</u>	44.3	0	0
1人.....	3,109,540	23.6	3,109,540	21.0
2人.....	2,373,580	18.0	4,747,160	<u>32.1</u>
3人.....	1,087,600	8.4	3,262,800	22.1
4人.....	426,780	3.2	1,707,120	11.5
5人.....	180,000	1.3	900,000	6.1
6人以上	<u>161,000</u>	<u>1.2</u>	1,460,500	7.1
	<u>7,338,500</u>	<u>55.7</u>		
計	13,174,880	100	14,773,120	100

資料：Recensement 1975

である。収入によって子どもの数が制限されているかについては必ずしも確実なデータがあるわけではない。子の数と収入の関連を示した統計（表3）と妻が職業をもっているかどうかに

表4 離婚および婚姻数の推移

年 次	離 婚 数 (1)	1970年を 100 と した指數 (2)	婚姻 1,000 組 あたり離婚率 (3)	1970年を 100 と した(3)の指數 (4)	婚 姻 数 (5)	1970年を 100 と した(5)の指 數
1967年	37,194				345,578	
1968	36,063				356,600	
1969	37,453				380,800	
1970	37,447	100	113.1	100	393,686	100
1971	40,066	107	119.5	106	406,416	103.2
1972	43,362	116	127.8	113	416,521	105.8
1973	46,047	123	133.5	118	400,740	101.8
1974	51,840	139	148.1	131	394,755	100.3
1975	54,306	145	159.9	141	387,379	98.4
1976	59,190	158	164.9	146	374,003	95.0
1977	70,019	187	194.2	172	368,166	93.5
1978	72,903	195	201.7	178	354,628	90.1
1979	77,207	206	211.7	187	340,405	86.5
1980	79,689	213	225.4	199	334,377	84.9
1981	86,159	230	238.2	211	315,117	80.0
1982	92,348	247	256.3	227	312,405	79.4
1983	97,070	259	271.3	240	300,513	76.3
1984	102,432	274	288.4	255	281,402	71.5

資料：Donnée Sociales 1987, INSEE

よって出生数に関する統計（表4）からみると、前者は、子の数の多いのは低所得家族であり、後者は、無職の妻より働いている妻の方が子の数が多い。

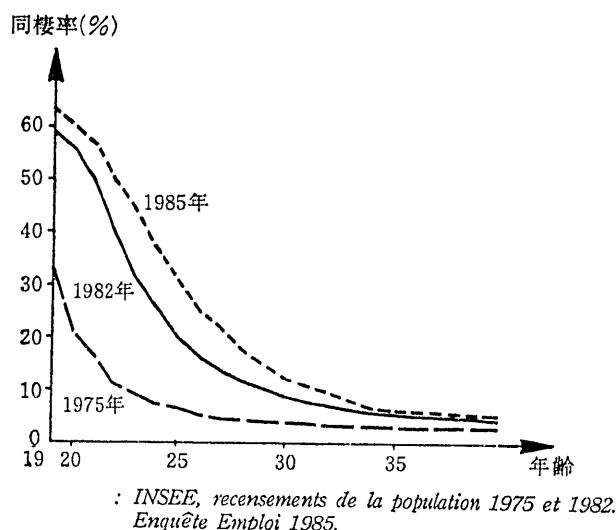


図2 年齢別婚外同棲率の推移

表5 離婚事由の推移

	1976	1984	主たる請求者が妻である場合	
			1976	1984
総 計	100	100	67.1	72.9
協議離婚	25.6	47.2	—	—
うち、共同請求によるもの	20.3	32.8	—	—
一方の請求によるもの	5.3	14.2	60.2	67.3
過失	70.7	51.7	69.6	75.1
共同生活の破棄	3.7	1.1	28.7	44.7

資料：Ministère de la Justice, répertoire général civil

(2) 婚姻の減少

出生の減少に対して、婚姻は一時期増加し、その後減少傾向にあるが、離婚は同じ時期に一貫して増加している。1968年から1978年の10年間をみると、婚姻数はやや減少しているのに対して、離婚は2.27倍の増加であり、1978年においては、4.35組の結婚に対して1組が離婚して

いる計算になる（1986年では婚姻100組に対し離婚は31.8組である）。これに比べて、1968年では離婚は結婚10組に対して1組であった。こうした傾向について L. Roussel は、現在20歳の世代の4人に1人は、同棲かどうかを問わなければ、単身者であることになると述べている。

これまで、結婚は経済的動機に負うところが大きいと考えられてきたが、女性の高学歴化や社会進出によって経済的自立が強まるにつれて、結婚は対等な人間関係の上に成り立つようになり、さらには結婚という伝統的形態にとらわれる必要性もなくなりつつある。一方、フランスの家族政策はこうした傾向に反して、宗教上の理由だけでなく人口政策上離婚に対して法的に厳しい態度をとってきたため、事実上の離婚であっても離婚として認められないままのものが多かったが、1975年7月に協議離婚を認めたことにより、統計に現れる離婚数も多くなっている。

(3) 同棲ないしは自由結婚

婚姻の減少と逆に増えているのは同棲ないしは自由結婚（Union libre）とよばれるものである。自由結婚はとくに若年者に多くみられ（表5および表6）、その増加が人口に与える影響や家族政策へのインパクトが問題とされるようになってきている。

自由結婚ないしは同棲がなぜ増えているかということについての解釈としてさまざまなものがあるが、その第一は、同棲は結婚の代替的形態ないしは結婚の延期であるという解釈である。その証拠として、最初の結婚の年齢が上がっていることがあげられる。1980年の男子の初婚年齢は25.2歳であったが、1984年には26歳になっている。また、25歳未満の独身女性の結婚は1972

表6 法律上夫婦および法律外夫婦の推移

(単位:千)

	1962	1968	1975	1982	1985
全夫婦	10,619	11,366	12,400	13,244	13,242
法律上夫婦の割合	97.1%	97.2%	96.4%	98.7%	92.6%
法律外夫婦の割合	2.9%	2.8%	3.6%	6.3%	7.4%
35歳未満	2,375	2,545	3,257	3,541	3,212
法律上夫婦の割合	97.5%	97.4%	94.9%	86.9%	81.7%
法律外夫婦の割合	2.5%	2.6%	5.1%	13.1%	18.3%
35歳以上	8,244	8,821	9,143	9,703	10,030
法律上夫婦の割合	97.0%	97.2%	96.9%	96.2%	96.2%
法律外夫婦の割合	3.0%	2.8%	3.1%	3.8%	3.8%

資料: Resensements et Enquêtes Emploi, INSEE

表7 婚外夫婦の年齢別割合の推移

(単位%)

	1982	1983	1984	1985
35歳未満男子	13.0	14.8	16.4	18.3
うち25歳未満	32.6	37.1	40.9	43.3
25歳～29歳	13.7	16.1	19.2	21.5
30歳～34歳	7.3	8.0	8.3	9.5
35歳未満女子	11.6	13.1	14.6	16.0
うち25歳未満	25.0	28.2	31.1	33.0
25歳～29歳	9.5	11.1	13.0	15.2
30歳～34歳	5.9	6.4	7.2	7.8

資料: Enquêtes Emploi, 1982～1985

年に314,000件であったが、1984年には163,000件に減っており、独身女性の割合は、20歳から24歳の者について、1975年の55%から1982年の65%へと10ポイント増えている。

若年者の同棲にはライフスタイルとしてのものと結婚を前提としたものとがあるが、前者の場合であっても家族関係や職場関係から、あるいは経済的理由から、あるいは生まれた子が学齢に達したことなどから法律上の結婚に至るものもある。しかし、近年、子どもが生まれてもなお、法律的結婚をせずにいるものの数が多くなっており、同棲の普及によって経済的な動機や社会的動機に左右されない世代が増えていることがうかがえる。1975年から84年までの9年

間に結婚していないカップルによる出生数は63,000から135,000と倍増しており、出生全体の5分の1を占めている。

一方、離婚経験者が結婚ではなく同棲形態をとるケースも多くなっており、結婚しているカップルに比べて離婚経験者カップルの場合の相手は若年者が多い。また、若年同棲の場合の60%以上は少なくともどちらかが離婚経験者であり（表7）、しかも子持ちである。

いずれにせよ、同棲が増加している理由は多種多様であるが、結婚前に同棲を経験しているカップルの数が多くなっていることは事実である。1984年の戸籍調査によれば、独身者の双方の婚姻届住所がその前後で変わっていないこと

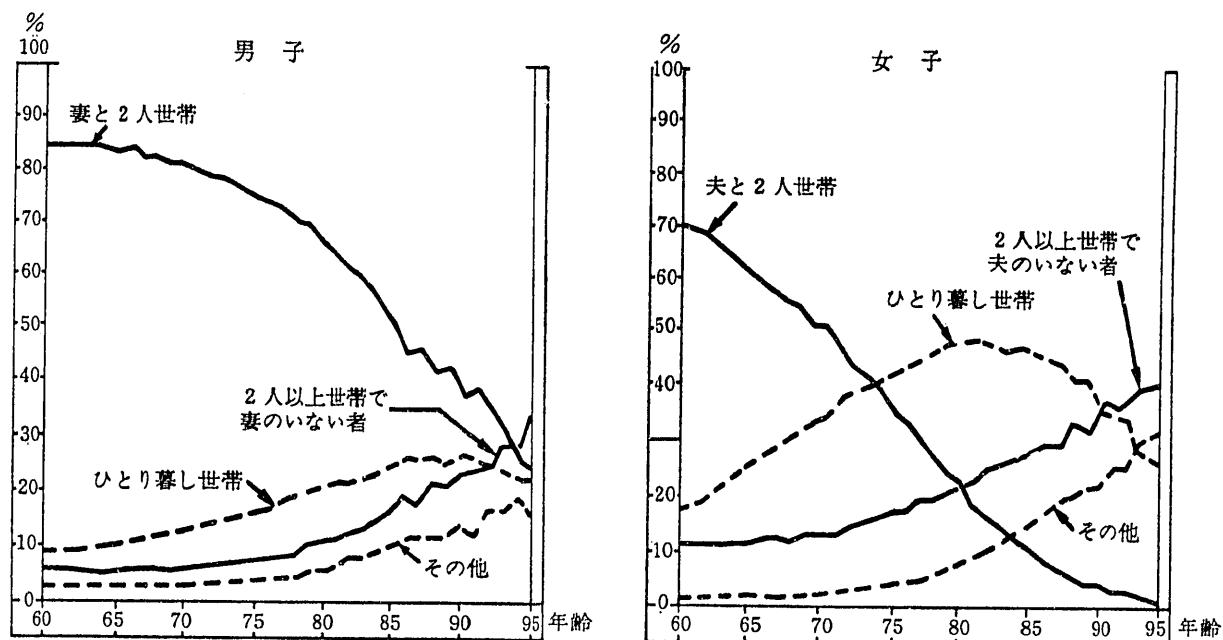


図3 老齢者世帯と生活の場

資料: Resensement 1982, INSEE

が多く(43%), さらに、男子の年齢は30から39歳であり(64%), 双方が離婚者であるケースは80%に達する。

こうした家族や結婚のあり方の変化は、出生率低下、片親家族の増加、ひとり暮らし（とくに老年層）などの問題を生んでいる。同棲が増加しているのとは逆に、ひとり暮らしも増えている。ひとり暮らしは、老人に多くみられるだけでなく若年層にも増えており、1982年に35歳未満のひとり暮らしは1,025,000人だったが、毎年漸増し、1985年には1,190,000人になっている。他方、これまで若者が両親のもとを離れて独立する傾向が一般的だったが、1980年代に入って逆に両親のもとに止まる若者が増え始めている。20歳から24歳までの男子で両親と一緒に住む者の割合は、1982年で62.4%であったのが1985年では67.7%となっている。女子の場合も、同じ時期に、40.2%から45.7%に増えている。その最大の理由は経済の停滞による雇用機会の減少があげられるが、それ以外にも国内移

動の機会が少なくなったことや就学期間の延長などをあげることができる。

3 家族手当政策の変化

(1) 家族手当前史

フランスの家族手当制度は、フランスの家族の変貌とともに変化してきている。

家族手当制度の前身は19世紀末の L. Harmel や Le Play らの経営者による家族手当制度であり、20世紀に入ってからは、第1次大戦出征兵士家族救済を目的とした家族手当制度であった。第1次大戦後、とくに人口政策的見地から民間事業としてではなく国が積極的に関与が求められるようになった。こうした動きは、多子家族に対する減税、免税、鉄道運賃割引などのほか、低家賃住宅提供措置などを生んだ。さらに、妊娠中絶禁止に関する法律も作られた(1923年)。

積極的な人口政策と並行して、家族手当金庫

は活発に創設され、1920年だけで49金庫が創設された。しかし、その間も出生率の減少が続いたため、1928年の社会保険法に統いて、1932年にすべての商工業被用者に対する強制加入制度として家族手当制度が制定された。さらに、1937年には農業被用者、1938年には農業経営者および職人に拡大適用され、最終的には1939年の家族法典に組み込まれることになる。家族法典は、フランスの人口増加に寄与する家族構成、すなわち3子以上の家族に対する優遇をうたい、また就業者のみならず、無職者に対しても扶助の枠内ではあるが家族手当を支給することを定めた。

(2) 第2次大戦中の家族手当政策

第2次大戦が始まると、戦争遂行に大量の兵士が必要とされることから、生めよふやせよといった要求が高まり、家族法典に盛られた家族政策および家族手当政策を一層強化する方向がとられた。ドイツ占領下にあった1940年から45年にかけて、1932年法および1939年法が就業を家族手当支給の条件としていたのを緩和し、完全失業者および部分失業者に拡大し（1940年）、さらに病気の社会保険被保険者や退職者（1941年）、廃疾社会保険被保険者（1942年）に適用拡大していった。

適用拡大とともに3子以上の家族に対する手当金増額のほか、被用者としての稼ぎ手が1人である世帯に対する単一賃金手当（allocation de salaire unique）の創設（1941年3月29日法）など給付改善が行われた。とりわけ、単一賃金手当は家族手当の50%近くを占めることになり、2子以上をもつ家庭の妻の5分の4以上がこの手当を受給した。

(3) 戦後の家族手当政策

第2次大戦が終了すると、簡素化して本来の児童手当を基礎とし、単一賃金手当および出産手当からなる家族手当制度にすることが図られた。その背景には、出生率が回復してきたことや家族手当支出が全社会保障支出の40%近くを占めるに至っているということがあった。

1946年に人口家族審議会（Haut Comité Consultatif de la Population et de la Famille）は政府に対して、家族手当と賃金とをリンクさせること、産前手当金創設、出産手当の適用拡大、手当金増額、フランス国籍をもつ嫡出子に限らず外国籍および庶子への唯一賃金手当適用拡大、住宅手当創設などを提案した。政府は、これらの提案を全面的に受け入れて、給付改善を盛り込んだ法案を議会に提出したが、財政上の理由から全面的な改善には至らなかった。

これ以後、新規手当の創設が相次ぎ、住宅手当（1948年）、自営業者等に対する主婦手当（1955年、被用者の単一賃金手当に対応するものである）、未成年廃疾者の特殊教育手当（1963年）などが創設されている。

一方、1946年度予算法において、家族扶養に対する税制改革が行われ、いわゆる家族係数（quotient familial）制度ができた。家族係数は、家族扶養の有無や規模に応じて所得税控除を行うもので、次のような係数を設定した。

- ・ 単身者、離婚者または寡婦であって、子のいない場合 1 単位
- ・ 結婚して（3年たっても）子のない場合 1.5 単位
- ・ 結婚3年未満、扶養する子がいる場合 2 単位
- ・ 扶養する子がいる場合、子1人につき 0.5 単位

家族係数制度は単純で、公平であるといわれる一方で、A. Sauvy が家族係数が高所得者に対して過度に恩恵を与えると評したように、家族係数制度は被扶養者数のみに着目して世帯全体の収入の大小には関係しないので不公平であるという批判も強かった。

1960年代に入って、家族に関する税制や家族手当制度改革に関して多くの報告書が作成され、たとえばドブレル報告（1963年）、ボルダ報告（1965）、フリデル報告（1967年）などで、全体で8報告書が出されている。なかでも、第6次5か年計画の人口問題作業グループであるラロック委員会は、児童中心の家族政策を高齢者政策へシフトすることや福祉施設やサービス重視の方向で見直すことを強調した。また、所得や若年世帯のニーズに応じて給付を変えること、若年世帯に対する貸付制度（子の出生ごとに返還金減額を含む）の創設、第3子および第3子に対する援助強化、単一賃金手当と主婦手当の増額、家族手当支給額を所得税対象所得に合算することによる給付の調整、住宅手当を含む住宅全体に対する家族手当のいっそうの関与なども提案された。

政府はラロック委員会の提案をうけて、とくに高齢者と成人障害者に対する政策を重視することとし、また家族手当に関しては、家庭に止まるか、仕事を続けるかを選ばせるように単一賃金手当に関する所得基準の採用、家庭手当の課税対象所得への合算、家族係数の見直しなど選別主義的色彩を強化する方向をうち出した。

（4）1970年代の家族手当政策

フランスの出生率は1970年代に入って再び後退しあげたので、家族手当は本来の児童手当を強化することになる。その一方で、社会保障

費の膨張、とくに医療費の急増や老齢人口の増加とともに年金や福祉支出の増加が顕著になりはじめた。こうしたなかで、児童を対象とする分野で改善が行われた。その一つは、未成年障害者に関するものであり、もう一つは孤児手当の新設（1970）である。前者は、すでに特殊教育手当として障害児の教育費用援助が行われていたが、施設収容者に限られていたものを施設以外の場合に拡張することとし、未成年障害者手当を新設した（1971）。後者は、離婚の増加などによって増加している片親家庭とその扶養児童に対するもので、それまで社会福祉によってカバーされていた領域を家族手当がカバーすることになった。孤児手当は片親家庭そのものを援助するだけでなく、子どもを他人の家庭に預けて養育してもらうようとする目的ももっている。

児童教育に関するもののほか、若年世帯、とくに子どものいない若年世帯に対する住宅手当（1972年1月）や住宅整備貸付制度（1972年11月）も設けられた。

老人や障害者など社会的弱者に対する援助は従来社会福祉の分野に属するものであったが、それらが家族政策の一環に組み入れられたのは1970年代の特徴といってよい。未成年障害者手当につづく成人障害者手当新設（1971年）や障害者のための住宅手当新設などがそうである。社会福祉的給付を家族給付に組み込んだ背景には、扶助から社会保障への発展をめざす方向が強まることのほかに、社会保障費の増加によって他の給付部門の財政を家族給付から引きうけることになったことがある。

1970年代の家族政策の中心課題の一つは出生率回復を目的とした児童手当であり、もう一つは社会福祉的給付であるといったが、1973年の

石油危機を契機とする経済的停滞とともにあって家族手当も重点的配分政策が強化されるようになった。たとえば、それまで障害者に対する家族手当給付として、特殊教育手当、未成年障害者手当がある一方、社会福祉手当も存在しており、錯綜していたこれらの給付を一本化して特別教育手当 (allocation d'éducation spéciale) を新設した(1975年)。この手当の支給条件はこれまでより緩和されたこともあり、支給件数は創設後5年で2.4倍以上に増えた。

また、片親家庭児童の保護強化を目的として孤児手当を拡充し(1975年)、支給率も従来の基礎月額の15%を22.5%にまで引き上げた。

児童以外でも、成人障害者手当 (allocation aux handicapés adultes) を廃止して障害成人手当 (allocation aux adultes handicapés) を新設し、未成年者障害者の場合同様に支給条件を緩和し、給付額も最低年金の引き上げ率に合わせて増額するよう改められている。しかし、こうした社会福祉的給付の引き上げが大幅であったことから家族手当支出に与える影響は無視しえないものとなり、1978年に障害者に対する所得保証制度を創設して、家族手当へのは

表8 家族手当給付と所得条件

年 次	家族手当給付全体に占める所得リンク給付の割合
1970	13.6%
1971	14.3
1972	25.7
1973	35.7
1974	41.0
1975	40.5
1976	41.4
1977	44.0
1978	45.9
1979	48.5
1980	49.4
1981	49.9

資料: J.-J. Dupeyroux, Droit de la Sécurité sociale

ね返りを緩和する施策がとられることになった。

ところで、石油危機以降に新設あるいは統廃合された家族手当の支給は、特別教育手当以外のすべての給付、すなわち新学期手当 (allocation de rentrée scolaire)、障害成人手当、片親手当 (allocation de parent isolé)、対人住宅手当 (allocation personnalisée au logement)、家族補助 (complément familial)、家族所得付加手当 (supplément de revenue familial) などは所得額によることにされた。給付額が所得に応じてきめられる各種給付の家族手当給付全体に占める割合は1970年以降年々増加し、1981年にはほぼ50%となった(表8)。

(5) 負の所得税の実験

1970年の家族手当がアメリカやイギリスで議論され採用された負の所得税にもとづいた実験を試みたことについて触れる必要がある。フランスにおける負の所得税導入積極論は、L. Stoleru や C. Stoffaes らによって称えられ、家族給付において最低保証所得 (revenu minimum garanti) として具体化された。片親手当と家族所得付加給付がそれである。

片親手当は、家族扶養を一人で行い、一定所得以下の者に対して、扶養する子の数に応じて最低所得を保障するものである。すなわち、片親手当額として支給されるのは、所得上限額と当該扶養者の所得額の差額である。片親手当に対しては、急場しのぎの給付でしかなく、扶養にあたる親が職につくような誘因をもたらす、不正受給が存在するなどの批判が少なくない。

もう一つの家族所得付加給付は、3子以上家族に対して最低所得保障を行うものである。しかし、最低所得層の家族は定額給付であり、そ

の額が改定されぬまま据え置かれていることや対象所得上限も据え置かれているため、付加給付対象者は年々減少しており、本来の目的とはほど遠いという批判がなされている。

(6) 社会党政権と家族手当政策

1981年に保守政権に代わって社会党政権が誕生した。当初、政府は社会保障給付全般について給付額引き上げを図ったが、1982年に入つて経済状況が悪化したため、物価および賃金の一時凍結などの措置がとられた。こうした措置とともに、社会保障支出抑制が強化されることにより、家族給付についても全面的に抑制が及び、出産給付や若年世帯貸付など人口政策に関する給付もその例外ではなかった。

(7) 家族手当給付の改編

これまで見てきたように、フランスの家族手当制度の給付は、家族政策だけでなく、社会保障政策の変化にともなつて新設されたり廃止されてきた。そのため、給付目的も内容もばらばらで重複するものとなり、全体の調整が必要であることが指摘されてきた。1980年代に入つて、財政的な要請もあって家族給付の見直し作業が進められ、孤児手当に代わる家族支援手当(allocation de soutien familial)が創設された(1984年)。この手当は、孤児手当に比べて、扶養責任のある親に扶養能力のない場合に全額または一部を手当として支給するもので、親の扶養責任を強化している。

1985年1月には児童手当(法案では allocation au jeune enfant とであったが、法律では allocation pour jeune enfant となった)と養育手当(allocation parentale d'éducation)が新設された。幼児手当は、従来の産前手当、産

後手当および家族補助(complément familial)の一部を統合したもので、3歳未満の児童のいる家庭に支給される。ただし、両親が働いている場合は、3子以上でなくてはならない。育児手当は、出産休暇期間をこえて育児を希望する母親に対して、仕事を中断したり、仕事の量を減らさねばならない場合に支給するものである。

1986年12月に、幼児手当および育児手当の改正、家庭保育手当(allocation de garde d'enfant à domicile)の新設のほか、家族補助の特例、育児手当関連給付の併給、若年世帯貸付、出産を事由としない引越手当および雇主に対する出産休暇賃金相当払い戻しなどの廃止をきめた家族手当改革を行つた。この家族政策の見直しによる家族手当改革と合わせて、1987年度予算法によって家族係数に関する改正が行われ、扶養する全ての児童について一律に係数を0.5(第4子以降は1.0)プラスすることになったが、税控除額などの点では厳しくなつた。

新設の保育手当は、仕事をもつ親が3歳未満の子の面倒をみてもらうために育児をひとに頼む場合に支給されるもので、保育を引き受ける者の社会保険料等を含めて月額最高2,000 フランである。

(8) 家族手当の現状と新しい動き

1986年12月の家族手当改革によって、現在フランスの家族手当制度は、次にあげるような家族扶養に関する手当および住宅関連給付を行い、そのほかに障害者や老人に対する福祉サービス事業を行つてゐる。

- (1) 児童手当(A P J E) [a] [A] [B]
- (2) 家族手当(いわゆる児童手当。AF) [c] [B]

フランスの家族と家族手当政策

(3) 家族補足手当 [c] [A]

(5) 特別教育手当 [b] [B]

(4) 住宅手当 [d] [A]

(6) 家族支援手当 [c] [B]

表9 家族手当とその給付月額 (1988年7月1日現在)

(単位: フラン)

給付	子の数	1人	2人	3人	4人	5人以上1人あたり
1. 家族手当	—	566.45 (32%)	1,292.23 (73%)	2,018.00 (114%)	725.77 (41%)	
年齢加算						
(1) 10歳～15歳: 159.31 (9%)						
(2) 15歳～: 283.22 (16%)						
2. 児童手当(APJE)						
A. 所得制限なし 妊娠4か月から出産後3か月まで	813.00 (45.95%)	1,626.00	2,439.000	3,252.00	813.00	
B. 所得制限あり 所得上限	813.00 (45.95%)	813.00	813.00	813.00	—	
(1) 働き手1人	80,604,000	96,725.00	116,070.00	135,415.00	19,345.00	
(2) 働き手2人	106,522.00	122,643.00	141,998.00	161,333.00	19,345.00	
3. 家族補足手当						
(1) 3歳未満児	737.00 (41.65%)	1,434.00	2,211.00	2,948.00	737.00	
(2) 3歳以上3子 所得上限(APJEと同じ)	—		737.00	737.00	—	
4. 片親手当	3,540.36 (200%)	4,425.45 (250%)	5,310.54 (300%)	6,195.63 (350%)	885.09 (50%)	
5. 家族支援手当						
(1) 両親がいない場合	531.05 (30%)	1,062.10	1,593.15	2,124.20	531.05 (30%)	
(2) 片親がいない場合	398.29 (22.5%)	796.58	1,194.87	1,593.16	398.29 (22.5%)	
6. 新学期手当	354.03 (20%)	708.06	1,062.09	1,416.12	354.03	
所得制限	77,089.00 (130%)	94,879.00 (160%)	112,669.00 (190%)	130,459.00 (220%)	17,790.00 (30%)	
7. 養育手当(APE)						
(1) 仕事を離れた場合	—	—	2,524.00 (142.57%)	—	—	
(2) 仕事を半減した場合	—	—	1,262.00	—	—	
8. 特別教育手当						
(1) 本来の手当	—	—	—	—	566.45 (32%)	
(2) 1級障害	—	—	—	—	1,274.25 (72%)	
(3) 2級障害	—	—	—	—	424.84 (24%)	
9. 引越し手当 (最高額)	—	—	4,188.96 (240%)	4,538.04 (260%)	349.08 (20%)	

(注) 括弧内の数字は算定基礎月額(1,770.18フラン)に対する割合である。

- (7) 新学期手当 [b] [A]
- (8) 片親手当 (A P I) [c] [A]
- (9) 育児手当 (A P E) [a] [B]
- (10) 家庭保育手当 (A G E D) [a] [A]

これらのはかに、家族政策から家族手当制度に組みいれられてはいるが、国庫財源によっている成人障害者手当 (A A H) などの給付を経理上含めている。

家族手当給付は、その目的または支給条件によって分類することができる。前者の場合、出産関連給付 [a]、特定目的給付 [b]、所得補助給付 [C]、および住宅関連給付 [d] に分類し、後者の場合、所得によって支給がきまる場合 [A] と所得によらない場合 [B] に分類できる。上記手当に付した [] の中はこの分類によるものである。

家族手当給付の多くは、所定の算定基礎月額にもとづいて算出される (1988年7月1日現在の算定基礎月額は1770.18フラン。表9)。

最近の動向としては、フランスに居住し、所定の年齢条件を満たし、かつ社会に同化し、職業につくために企図される事業に参加する者に最低所得保障を行う目的で支給される同化最低所得 (revenu minimum d'insertion) に関する法案がある。同化最低所得は、本来の家族手当給付ではなく、その財源は国庫とし、その一部は一種の富裕税 (impôt de solidarité sur la fortune) によるとされているが、給付支払事務は家族手当金庫に委任することになっている。

この同化最低所得を新設する理由として、「國も國民も我が國の福祉の水準は世界でもっとも高いものの一つであることを知っている。今日、ほぼすべてのフランス人は医療保険によってカバーされ、退職者は年金によって貧困と縁がなくなり、児童扶養のための費用も他の国

々より補償されているが、その一方で新たな貧困とよばれる現象が生じている」(法案第1条)と述べ、大量失業とともに新しい貧困層の出現に対処し、また低下する勤労意欲や社会的責任感の回復を図ろうという意図がよみとれる。この同化最低所得に対し、むしろ貧困を「制度化」する恐れがあるだけでなく、運営面および財政面での管理も難しいという指摘がなされ、また、いわゆるアングラ労働を助長し、同化最低所得受給要件を満たす仕事しかしない者をつくり出すことを危惧する声もある。さらに、同化最低所得制度は、家族連帯の崩壊を法的に認知するものであること、夫婦より単身者に有利であること (子ども1人を扶養する場合、見かけ上の単身者は4,600 フラン支給されるのに対し、夫婦であると3,600 フランとなってしまう)、地域格差を生むこと、多子家庭に不利であること、同化最低所得の算定基礎所得に家族給付を算入するために家族給付のもつ本来の性格 (家族扶養負担の平準化) を弱めることなどの欠点をもつことが予算審議の過程で指摘されている。

1981年に社会党が政権の座についた際にとられたのは、家族手当と人口政策とを結びつけないこと、所得とリンクさせないこと、子どもの扶養負担援助に焦点を絞るという方向であったが、政権をとり戻した保守政権のもとで、再び家族政策において人口政策重視の方向がとられた (1986年の家族手当改革 : Le Plan Famille) ことはさきに述べたが、1987年に再度返り咲いた社会党政権の家族政策は一貫性を欠くものとして出生率回復重視の家族政策を掲げる保守派から批判を浴びている。そうした批判のなかで、3子以上の子を扶養する45歳以上の母親の医療を無料とし、55歳から65歳までの子持ち寡

婦の遺族年金に特別加算し、出産休暇期間を勤続年数に算入するなどを含む家庭で子どもを育てる母親の福祉権を設定した1988年1月5日の法律は、1986年の家族手当改革の理念を受け継ぐものとして評価されている。

参考文献

- 1) La Politique Familiale Globale, CES, 1981
- 2) La politique familiale en France depuis 1945. Documentation Française, 1985
- 3) Y. Castellan: La Famille, PUF, 1986
- 4) P. Canonge: La politique familiale, Revue française des Affaires sociales, no. 4 Numéro spécial, 1980

- 5) M. Laroque: Systèmes familiaux et la politique de la famille en France, Revue française des A. S., no. 1, 1981
- 6) J. Bichot: Le quotient familial, Droit social' no. 6, juin 1981
- 7) La famille: une idée moderne, L'Express, 13 juin 1986
- 8) Lettre CAF, CNAF
- 9) Dossiers CAF, CNAF
- 10) Annuaire des Statistiques Sanitaires et Sociales 1987, Ministère des Affaires Sociales
- 11) Données Sociales 1987, INSEE
- 12) Avis présenté au nom de la Commission des Affaires Culturelles, Familiales et Sociales sur le projet de loi de finance pour 1989 (No. 160)

(ふじい りょうじ)

【論 文】

スウェーデンの家族政策

花園大学助教授 古橋エツ子

要旨

スウェーデンの家族政策は、ヨーロッパ諸国と同様に出生率の低下に起因している。そのため、人口増加という視点が明確にされている。しかし、ヨーロッパ諸国の家族政策との相異は、家族の側に子どもの出産・育児の選択を委ねつつ家族を援助していくことにある。スウェーデンの家族政策は、(1)子どものいる家庭への援助、(2)保育サービスの充実、(3)あらゆる分野での男女平等促進等がその基本的目標として行われている。具体的には、児童手当や両親手当等の支給、各種の保育施設や保育サービス、そして、男女労働者が共に労働生活と家庭生活の調和をはかることが出来る施策が試みられている。

また、伝統的な家族形態の変動による家族機能の弱体化に対しては、個人が選んだその生活を国が条件整備していくという姿勢を示している。その姿勢は、事実婚、同姓婚等の法的位置づけ、婚姻外の子どもが実子とまったく同じ法律上の権利を有すること、単親の場合には両親手当を両親合計分受給できること等の中にみられる。

こうしたスウェーデン家族政策のあり方は、高齢化社会をむかえ、家族形態や人口構造の激しい変化への対応策として、注目される。

1 はじめに

スウェーデン家族政策の発端は、ヨーロッパ諸国と同様に出生率の低下に起因している。そのため、基本的には、人口政策としての家族政策という視点がかなり明確にされている。しかし、ヨーロッパ諸国の家族政策が、単に出生率の上昇や子どものいる貧困家庭を中心とした援助を目的としているのに対して、スウェーデンの家族政策は、人口増加という人口政策を進める際に、まず、家族側に子どもの出生に関する選択を委ねつつすべての家族に援助をしていくとする姿勢を示している¹⁾。

歴史的に見ると、1934年のミュルダール夫妻著の「人口問題の危機」の警鐘が、家族政策への第一歩となっている。具体的には、児童手当等の子どもの養育費用に対する援助、出産費用の無料化、女子労働者に対する妊娠・出産を理由とする解雇禁止等がされた。その反面、妊娠中絶も認可されている。また、1960年代後半からは、既婚女性の就労率上昇により、子どもの保育サービスと男女労働者がともに家事・育児と労働の調和をはかるための政策が展開されていった。さらに、家族政策にとって重大な人口現象となる、結婚の減少、同棲の増加、離婚・再婚の増加、単親家庭の増加等、多様な家族形態に対応した援助の充実が目指されている。

こうした中で、スウェーデン家族政策は、(1)多様な家族形態を前提とした子どものいる家庭への援助、(2)子どもへのより良い保育サービス、(3)男女の経済的独立性を目指した男女平等の促進等を基本的目標として行われている²⁾。

以下、スウェーデン家族政策の基本的目標として行われている具体的な施策と、その施策に関連して論議されている点について述べてみたい。

2 子どものいる家庭への援助

スウェーデンの子どものいる家庭の構成は、図Ⅰの如く、法律婚の家庭、離婚による単親家庭、再婚もしくは再々婚の家庭等と多様である。この中には事実婚(SAMBO)家庭の子どもの数は入っていないが、スウェーデンの現行制度の下では、「すべての子ども」を対象に援助がされている。まず、子どもの養育費用に対する援助としては、児童手当、奨学手当(教育手当)、住宅手当等がある。また、単親家庭の子どもも、もしくは、どちらの親とも同居していない子どもに対しては、扶養費立替え払い制度による児童扶養手当がある。なお、出産や育児に関する援助としては、「すべての親」を対象とした両親手当制度がある。

(1) 児童手当・奨学手当

1941年に設置された新しい人口問題委員会は³⁾、(1)出生率を高めるため、(2)「公平性」の視点からも子どものいる家庭が子どものいない家庭より経済的貧困に陥らないように、(3)社会政策的配慮から子どもの成長のための生活保障をすること、等を提案した。この提案によって、1948年からすべての児童を対象とする児童手当

が支給されるようになった。児童手当法制定(Lag om allmänna barnbidrag <SFS1947:529>)への段階で、人口問題委員会は、1920年以降に実施されてきた児童扶養控除の拡充も一つの方法として検討するため実態調査をした。しかし、低所得世帯ほど扶養控除に基づく減税効果が発揮されていないことが判明したため、「すべての所得階層の人々に等しく子どもの養育費用を保障する」公平な児童手当の支給が実施されることとなった⁴⁾。

児童手当は、すべての子どもに16歳の誕生日まで、家族の収入に関係なく毎月支給される。1988年現在、手当金額は子ども1人につき1年間5820クローナ(約13万円)である。1982年以降、多子加算が導入され、3人目の子どもは50%の加算がされ、4人目からは160%の加算ができる⁵⁾。なお、子どもが16歳に達したときに義務教育が終了していない場合には、児童手当が延長して支給される⁶⁾。

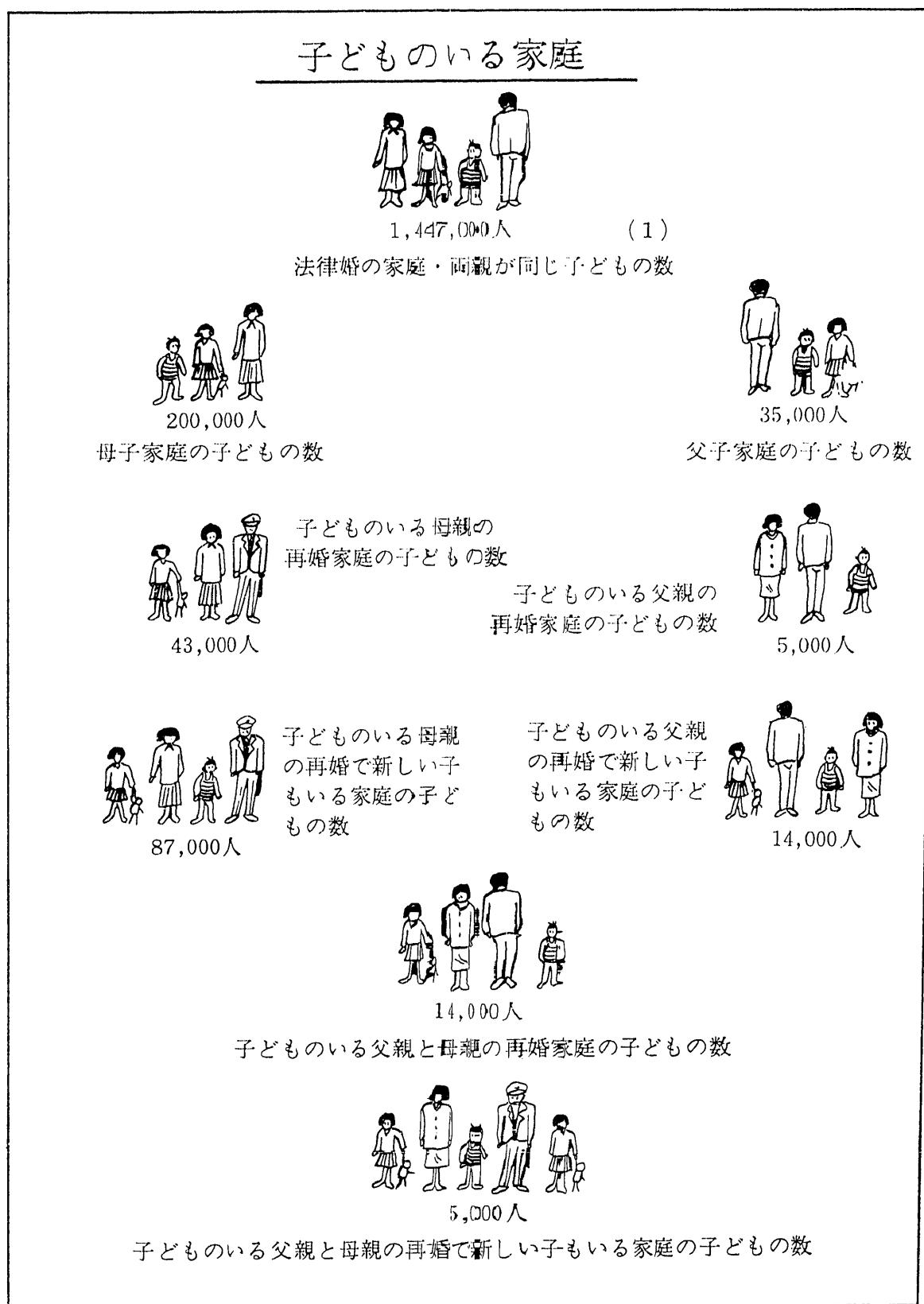
奨学手当は、子どもが16歳以後まだ学生の場合に、20歳まで引き続き児童手当と同額の手当金額が支給される。1987年以前は、夏休みはアルバイトしなさいという趣旨から、手当は年間9か月分の支給であった。

これらの手当は、すべて全額国庫負担で非課税扱いである。現在、児童手当は、子どものいる家庭の養育費の30%前後を占めており、どの政党も児童手当の重要性を認めている。

(2) 住宅手当

住宅手当は、17歳未満の子どものいる家庭を対象に、国とコムューンから支給される。手当額は、家族の所得額、家賃の額、子どもの数(実子、養子、里子、通常は施設で過ごしているが休暇には帰宅する子どもも入る)により審査され

図1



注(1) 実の親と暮している子どもの数は、合計1,501,000人。そのうち、両親が同じ子どもの数は1,447,000人で、異父母の子どもの数は57,000人。

出所：統計庁、1987年。

る。子どもが17歳以後まだ学生の場合は、20歳まで延長して支給されるが、手当額は50%減額となる⁷⁾。子どものいる家庭全体の三分の一が住宅手当を受けており、単親家庭、親の一方が在宅の家庭、多子家庭に受給者が多い。住宅手当は、非課税扱いである。

(3) 児童扶養手当

児童扶養手当は、国が親の扶養義務の一時的肩替りとして、養育費の一定部分を現に子どもを育てている養育者に立替え払いする制度(Lag om bidragsförskott <SFS1964:143>)である⁸⁾。この手当は、未婚もしくは離婚による単親家庭の18歳未満の子ども、または、どちらの親とも同居していない18歳未満の子どもに、以下の条件を充足する場合に支給される。

- ① 離婚の際、裁判所で養育費が決定されていること（両親が未婚の場合は、父親の確認が必要である）。
- ② 裁判所で決定された養育費が、児童扶養手当の金額より低額の場合、養育費が支払われていない場合、または、父親の確認手続中の場合。

立替えられる最高限度額は、基礎額(Basbelopp. 国が年金等の受給年額を決定する際、物価事情を考慮して定める額)の40%もしくは30%である⁹⁾。国は、債権者として扶養義務者に対して、立替え払いをした児童扶養手当金額の返還を求償する。1986年の返還率は、82%である。

児童扶養手当は、併給される児童手当と同様に非課税であり、全額国庫支出である。1980年代に入ってからは、国の立替えに必要な国庫支出の急増による児童扶養費立替制度の見直しが問題となった。そのため、社会省は「1987年児

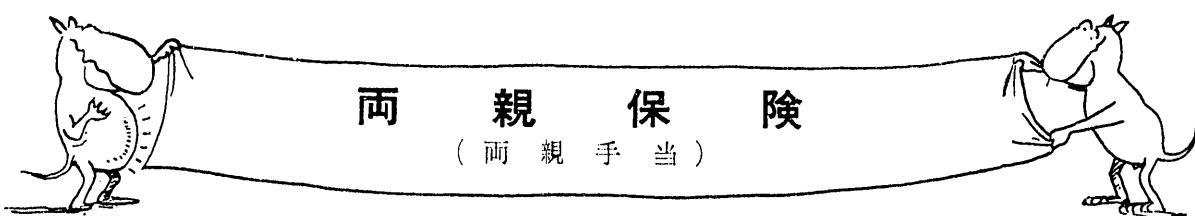
童扶養委員会」を設置し、ここ2年間をめどに制度の見直しを検討している¹⁰⁾。主な検討項目は、①国庫支出の急増、②立替えした扶養費の返還が困難なこと、③立替えや返還にかかる諸経費の増加、④扶養費立替制度を利用できない親たちに対する不公平の問題等である。

(4) 両親手当制度

かつて、出産に関しては、働く母親のみに出産手当が支給されていた。ところが、1974年に女子労働者の出産休暇が廃止され、代りに働く両親の出産・育児から職場復帰までの一連の権利を保障する育児休暇法が制定された。これに連動して出産手当も廃止され、新たに両親手当制度が国民保険法(Lag om allmän försäkring <SFS 1962:381>)の中に新設された¹¹⁾。

ただし、両親手当制度は、「すべての親」の出産・育児等を対象としているため、家庭にいる収入のない親に対しても両親手当を支給している。働いている親との相異は、働いている親が、育児休暇中の所得補償として本人の傷病手当相当額((本人の年間所得総額÷365)×90%)を両親手当として受給できるのに対して、家庭にいる収入のない親は、両親手当の最低保障額(1989年1月1日現在、1日60クローナ=約1300円)を受給する点である。すべての親は、両親合計で(単親は1人で)子どもが4歳までの間に360日間分の両親手当を受給できる。後述の1歳半の保育所全員入所との関連で、段階的に1991年を目標に、両親手当は、360日間から540日間(1年半)へと受給日数増加が予定されている。また、働いている親は、両親手当の他に、子どもの病気・授業参観・父親の子どもの出生に関する世話等を事由とする一時介護両親手当の受給ができる(表I参照)。

表 I



こんなときに！	補償は？	期間は？	期限	保険事務所への届出	雇用主への届出
妊娠中	妊娠手当	50 日間	出産予定60日前 から10日前まで		配置転換の場合は 少なくとも1か月 前に申し出る
	両親手当	60 日間 (合計で360日間)	出産予定の 60日前から		少なくとも2か月 前か、または、出 来るだけ早く
出産／養子縁組	"	360 日間	子ども4歳まで		"
	父親のための一時 介護両親手当	10 日間 各子ども毎に	子が家に帰ってから 60日以内／子の世話 をするときから		少なくとも 1週間前に
出産に関する両親教育 の受講	両親手当	(上記と合計で) 360 日間	出産の直前、直後		
			休暇を取る日に 子ども4歳まで		
子どもを保育所、就学 前学校、ファミリー保 育所（地域での子どもの ケアも含む）になれ させるためにでかける					
子どもと話したり、 いっしょに遊んだり する					少なくとも2か月 前か、または、出 来るだけ早く
子ども、または、いつ も子どもの世話をし ている人の病気、伝染病	一時介護両親手当	60 日間 各子ども 各年毎に	子ども12歳まで		休暇を取る日に
家にいる親が病気の子 どもを医者に連れて行 かねばならないとき、 交替して家にいる他の 子どもの世話をする					
児童福祉センター、 保健所、歯の治療に 連れて行く					
子どもの保育所、就学 前学校、小学校、学童 保育所、または、両親 教育に参加する	一時介護両親手当 (参観日と呼ばれ ている)	2 日間 各子ども 各年毎に	子ども4～12歳 まで		少なくとも 1週間前に

出所：保険事務所 (FÖRSÄKRINGSKASSAN) 1986年1月

各家庭における両親手当の受給状況は、360日間分のうち平均300日間である。また、父親の両親手当の受給率は25%どまりであるが、子どもの病気等を理由とする一時介護両親手当は、ほぼ母親と同率の50%をしめている。さらに、子どもの出生に関する父親だけの一時介護両親手当は、85%となっており、その定着ぶりをみせている。

なお、家庭で育児をする場合は、所得比例年金については受給資格年限の30年の中に算入されなかつたが、育児のために主として家庭にいる親が不利益を蒙らない配慮として、1982年以降、家庭にいる親の育児年数も所得比例年金の受給資格年限に算入されることとなつた。ただし、両親手当と一時介護両親手当は、いずれも課税対象となるため¹²⁾、相応の所得税がかかり、また、所得比例年金対象所得としても計算される。

3 保育施設等

両親が共に働くことが珍しくなくなった1970年代は、1978年を境いに保育時間の短い幼稚園から保育所へと子どもの数は急激な移動をみせている。同時に、学童保育所の子どもの数も伸びている¹³⁾。この時期、スウェーデン家族政策は、保育施設の拡充を重要なプログラムとして他の施設より優先的に行っている。1975年の政府とコミューン連合会(Svenska Kommunförbundet)の間の保育施設拡充に関する5か年計画協定(1976年～1980年)に、その意気込みがみられる。しかし、実際には、その目標を達成することが出来なかつた。そのため、1985年秋、前述の両親手当の受給日数増加と連動させて、子どもたち全員を1歳半から保育所に入

所できるよう1991年を目標とした保育所の増設が、国会で決議された。財政的な困難にもかかわらず、保育所の増設が家族政策の中で最も重要な目標とされたのである¹⁴⁾。現在、保育施設等は、社会サービス法(Socialtjänstlag<SF-S1980:620>)に規定され、コムューンが国の補助金を受けて運営している。

(1) 保育所・幼稚園・就学前学校

保育所、幼稚園、就学前学校は、カリキュラムは同じで、相異は保育所が全日制(1日5時間以上過ごす)、幼稚園と就学前学校がパートタイム制(1日3時間、1週15時間以上過ごす)のプログラムとなる点である。保育所は、親が働いているか、学習していることを条件として、生後6か月以上の子どもから入所できる。保育料は、親の所得額に応じて支払う。

就学前学校は、前述の5か年計画協定との関連で1975年から各コムューンによって、コムューン在住の子どもが6歳になった秋から就学前までの1年間を過ごせるように整備されることとなつた。そのため、保育所と幼稚園とを統一的に就学前学校と表現することになり、子どもたちは、6歳の秋から従来の保育所もしくは幼稚園のいずれかを就学前学校として無料で利用できる。

新しい試みとして、最近、オープン型の就学前学校が始まられた。各々の親と子どものペースにあわせて参加することができる。また、他の親子との交流や体験交換もできるようになっており、無料である¹⁵⁾。

(2) 学童保育所(余暇センター)

学童保育所は、7歳から12歳までの子どもの登校前と下校後の余暇活動の場となっている。

この余暇活動の目的は、子どものより良い成育と、子どもに安全な環境を提供すること、加えて、両親の家庭生活と労働生活の両立を可能にすることにある。

(3) ファミリー保育所

ファミリー保育所は、0歳から12歳までの子どもを個人の家庭で預かる保育所である。コムーネに登録されて国の補助金を受け、プログラムもみな同じで、保育所や学童保育所の補助的な存在としてではなく、正式な制度としてその役割を果たしている。

(4) 夜間保育所

夜間保育所は、親が労働時間の不規則な仕事や夜勤のある仕事をしている場合に入所できる。子どもの入所に際しては、親子が慎重に三つの段階を経て慣れてから入所することが配慮されている¹⁶⁾。1987年現在、12のコムーネに夜間保育所が開設されているが、いまだ十分でない。目下、全コムーネに夜間保育所を設置するため、予算が計上されている。

(5) 保育施策に関する論争

スウェーデンの家族政策において、子どものいる家庭への「援助」に対しては、政治的な論争はない。しかし、その援助の目的や方法については、それぞれの政党から提案がされるため、総選挙の際には、家族政策の争点となっている。前述のように、児童手当や両親手当等の役割および重要性は、どの政党も認めているが、保育所の増設に関して論議がされている。

すなわち、野党である保守政党（自由党、中央党、稳健連合党）は、私立保育所の建設に際して国の補助金がおりなかったことにも関連し

て¹⁷⁾、1985年の総選挙で保育所の増設より「養育手当」（児童手当や両親手当とは別に、就学前の子どもを対象としている手当）の新設を主張した¹⁸⁾。この主張の背景には、「小さな子どもを育てるためには、保育所か養育手当か」という1985年の調査（ただし、16歳～24歳までの1800人対象の調査）で、46%が養育手当を望んだことや、与党（社会民主労働党、共産党）の政策では、小さな子どもの母親を家庭の外へ追い出して大切なskinshipを奪っているという反発があるからである。これに対して、与党は、養育手当の新設よりも児童手当の増額を主張し、また、保育所の増設を止めることは母親を家庭に帰す意図があり、あらゆる分野の男女平等に反すると反論した。

こうした論争は、1988年秋の総選挙においても争点のひとつとなっていた。しかし、今回の総選挙で野党が敗退したことにより、養育手当に関する進展はみられていない。

4 あらゆる分野での男女平等

1980年代に入ってからのスウェーデンは、男女平等に関する法律上の条件整備だけでは達成できなかった家庭生活での家事・育児への男女平等に、一步踏んでいる。しかし、プライベートな部分に口をはさむというものではなく、あくまで、その視点は、家庭生活の中で平等を達成するためには、労働生活、特に、労働時間をどうとらえるかにおかれている。そのため、伝統的な男性の役割を考えたり、労働生活と家庭生活との調和を男女間ではかるべく労働時間短縮を進めることができている¹⁹⁾。

(1) 「男性の役割を考える委員会」の設置

「労働生活の場」で円滑に男女平等が行われるように男女雇用平等法 (Lag om jämställdhet mellan kvinnor och män i arbetslivet <SFS1980 : 412>) 等の法整備がされ、現在、7歳以下の子どものいる女性の87%が労働市場へ進出している。しかし、男性の「家庭生活の場」への進出は、育児休暇法 (Lag om rätt till ledighet förvärd av barn, m. m. <SFS1978 : 410>) 等の法整備がされたにも拘らず、あまりかんばしくない。その原因としては、一つは、両親手当制度によって育児休暇中の所得補償がされているとはいっても、いまだ男女間の賃金格差 (1985年の男女賃金比は、100 : 90) があるため、男性が休むと収入が減るということが障害になっていること、二つには、調査にも表れているように²⁰⁾、女性の教育レベルが高い場合は男性の育児休暇取得率を高めているが、工場労働者等の中には伝統的な性別役割分担意識の強い男性が多く、育児休暇取得に対して消極的になっていることである。

こうした現状に対して、真の男女平等を達成すべく²¹⁾、1983年に「男性の役割を考える委員会」(Arbetsgruppen om Mansrollen) が労働省に設置された。この委員会は、1984年から1986年までの間に、「父親の役割」「労働生活における男性の役割」「男らしさについて」「女性の多い職場で働く男性」等、数々の労働セミナーやシンポジウムを開催し、その結果を報告書にしている²²⁾。また、金属工業や道路工事関係等、5つの職場のプロジェクトに対して、育児休暇のより良い利用を目的とした実験が、1987年から1988年にかけて行われている²³⁾。

(2) 労働生活と家庭生活の調和

男性の役割を考える委員会の設置と時を同じくして、労働省に「労働時間問題委員会」(Delegationen för Arbetstidsfrågor. 以下、DELFA という) も設置され、労働時間短縮を中心討議された。DELFA は、「望ましい労働時間」「時間か金か」「週70時間労働一いかに分けあうか」「平等な週労働時間一その可能性と障害」等を討議して、14の報告書「DELFA Rapport」にしている。

これらの報告書の中では、25歳から44歳の女子労働者の労働時間が最も長く、しかも、労働生活と家庭生活の合計時間が、男性(週65時間)より女性(週74時間)の方が9時間も多いという実態が述べられている。そして、まず、労働生活と家庭生活のバランスを男女間ではかることを提起している²⁴⁾。さらに、この男女間のバランスをはかるためには、家事・育児といった家族的責任を分担できるように、労働時間短縮と育児休暇の取得が強調されている²⁵⁾。

5 おわりに

本稿では、十分に述べることが出来なかったが、スウェーデン家族政策の特長は、子どもの出産・育児の選択を家族の側に委ねていることにある。それは、国が家族の側に委ねる出産・育児に関する選択項目を多くしていこうとする施策の中に見ることができる。例えば、妊娠・出産に関わる費用（病院への交通費も含む）の無料化、妊娠中絶の決定権を女性に認めたこと、児童手当・住宅手当・児童扶養手当等、各種の保育所の増設、すべての親を対象とする両親手当の受給日数の増加、子どもの病院等への付添

いのための交通費の支給、授業料・学用品・給食費の無料化、子ども用のホームヘルパー制度、家庭にいる親の育児年数を年金受給資格年数に算入すること等が挙げられる。

また、伝統的な家族形態の変動による家族機能の弱体化を、単に補足するというのではなく、いかにして「その個人」が選んだ生活を国が条件整備していくか、という姿勢が示されている。例えば、婚姻関係に関しては、事実婚、同性婚等が法的に位置づけられており²⁶⁾、また、子どもについて言えば、法律婚、事実婚にかかわらず、子どもの法的地位はすべて「実子」として保障されており、法律上および社会生活上の不利益を蒙らない配慮がされている。

さらに、出産・育児に関する一連の行為を男女が共に関わることが出来るように、異なった法領域の改正や立法化を進めた点は、注目される。例えば、婚姻法、親子法を改正して子どもへの扶養義務を男子平等にしたり、従来の男女労働者のみを対象とした出産休暇と出産手当を廃止して、世界で初めて、両親を対象とした育児休暇と両親手当制度を制定したこと等である。この他、子どもの出生前後の両親教育、労働生活を継続するための労働時間短縮型育児休暇の導入、子どものための一時介護両親手当の受給事由の増加等が挙げられる。特に、男性の両親手当や一時介護両親手当の受給率をあげるため、1985年の改正の際、社会保険事務所への受給手続きをすべて電話等の届出でよいとした。また、子どもの授業参観や、子どもを医者につれて行くときに家にいる他の子どもの世話が必要な場合等は、両親の同時受給を認めている。

従来、多くの女性たちは、出産・育児について「子どもか、仕事か」の選択をせまられてきた²⁷⁾。しかも、出産休暇・育児休暇の権利は、

そのほとんどが女子労働者だけに「女子保護規定」として定められているため、労働生活の場での男女平等の際にも、「保護か平等か」が問題とされてきた。この点を、スウェーデンは、前述のように、男女が共に労働生活と家庭生活を調和させつつ、「子どもも、仕事も」可能にさせていく施策をすすめている。家族政策のあり方は、多くの国々が高齢化社会をむかえ、家族形態や人口構造の激しい変化への対応策として現実的課題となってきた。その意味で、スウェーデンが、今後どのような家族政策をうちだしていくかは、興味深い。

注

- 1) "Social Security Measures Designed to Support and Strengthen the Family", REPORT I DEMOGRAPHIC DEVELOPMENT AND SOCIAL SECURITY, Fourth European Regional Conference, ILO, Sept. 1987, pp. 30~51.
- 2) "STEG PÅ VAG" (SOU 1979 : 56), Nationell Handlingsplan för Jämställdhet Utarbetad av Jämställdhetskommittén, 1979, s. 61~78. "FAMILY POLICY IN SWEDEN", Socialdepartementet, Stockholm, 1986, p. 3.
- 3) ミュルダール夫妻の「人口問題の危機」が喚起した世論により、1935年、国会に人口問題委員会が設置されたが、第二次大戦により中断された。「スウェーデンの社会保障制度」カール・G・ウワー著、山上賢一訳、八千代出版、1977年、13頁。
- 4) 飯野靖四「スウェーデンにおける児童手当制度の動向」児童手当、1979年9月、5~6頁。
- 5) 1982年は、3人目が25%加算で4人目からは50%加算であった。1987年には、3人目が50%加算で4人目からは100%加算となり、1988年1月1日以降、4人目からは160%加算と改正された (SF-S 1987 : 548)。
- 6) かつて、延長手当は文部省の管轄として教育行政の一環と位置づけられていたが、1986年7月1日以降は、児童手当と同様に社会保障制度として位置づけられた (Lag om förlängt barnbidrag)

- <SFS1986 :378>)。太田義武「社会手当」、『スウェーデンの社会保障』社会保障研究所編、東京大学出版会、1987年、197頁。
- 7) 小野寺百合子・藤田千枝「児童福祉政策—すべての児童のために—」、『スウェーデンの社会政策』スウェーデン社会研究所編、成文堂、1981年、177～178頁。小野寺百合子「住宅手当」、『スウェーデンの社会保障』社会保障研究所編、東京大学出版会、1987年、220～225頁。
 - 8) スウェーデンの養育費立替え払い制度については、以下が詳しい。竹崎孜「片親児童の生活保障について—スウェーデンの養育費立替制度—」社会福祉研究第41号、1987年10月、86～90頁。
 - 9) 親の一方のみが養育費を支払う扶養義務者の場合は、国が基礎額の40%を立替え払いする。両親双方が扶養義務者の場合は、国が基礎額の30%を2人分立替え払いする。
 - 10) なお、1990年1月1日施行を予定して、1988年に一部改正がされた(SFS 1988 : 885)。
 - 11) スウェーデンの両親手当およびその形成過程については、以下を参照されたい。古橋エツ子「スウェーデンの育児休暇法と両親手当制度」婦人労働第12号、婦人労働研究会、1987年、71～77頁。同「スウェーデンの育児保障制度」早稲田法学第64巻4号(佐藤昭夫教授還暦記念論集)、1989年3月。
 - 12) Kommunalskattelag (SFS 1928 : 370), 3 Kap. §19.
 - 13) "Child Care Programs in Sweden", FACT SHEET SON SWEDEN, The Swedish Institute, 1984, p. 2.
 - 14) FAMILY POLICY IN SWEDEN, p. 8. "DEN OJÄMLIKA BARNOMSORGEN!", Landsorganisationen, maj 1987, s. 25. なお、児童福祉の財政については、以下を参照されたい。城戸喜子「スウェーデンの社会福祉制度(II)—児童福祉と老人福祉の財政を中心に—」季刊社会保障研究第23巻2号、東京大学出版会、1987年、240～244頁。
 - 15) "ÖPPEN FÖRSKOLA-OPEN NURSERY SCHOOL-A MEETING PLACE FOR CHILDREN AND ADULTS TOGETHER", Socialförvaltning, Stockholm.
 - 16) DEN OJÄMLIKA BARNOMSORGEN !, s. 17～24.
 - 17) この点に関して、社会省は、子どものためには當利を目的にしたものであってはならないと、私立保育所の設置を批判している。また、LO(ブルーカラー組合の90%が所属)とTCO(ホワイトカラー組合の75%が所属)も私立保育所建設には、反対している。
 - 18) 前掲、太田義武「社会手当」、190～191頁を参照されたい。
 - 19) Elisabet Näslund, "WORK AND FAMILY-A COMBINATION MADE POSSIBLE BY PART-TIME WORK AND PARENTAL LEAVES?" Arbetslivscentrum, april 1986. Agneta Nilsson, "CHANGES IN PARENTHOOD-EXPERIENCES OF SHARED PARENTAL LEAVE", Socialstyrelsen, 1985.
 - 20) この調査は、男女平等委員会の要請により、21歳から60歳の典型的なスウェーデン男性6000人を対象に行われた。年代別では、20代後半の男性の、また、職種別では、国家公務員の育児休暇取得率が高い。Jan Trost, "Parental Benefits-A Study of Men's Behavior and Views", CURRENT SWEDEN, No.306, The Swedish Institute, June 1983.
 - 21) スウェーデンにおける眞の男女平等は、「子どもと家庭に対し、男女がそれぞれ平等に責任分担し、かつ、労働の場でも平等に能力を発揮できること」を目標としている。そのため、1970年代後半からは、従来の平等(jämlikhet)のほかに、新しい平等(jämställdhet)という言葉が一般的に使われるようになった。Birgitta Wistrand, "SWEDISH WOMEN ON THE MOVE", The Swedish Institute, 1981, pp. 5～16.
 - 22) 報告書は、開催毎に出されているが、ほぼ全体をまとめたものとして以下がある。"MANNEN I FÖRÄNDRING", Idéprogram från arbetsgruppen ommansrollen, Tiden/Arbetsmarknadsdepartementet, 1985.
 - 23) "KVINNOR UTBILDNING ARBETSMARKNAD", Projekt katalog 1986/87, Arbetsmarknadsdepartementet, 1987, s. 38～40.
 - 24) "70 TIMMARS ARBETSVECKA-FUR SKADET FÖRDELAS ?, Om arbetstid och jämställdhet", DELFA Rapport Nr. 10, januari 1985, s. 36～37.
 - 25) "EN JÄMLIKARE ARBETSVECKA-MÖJLIG-

- HETER OCH HINDER, *Om arbilstider och jämsättlighet* DELFA Rapport Nr. 12, augusti 1985, 46~47.
- 26) Bo Bengtson, "NEW LEGISLATION IN SWEDISH FAMILY LAW-MODERN LEGISLATION FOR MODERN PEOPLE", CURRENT SWEDEN, No. 366, The Swedish Institute, October 1988.
坂本優子「スウェーデンの事実婚」,『事実婚の比較法的研究』太田・溜池編,有斐閣,1986年,371頁以下。
- 27) 1986年現在,世界127か国中,両親に育児休暇を認めている国は9か国である。山崎隆志「諸外国における母性保護制度—127カ国の現状—」,『レフアレンス』第429号,1986年10月,121頁。
(ふるはし えつこ)

イギリス家族政策の動向

厚生省大臣官房企画官 井上恒男

要旨

イギリスでは、離婚の増大等によって片親家庭の児童が8人に1人を越えるなど、児童の養育基盤である家庭が不安定になっている。両親の不和や葛藤の中で子供が犠牲となり、児童虐待事件としてマスコミを騒がせるケースも散発している。

児童の保護は、地方公共団体社会福祉部局によるソーシャルワークをベースとしたケア及びそれを裏付ける裁判所によるケアの命令によって主として行われているが、家族関係の複雑化に行政が追いつかず、児童虐待問題への対応に苦慮しているのが実態である。ある時は児童の保護が手遅れになって虐待を防げず、またある時は親の権利を行政が不当に妨害しているとの非難を受けるなど、特に社会福祉部局に対する風当たりは強く、また、ジャスミン事件とクリーブランド事件によってソーシャルワーカーはその専門性を問われているといつても過言ではない。

この両事件を契機に、イギリス保健社会保障省は、親にも情報提供と対抗措置を認めつつ社会福祉部局及び裁判所が必要な時に速やかな措置をとることができるように、児童保護政策の大規模な見直しを行った。また、児童虐待ケースに対するソーシャルワークについても、ガイドラ

インの整備を進めている。

1 はじめに

家庭政策 (family policy) という場合の「家族」(family) とは、通常英語では核家族を意味する。イギリスで Do you have a family? と聞かれたら、「お子さんはいますか?」という質問で、family という言葉には子供が連想される。このように、家族は、一対の男女とその子供を含む集合体の概念であるが、老親のことは念頭にない。というと、三世代家族を理想とする我が国から見ると極めて情愛の薄い家族関係を想像してしまうが、老親との往来は思いの他頻繁である。イギリスの場合、子育ての第1のモットーは「親からの自立」であって、その結果として子供は早い時期に両親から離れ家を出るが、成長し結婚した子供「家族」と老親「家族」とは、「個人主義」の考え方の下に結構うまくつきあっている。

さて、サッチャー首相が政権に就いてから10年になろうとしている。「小さな政府」を標榜する彼女は、民間セクターや個人の国家への依存を排し、その自立自助を重視しているが、これはよりもなおさず、個人の生活及び経済の単位である家族、家庭の重視につながる考え方である。その政策的事例としては、ベバレッジ改

革以来と自認する社会保障の大改革の中で、児童を抱える勤労世帯の貧困問題、いわゆる working poor にも大きな焦点を当て、世帯所得補足給付廃止、家族給付金創設等の改革を行ったことがあげられよう（88年4月から実施¹⁾）。家族政策は、所得保障施策以外にも男女平等（雇用機会や賃金、税法等）、子供の教育、老人扶養の問題等外延は広いが、ここでは、近年イギリス人を憂慮させている大きな社会問題、つまり児童虐待問題の側面からイギリスの家族政策の動向を概観してみたい。

筆者は、84年7月から87年8月にかけてイギリスの日本大使館に勤務する機会を得たが、彼の地の偶居であるロンドンのブレント区でジャスミン事件が発生したこと、帰国直前の87年6月頃には、全く論点は逆であるが英國中部でのクリーブランド事件が大きく報道されていたこともあり、現在のイギリスは子供の「受難時代」であるかのような気がしたので、特にこの問題に的を絞ってみたものである。

2 変化するイギリスの家庭

87年版「Social Trends 17」²⁾の中で、オックスフォード大学のホールジー（A. H. Halsey）教授はイギリスの戦後40年の社会変化を分析し、その中でまず第1に、「家庭」、「経済」及び「国家」の関係（the division of labour）が大きく変化し、特に家庭の機能が揺らいでいることを指摘している。このことと児童虐待問題との間には様々な変数があり、短絡的な推論は禁物だが、児童の養育環境という意味での家庭の変化は重要な要因だと思われる所以、88年版の「Social Trends 18」³⁾で適宜データを補足しつつ、イギリスの家庭をめぐる大きな変遷をま

ず整理してみたい。

（1）女性の経済進出

職を持つ女性の比率は、51年の34%から85年には49%へと大きく増加した。特に結婚している女性の場合は、パートタイムが多いものの、同時期に22%から52%へと労働市場進出のスピードが著しい（UK全体）。元来イギリス社会では女性の発言力は強いが、男女の経済力の接近は一層女性の自立を促している。

（2）初婚年齢の高齢化

男女間の社会経済的な力の接近、そして恐らくピルの解禁のような避妊技術の向上等により、結婚は遅らされる傾向にある。71年と86年の平均の初婚年齢を比較すると、女子は22.6歳から24.1歳へ、男子は24.6歳から26.3歳へと晩婚化している。また、初婚が20歳未満の女性の割合でみると、61年の28.3%から86年の14.0%へと半減している。一方ではしかし同棲が増加し、86年には18～24歳の女性のうち9.1%は同棲中である（79年は4.5%。いずれも Great Britain、以下省略して GB）。

（3）児童数の減少

結婚後の出産も遅らされる傾向にある。結婚してから第1子出生までの期間をみると、71年の20か月から85年の28か月に伸びている（England & Wales、以下省略して EW）。女性の出生力指数という点でも、51年の2.16から85年の1.78へと下がっている。余談であるが、同棲の後結婚するのは、子供ができた場合、あるいは子供を産みたい、つまり、familyを持ちたい場合が多い。

これらの変化に伴い、女性は家庭の中でも力

をつけてきているが、意識としては古い面も残っている。86年の意識調査⁴⁾によれば、5歳未満（イギリスの就学年齢は満5歳）の幼児を抱える夫婦の最も好ましい分業形態は「父親がフルタイムで働いて母親は家庭にいる」と答えた成人が76.3%を占めている。イギリスの多くの保育所では、母子家庭など真にやむなく働くをえない場合にしか入所を認められず、したがって、保育ママさんとでもいうべきチャイルドマインダーが多いのはこのためである。なお、同調査では、子供が10代の前半になると、「父親がフルタイム、母親はパートタイムで働く」という形態を好む者が60%と最も多くなっている。

（4）離婚等の増加

イギリスの離婚率はEC諸国の中で最も高く、86年には結婚組数千件に対して12.9ポイントに達している（EW）。これについて10ポイントを超えてるのはデンマークだけである（12.6, 85年）。もっとも、同棲後の離別のことも考慮に入れると、比較は難しい。離婚が多い反面再婚も多く、結婚のうち初婚者同士は、61年の86%から86年には65%に減り、他方再婚（一方が初婚でなく死別の場合も含む）はこの間倍増して35%となった。同様に、結婚件数のうち少なくとも一方が離婚経験者の割合は、9%から33%に増加した。また、離婚者同士の結婚も、5000人から4万8000人に増加している（UK）。しかし、離婚者がさらに離婚することも多く、どちらか一方の離婚経験があるものの離婚が離婚件数の23.2%を占めている（86年、EW）。

このように離婚が多いのは、制度的にその手続きが容易になっていることも一因としてあげられる。つまり、「1969年改正離婚法」（71年に

施行）によって破綻主義が採用されたこと、さらに「結婚及び家庭の手続きに関する1984年法」（Matrimonial and Family Proceedings Act 1984）により離婚手続きをとることのできる時期が、結婚後3年から1年に改められたことが少なからぬ影響を与えているといわれている。離婚の申立件数の推移でみても、61年の3万2000件が71年には11万1000件と急増した、なお近年は毎年17～18万件であるが、85年は19万1000件に増加した（EW）。

「1969年改正離婚法」は、初めて別居を離婚申立理由として認めるとともに、5つの申立事由のうち少なくとも1つを挙げればよいこととしている。離婚の承認の70%以上は女性に与えられているが、妻側からの申立事由のほぼ半数は夫の「不合理な行動」であり、夫側からは妻の「不貞」を挙げるケースが多い。

（5）片親家庭の増加

このように離婚が増えると、両親の離婚を経験する子供の数も増えてくる。近年で最も多かったのは、78年と80年の16万3000人（16歳未満の児童数）で、86年の場合その32%は5歳未満である（EW、図1参照）。離婚後2.5年以内には約3分の1が再婚すると推計されているが、全体としては必然的に片親家庭が増えてこざるをえない。現に85年には扶養児童のうち13%，つまり8人に1人強が片親家庭の子供である（72年は8%，UK）。また、同棲の増加とともに婚姻外出生も増加し、その数は76年の6万1000人（出生数の9%）から86年の15万8000人（同21%）に増加している（UK）。もっとも、婚姻外出生のうち約3分の2は両親によって届けられており、法的な婚姻でなくても安定した家族関係が築かれているケースも多いと思われる。

しかし他方では、扶養児童を持つ片親女性の3分の1以上が同棲中という現状もある。

3 児童保護の体系

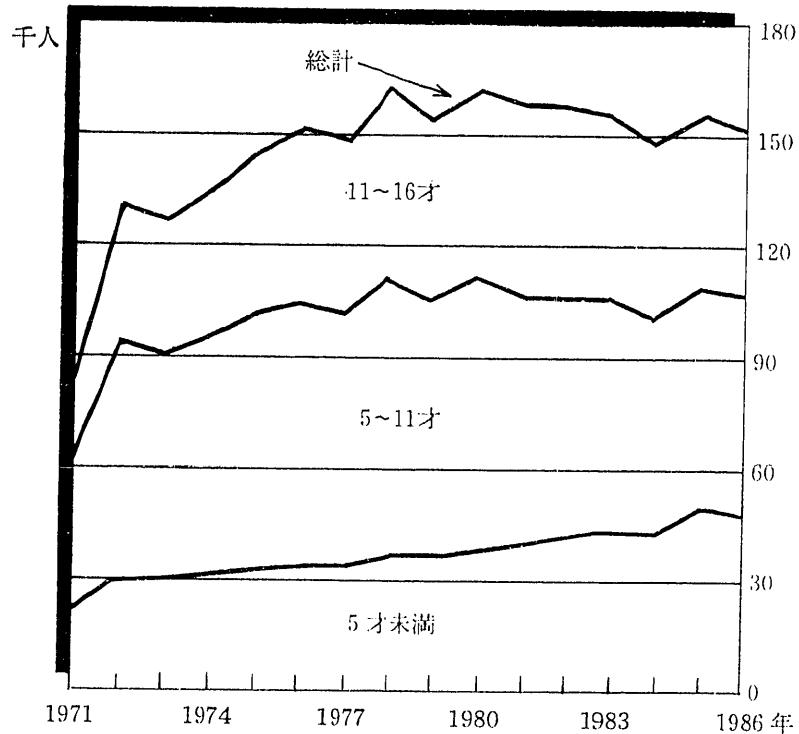
(1) 離婚と子供の保護

もともと西欧社会は大人中心の社会であるが、このように離婚が一般的になると、養育の場所としての家庭基盤は非常に不安定で脆くなっているといわざるをえない。そこで次に、離婚や両親の不和に対し、子供の福祉はどう保護されているか、現行法の概要を紹介することとする⁵⁾。

まず、子供が18歳になるまでの間の親権(guardianship)については、父親と母親は平等の権利を有する（「1973年親権者法」制定以前は男親が当然の親権者と見なされていた）。しかし、子供の養育について争いがあるような場合

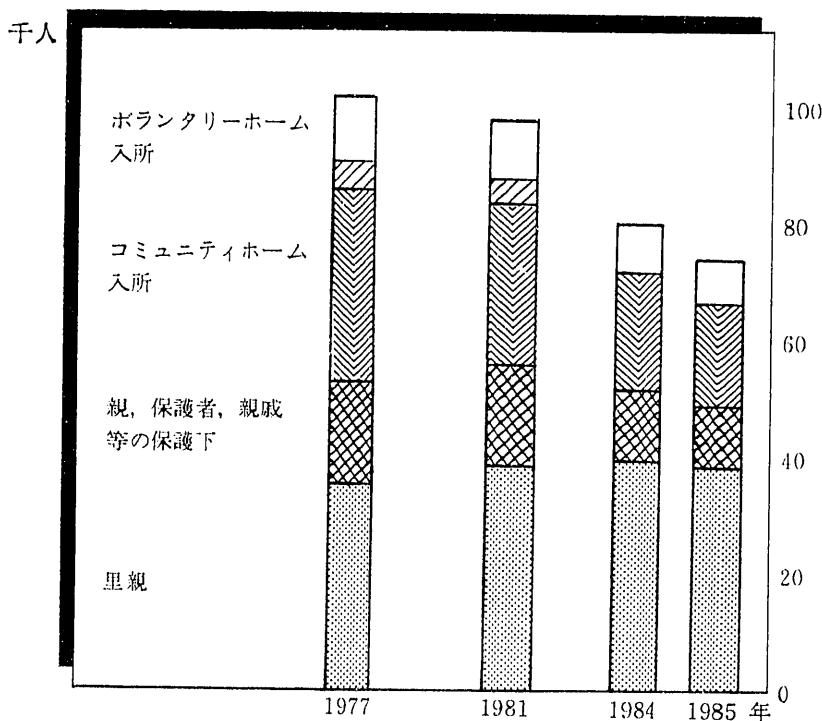
には、どちらも治安判事裁判所または州裁判所に申し立てができる。子供をどちらか一方の親の下にのみ置くべしとの申立てが出てきたときには、裁判所は、当該子供の福祉に最大限の考慮を払いつつ、一方の親の保護下(custody)に置き、他方の親には通行権(right of access)を認めるとの命令を出す（この場合、養育者としては母親が望ましいとの先入観を持つことなく、子供の福祉を第一に考慮してどちらが親としてより相応しいかという観点（男女平等）から判断することとなっている。現実には、母親が不適当な場合、子供を遺棄した場合等を除き母親の保護下に置かれることが通常であり、時として男親との間にトラブルが発生する）。裁判所が保護命令を出す場合は、地方公共団体または保護観察士の報告を求めるが、どちらの親（または親族等）に任せるのも現実的でなく、または望ましくないと判断した場合には、

図1 離婚夫婦の16歳未満扶養児童(EW)



（出典）Office of Population Censuses and Surveys

図2 ケアの態様別児童数(EW)



(注1) 毎年3月31日現在

(注2) 約半数は任意のケアである。

(出典) DHSS

地方公共団体のケアの下に、または保護観察士若しくはソーシャルワーカーの監督の下に委ねることもある（なお、通行権については、84年の法改正により親はソーシャルワーカーの決定に不服を申し立てることができるようになった）。

(2) 被虐待児童の保護

児童の保護が問題になるいま一つの場面は、虐待、遺棄等の場合である。関係者が協議のうえ適切な措置がとられることがあるが（親戚の里親に預ける、任意で施設に入所する等）、このようなケースについても、裁判所は、子供の利益のため児童を強制的に地方公共団体の施設に入所させるなど、ケアまたはコントロールの命令を出すことがある（図2参照）（児童のケアまたはコントロールのための法律は複雑多岐

にわたるが、主要法は「1980年児童ケア法」に統合された）。

「ケアまたはコントロールが必要な場合」とは、具体的には、児童が、避けられるにもかかわらず適切な生育が妨げられ若しくは健康に支障が生じている、または虐待されている場合である（この他、両親または親権者のコントロールが及ばない等児童自身に問題がある場合もあるが、ここでは詳細は省略する）。裁判所が命令を出すのは、児童がこのような要件に該当し、かつ命令を出さない限りケアまたはコントロールを要すると判断したときに限られる。地方公共団体、警察官、全国児童虐待防止協会(NSP-CC)の職員のいずれが少年裁判所に申し出てもよいが、申出をすべき理由が見られる場合は、そうすることが児童の利益や公共の利益にとって望ましくないと認める時、または他者が手続

きをとっている時を除き、地方公共団体にはケア手続きをとる法的義務がある。

裁判所は、児童がケアまたはコントロールを必要とすると認めた場合に出す命令は次のようなものである。

- ・ケア命令 (care order, 地方公共団体のケアの下に置く。通常は養護施設等に入所させる)
- ・誓約 (recognition, 親または親権者に対し、親権を適切に行使するよう誓約させる)
- ・監督命令 (supervision order, 地方公共団体または保護観察士が監督者になる。児童は従来どおり親もとに置かれ、在宅で監督を受ける。後述のジャスミン事件はこの監督命令下で発生したもの)

命令は地方公共団体によって6か月毎に見直されるとともに、地方公共団体、児童、親または親権者の申出に基づく裁判所の判断によりいつでも解除しうる。

4 児童虐待事件とその対策

児童保護については、このように制度的な担保は一応整っているが、かつては71年のマリア・コルウェル (Maria Colwell) 事件⁶⁾ でその有効性が問われた。さらに近年またマスコミを騒がす事件が相次ぎ、加えて児童を対象とする性犯罪が表面化する等児童虐待問題が大きくクローズアップされている⁷⁾。児童に対する性犯罪等については、問題の大きさを憂慮した BBC 番組が86年10月に無料相談電話 (Childline) を開設したところ、大きな反響を呼んだところである。

児童虐待の規模について公式の把握はされていないが、この分野では1884年設立の NSPCC

が全国の各地に特別チームを配置し、事件の予防、事後処理等に大きな役割を果たしている（登録されている児童は全国の約10%をカバーしている）。NSPCCへの相談は近年年間約1万人に達し、さらに増加しているといわれているが、団体の推計では、イギリス全体で毎年150～200人の乳幼児が両親に虐待されたり遺棄され、その結果50～60人が死亡している。また、性的虐待に関する相談も年間3000人位あり、その約8割は身内によるものといわれている。また、成人回答者の一割は児童の時期に性的虐待の経験を持っているという84年の MORI 調査はショッキングである。

裁判所や行政機関が子供を保護しようとすれば必然的に親の権利との衝突が起きてくるわけであるが、ある時はその不十分さが責められ、ある時は行き過ぎが非難されるなど、家庭問題に立ち入ることは大変難しい。ジャスミン事件とクリーブランド事件はまさにその困難さを象徴する典型的な事件といえよう。

(1) ジャスミン事件

ロンドンのブレント区のケアの下にあった女児ジャスミン (Jasmine Beckford, 当時4歳) が25歳の義父の暴行を受けた後84年7月5日に死亡した事件である。ジャスミンは生後8か月の時に暴行を受けて入院し、妹とともに7か月程里親のもとに出されたが、両親の意向で実家に戻った後さらに暴行を受け続け死に至ったものである。ジャスミンは被虐待児としてブレント区にリストアップされていたが、ケア命令を出した裁判所ができるだけ早く家庭に戻されることが望ましいという楽観的な副申書を付したこともあるって、「監督命令」の下にあったにもかかわらず、両親のもとに戻された後は、社会福

祉部局、教育部局等のフォローアップが十分に行われず、特に担当のソーシャルワーカーとその上司は専ら義父と実母を指導しジャスミンの健康状態や安全性を十分確認していなかったといわれる。

事件の真相究明を行った公聴会は、死亡は予見されかつ防止しえたはずであるとし、担当ソーシャルワーカーの専門的訓練の不足、上司による監督不十分をはじめ、保健婦、保育所、家庭医、裁判所関係者等全てが職務怠慢であったとして叱責した（85年12月3日報告書⁸⁾）。報告書は、その副題（“A Child in Trust”）が示しているように、地方公共団体のケアの下にある児童に関しては、両親ではなく児童の利益をまず第一に考慮すべきであるとの原則を強調した（“A child in care is a child in trust.”）。さらに報告書は、現行の児童保護のシステムそのものを見直さない限り他の地域でも同様の事件が起こりうるとし、シーボーム改革後のソーシャルワーカー訓練における専門性の不足にも疑問を呈しつつ、ソーシャルワーカー養成期間の延長（2年から3年へ）、関係行政機関の連携強化等68項目の勧告を行った。担当のソーシャルワーカー等3名はその後プレント区から解雇され、その後の裁判手続等によって復権したが自発的に職場を去る者がいるなど、事件は直接関係者の身分進退に影響を及ぼした。また、元来ソーシャルワーカーに対する世間一般の評価は決して高くないだけに、事件がソーシャルワーカーの専門職としてのイメージに与えたダメージも少なくなかった。

（2）クリープランド事件

イギリス中部のクリープランドでは、地方政府として児童に対する性的虐待問題にどう対処

していくかが85～6年にかけて議論となったことがあり、そのガイドラインづくり等にも着手されていた。87年1月、管轄を同じくする地区保健当局に一人の女医（小児科コンサルタント）が転任ってきてからは、その診断結果に基づき裁判所にケアの手続きをとる社会福祉部局の担当ソーシャルワーカーとのチームプレーの下に児童の性的虐待ケースの認定件数が激増し、特に87年の5月頃からは診察のための入院児童数が一層多くなったため、女医の勤務する一般病院ではベッド数の不足が懸念されるほどであった（5月から6月にかけて200人以上の児童が診断の対象となった）。しかし、6月18日になって、我が子に対して性的虐待を行ったと認定された父親多数が当該女医の判断を不服とし、子供の強制入院・入所を不当として病院に押しかけたため、事件は国会でもとりあげられるに至った。

事態を重視した保健社会保障省（DHSS）は、早速7月9日に高等裁判所の裁判官を長とする委員会に調査を命じた。その調査報告書は88年6月6日に発表されたが⁹⁾、当該女医が熱心さの余り外形的な診断のみによって即断したこと、警察医がその診断に疑問を呈していたことを踏まえ社会福祉部局と警察部局との間でよく協議する機会があったにもかかわらず当事者やその上司の連携がとれていなかったこと、両親への説明、連絡が不十分であったこと、また、そもそも認定までの手続や基準が関係者の間で十分確立されていなかったこと等が指摘された。

（3）児童虐待に対する政府等の対応

児童虐待事件のよって来たる発生原因は様々であり、ケースによって異なることは言うまでもない。しかしNSPCCのこれまでの活動経験

によれば、失業、借金、住宅事情等の外的要因もあるが、夫婦の不和、婚姻の破綻等の家族関係が大きな役割を果たしているといわれている。養子、連れ子等に対する義父の犯罪が多いことでもその一端がうかがわれる（被虐待児童で自分の生みの親と暮らしているのは3割程度でしかない）。

今回の両事件で最も問われたのは、児童虐待事件の発生防止のためにソーシャルワーカーを中心とした現行の児童保護体制は果たして十分有効に機能しているのかという点である。ジャスミン事件ではソーシャルワーカー等による対応の不十分さが責められ、クリーブランド事件では逆に関係者の過剰反応が叱責され、ともに関係機関の連携の不十分さが指摘された。どちらも、社会福祉部局及びソーシャルワーカーの対応のまずさ、混迷ぶりを浮きぼりにしたと言っていいであろう。

このため、DHSSは、かねて児童法の見直しに着手していたが、その作業をスピードアップするとともに、地方社会福祉部局に対しガイドラインを提示し指導を強化するための通知を出した。また、ソーシャルワーカーの全国団体であるBASWも、児童虐待に関するソーシャルワーク手法について基本的な考え方をとりまとめた。一連の対応策のうち主な事例をあげれば以下のとおりである。

84年4月 下院社会サービス特別委員会が勧告（児童保護法の全面的見直し）

84年7月 ジャスミン事件発生

85年4月 DHSSが通達（虐待歴のある児童については監視を頻繁に行い、安全の確認を行う、上司もレビューを行う）

85年7月 DHSSが諮問文書（Child Abuse

Inquiries, 児童虐待事件が発生した場合のフォローアップ調査の手続等）

85年10月 DHSS作業グループが報告書(Review of Child Care, 虐待等の恐れがある場合の地方公共団体のケア手続きを容易にするとともに、法廷ケア手続に対する親の関与の強化等)

85年10月 英国ソーシャルワーカー協会(B-ASW)がソーシャルワーカーの実践コードを発表 (The Management of Child Abuse, 児童の利益を第1に、児童虐待の処遇に関する適切な訓練、虐待児童登録の管理等を行うコンサルタントを自治体毎に任用、登録ケースを削除する場合は関係者でケース会議を)

85年12月 ジャスミン事件報告書発表

85年12月 児童保護に関する議員立法の提案（地方公共団体のケアの下にある児童を家庭に戻す場合の治安判事裁判所の事前承認等、後に修正され、試験的な場合に関係者の相談で行うこととなる）

86年5月 DHSSがガイダンス案 (Child Abuse-Working Together, 児童の利益を第1に、関係行政機関の連携の必要性等)

86年10月 DHSSが専門家訓練、電話相談等の事業に助成

87年1月 児童法案（白書）の発表 (The Law on the Child Care and Family Services, HMSO)

87年4月 DHSSが専門家訓練等の事業に助

成（4プロジェクトを追加）	
オープソニバーシティでの入門講座（2年コース）の開設	
医師向けビデオの作成	
関係機関連携のための訓練教材開発NSPCCによる訓練コースの開設	
87年6月 クリープランド事件発生	
88年6月 クリープランド事件報告書発表	

（4）発表された児童法改正案

さらに、88年11月24日にはこれら一連の対応策の仕上げともいべき児童法改正案¹⁰⁾が発表され、国会に提案された。児童の保護や親権等家族に係る私人間の争い、地方公共団体のケア手続きや監督命令等の公的な面での争いに関しては、現在7つの主な法律にまたがっていて、規定が断片的で重複し曖昧な部分も少なくないところから、関係法規の統合を図ろうとするものである（児童法の総合化を目指しているので、デイケア関係の規定も全て取り込んでいる）。検討の着手は84年4月の下院社会サービス特別委員会の勧告に遡るが、検討作業は決して順調に進んでいたとはいはず、ジャスミン事件とクリープランド事件で一気に加速された感がある。現に、国会での提案理由説明では、法案の趣旨について、児童を危害から保護することと親が適切な対抗措置をとることとのバランスをとる必要があること、また、クリープランド事件のために児童虐待に対する懸念の表明が抑制されることになってはならないこと等、これらの事件を教訓として改正案が検討されたことが強調された。法案は今国会で本格的に審議されるが、そのポイントは、概要次のとおりである（なお、児童法案が提出された同じ日に児童虐待を

担当するソーシャルワーカーに対するガイドラインがDHSSから発表されたが、その紹介はここでは割愛したい¹¹⁾）。

1) 緊急保護命令の導入

現行法上は、地方公共団体等に28日の間児童を安全な場所に保護する place of order 安全措が認められているが、これに代わり8日間の緊急保護命令を導入する。その発動は、直ちに保護しなければ児童の健康または福祉に危害がありうべしと信じるに足りる合理的な理由がある場合にのみ行う。地方社会福祉部局は、8日間のうちに必要な調査を行い、ケア手続きをとるかどうか等を決めることとなる。この期間を経過した後はケア命令が出ないかぎり児童は親とともに返さなければならないが、特別の事情がある時は1週間に限って延長が可能である。

2) 親の権利の強化

緊急保護命令が出される際は、親はその旨通知されるとともに、通常子供への通行権が認められる。その延長に対して親は不服を申し立てることができる。また、警察は、現行法どおり治安判事に申し立てことなく児童を留置できるが、72時間という期限が付されるとともに、裁判所に対する延長申請（最長8日）に関して親は通知を受けるなど、節目節目で情報提供等が担保される。

3) 地方社会福祉部局の調査義務の強化

現行法上地方社会福祉部局は、ケア手続をとるべき理由があることを示唆する情報を得たとき、当該ケースを調査する義務があるが、児童が現に危害を被っているか、あるいはそのような懸念を持った場合は全てのケースを調査すべしという、より積極的な義務を負う。

4) 家庭事件処理の一元化へ向けて

複雑なケースを治安判事から州裁判所及び高

等裁判所に移すこととする。家庭事件処理については、管轄の重複、裁判官の専門性等の観点から一元的な家庭裁判所を設置すべしとの有力な議論があるが、財政負担等を理由に政府は終始一貫消極的であった。今度の改正により、一元化に一步近づいたといえよう。

注

- 1) 抽稿「サッチャー政権下の社会保障の動向」「週間社会保障」(87年11月2日～88年1月18日)を参照されたい。
- 2) Social Trends 17, 1987 Edition, HMSO, 1987.
- 3) Social Trends 18, 1988 Edition' HMSO, 1988.
- 4) Social and Community Planning Research, British Social Attitudes Survey, 1986.
- 5) T. Byrne & C. F. Padfield, Social Services, Made Simple, 1985. の第8章 (Children and Young Persons) を参考にした。
- 6) 英国の代表的な児童虐待事件。ブライトンに住む7歳のマリアが養子先から戻った後義父に殴打され死亡した事件。マリアはケア命令の下にあり、かつ隣人から度々通報があったにもかかわらず、社会福祉部局等の管理体制の不十分さのため彼女の死を防げなかつた。
- 7) 最近の主な児童虐待事件の例をあげれば次のとおりである。

Gemma Hartwell 事件 (85年3月, パーミンガム)
ソーシャルワーカーから試験的に家庭に戻された22か月の女児が杖で打たれ、16日後に父親(30歳)に窒息死させられ林に埋められた。

Charlene Salt 事件 (84年11月)
3歳の女児を父親(26歳)が殴打し殺害した。

Heidi Koseda 事件 (84年12月, ロンドン)
(母親の内縁の夫(26歳が3歳の女児を明かりのないベッドルームに監禁し、餓死させた。この時は、NSPCCの巡回職員(後に解雇)が隣人の警告を軽んじ事実を確認しないで虚偽の報告を行ったために救助が手遅れとなつた。

Tyra Henry 事件 (84年9月, ロンドン)
ランベス区のケアの下にあった21か月の女児が黒人の父親に殺害された。裁判所は担当のソーシャルワーカー(白人)は責任はないとしたが、黒人が力を持つ区議会がソーシャルワーカーを解雇すべしとの報告書をまとめたため労働争議に発展(85年7月)

- 8) Report of the Panel of Inquiry into the circumstances surrounding the death of Jasmine Beckford, A Child in Trust, London Borough of Brent, 1985.
- 9) Report of the Inquiry into Child Abuse in Cleveland 1987. Cm. 413, HMSO, 1988.
- 10) Children Bill, 23rd Nov. 1988.
- 11) Children: A Guide for Social Workers undertaking a Comprehensive Assessment, HMSO 1988.

(いのうえ つねお)

ア メ リ カ の 家 族 政 策

——母子世帯への対応を中心に——

明治学院大学助教授 松 原 康 雄

要 旨

アメリカの家族政策について、1980年代の母子家庭対策を取り上げて検討した。母子世帯は、18歳以下の児童を養育する世帯の約20%を占め、70年代以降量的増加が最も顕著な世帯形態のひとつである。この母子世帯への対応は、母子世帯数を減少させる方向をとるか、あるいは増加を容認し、経済的援助を中心にサポートしていくとする方向をとるかについて明らかなコンセンサスがない。しかし、現実の政策の推移は後者に比重があるようである。

具体的対策としては、AFDC, Child Support Enforcement プログラムがあげられ、関連が深い施策としてはフード・スタンプや児童福祉諸サービスがあげられる。諸施策の検討の中では、まずChild Support Enforcement プログラムの導入が注目される。このプログラムは、伝統的に政府の積極的介入を避けてきたアメリカの家族政策にとっては画期的事実であった。AFDC をめぐっては、OBRA の成立以降、州単位でいわゆる「ワークフェア」と呼ばれる独自のプログラムが実施されはじめる事例が多く、全体としては就労前教育サービスを含んだ制度へと推移している。

1 はじめに

アメリカでは、1970年代以降、社会経済状況の変化とともに、離婚や再婚の増加、結婚年齢の上昇、児童の少産、結婚しない成人の増加などが顕著となり、家族の形態と機能も急速に多様化の道をたどったと指摘される。その一方では、子供を生まず夫婦とも一定以上の収入を得て、高い生活水準を享受する家族がもてはやされ、一方では母子世帯の生活困難、高所得層世帯における夫の妻への暴力増加、義父・義母による児童への性的虐待や同居老人への虐待の増加などが報告されている。「家族の危機」が喧伝された70年代と80年代は、アメリカに「家族」概念の問い直しを迫ったともいえるだろう。

本論では、家族全体の動向と政策的対応のなかから、母子世帯を取り上げて概観してみたい。母子世帯は、70年代以降量的増加が最も顕著な世帯形態の一つであり、この母子世帯への対応は家族に関する政策上の位置づけを如実に反映していると思われる。アメリカにおける母子世帯は、70年代以降の量的増加とともに世帯の一つとしてその存在が社会的に認知されるとともに、自助グループ活動なども盛んになってきている。しかし、母子世帯が直面する生活困難が深刻な状況にあることも事実である。特に、

子どもの養育に関しては、指摘される問題が母子世帯固有のものであるのか、家族全体が社会経済的趨勢のなかで生じせしめている問題を反映しただけのものなのかは議論の分かれるところであり、それは「家族」に関する価値観とも関連してくる。

母子世帯は、その形成要因いかんに限らず、固定した世帯形態ではないことは事実である。しかし、母子世帯である期間は70年代から80年代にかけて長期化する傾向にある。70年代には、母子世帯は3年から5年で再婚に到る「移行期」の形態と把握されていた。しかし、80年代に入って母子世帯の形態をとる年数は、白人の場合5年、黒人の場合7年と報告されている¹⁾。これを児童の側からみると、1970年後半に生まれた白人世帯児童の42%、黒人世帯児童の86%が18歳に至るまで、いずれかの時期に一定期間母子家庭あるいは父子家庭で生活するとされている²⁾。家族に限らず、アメリカの社会状況を考察する場合には都市部とその他の地域との差異、人種間の差異を念頭に置く必要がある。母子世帯についても、地方では都市に比較して伝統的価値観が根強く残っているとともに、社会資源の不備から急激な変化は起こりにくい状況がある。また、未婚の母が全世帯に占める割合が人種によって大きな隔たりがあることなども、以下に示すとおりである³⁾。

1985年現在、アメリカの人口は約2億3千万強であり、約8千7百万世帯から構成されている。このうち、家族によって構成されている世帯は約6千3百万世帯であり、18歳以下の児童を含む家族は約3千3百万世帯である。18歳以下の児童を含む世帯には、夫婦世帯約74%、「ひとり親家庭」約26%が含まれる。「ひとり親家庭」の約88%は母子世帯である。母子世帯の

形成要因は、「未婚の母」が約29%、「配偶者の不在」（別居、入院、入獄などによる）が約22%、「離婚」が約42%、「未亡人」が約7%である。これを人種別でみると、白人世帯の場合、「ひとり親家庭」が18歳以下の児童を養育する白人世帯の約21%（母子世帯は「ひとり親家庭」の約85%）であるのに対し、黒人世帯の場合は「ひとり親家庭」が18歳以下の児童を養育する黒人世帯の約60%（母子世帯は「ひとり親家庭」の約94%）と顕著な差異を示している。母子世帯の形成要因構成も、白人世帯と黒人世帯とでは異なり、白人世帯では「離婚」が約53%、「未婚の母」が約16%であるのに対し、黒人世帯では「離婚」が約22%、「未婚の母」が約52%となっている⁴⁾。

2 80年代アメリカにおける母子世帯施策

母子世帯が抱える生活問題の中心は、生計の維持である。母子世帯の収入メディアンは、夫婦世帯のそれの約3分の1にすぎない。この点でも、人種間の相違がみられる。貧困線以下で生活する母子世帯は常に50%前後存在するが、1985年時点で貧困線以下で生活する白人世帯は約39%であったのに対し、黒人母子世帯では約59%であった⁵⁾。この状況に対応する施策は、連邦社会保障法によって、社会保険と公的扶助によっておこなわれている。すなわち、死別母子世帯には遺族年金が支給されるほか、老齢年金についても離婚相手を基礎にして給付を受けることができる。しかし後者については、女性自身が離婚後より賃金の高い職業についてそちらで年金受給資格を得ていることや、離婚後に再婚しその相手の配偶者として年金を受給して

いることなどから、離婚をした前配偶者を基礎として老齢年金を受給するものは、わずか1%しかならない⁶⁾。

離婚母子家庭に関しては、児童の養育費を養育義務者から公的機関が徴収する制度が存在する。この Child Support Enforcement プログラムは1975年、社会保障法の中に設けられた。これは、政府が個別の家族関係に介入するという点で、アメリカにおける家族政策について一つの画期をもたらしたといえよう。制度の運営は基本的に州が担い、連邦は事務費の70%を助成する役割分担が原則であるが、扶養義務者の居住地が州外に移動し発見が困難な場合などは、連邦が州を援助することも規定されている。Child Support Enforcement プログラムは、制度発足後6年間で3倍の金額を徴収し、4倍の扶養義務を負う父親を発見している。それにもかかわらず、1981年の統計では、養育費を受け取ることのできる母親のうちそれが認定された者は60%に満たず、このうち定められた養育費全額を受け取っている者は半数に満たなかつた⁷⁾。

母子家庭に対する公的扶助としては、要扶養児童扶助 (Aid to Families with Dependent Children 以下 AFDC。ただし、26州では失業中という条件で父親の同居を認めている) がある。AFDCは、社会保障法に規定された公的扶助ではあるが、連邦直轄の補足所得保障とは異なり、連邦の財政的援助を受けながらも運営は州単位で行われている。この AFDC 基準は、母子世帯が利用するサービス給付の資格要件とも関連する。また、対象が主として母子世帯である現物給付としては、農務省管轄のフード・スタンプや Special Supplement Food Program for Women, Infants, and Children (WIC)

がある。いずれの制度も、所得制限を設けて食品の購入に有効な金券を給付するものである。フード・スタンプの場合、受給世帯の約70%が母子世帯である。

アメリカでは、母子家庭を特に対象として限定した公的サービス給付はみられない。母子世帯は、子どもの養育についてリスクが高く特定のサービスを必要とする、とは一概に言えない。この点については、政策担当者の認識や研究者の主張も多様である。保健・ヒューマン・サービス省の次官であったハーディは、夫婦世帯をるべき世帯形態としてとらえ、母子家庭などのような「家族崩壊」のサイクルを打ち破る必要性を述べている。この主張の背景には、伝統的家族こそがアメリカのライフスタイルを支えるキリストーンであるという、むかしながらの考え方があると思われる。研究者の間でも、この問題ははっきり結論が出されているわけではないが、母子家庭が子どもを養育するにあたって、他の世帯形態をとる家庭と比較して格別高いリスクを持つわけではないという考え方方が大勢を占めるようである⁸⁾。

実際の児童福祉サービスの対象世帯のなかでは、母子世帯が全世帯に占める割合を増加させてきていることと関連して、母子世帯の割合もかなり高いものとなっている。例えば、児童福祉分野における民間全国組織であるアメリカ児童福祉連盟 (Child Welfare League of America) が、傘下の20機関を通じて実施した家族保持ネットワーク(Family Preservation Network) の実績では、サービスを受けた世帯の約57%が母子世帯であった。このサービスは、児童を家庭から引き離さざるを得ないさし迫った状態にある世帯に危機介入を行うものであり、サービスを通じて児童を家庭にとどめよう

とするものである。ちなみに、対象世帯の80%以上が低所得あるいはそれ以下の世帯であり、約3分の2以上に児童に対する虐待や放置の事実が認められたとしている⁹⁾。フィラデルフィアで活動する Supportive Child Adult Network(SCAN)は、市内に居住する児童虐待や放置の経験を有する家族に対し、虐待や放置の再発防止と児童の健康と発達を目的として、主としてケースワーカーや看護婦が家庭訪問をして相談サービスを提供する機関である。この機関が扱うケース数は、年間約500件ほどであるが、そのほとんどがAFDCあるいは補足所得保障受給世帯であり、90%近くが母子家庭で占められている¹⁰⁾。

これらの例示は、あくまでも各プログラムごとのものであり、全国的状況を示しているとは一般化できない。また、問題は貧困を基盤として生起しているのであり、当該母子世帯の経済状況の改善こそ課題であり、母子世帯という世帯形態自体が養育上の問題をもたらしているのではないと考えられる。しかし、多くの母子世帯が貧困状態にあり、特に若年母子世帯は80%程度が貧困線以下で生活している状況では、経済的な生活困難から生じる生活力の低下から、母子世帯が一連の児童福祉サービスを利用する可能性はやはり高いといえるだろう。この点を前提として考えると、80年代には母子世帯にとっても多大な影響を及ぼす政策転換が2つなされている。

ひとつは、1980年の養子援助及び児童福祉法(Adoption Assistance and Child Welfare Act以下<P.L. 96-272>)である。この法律は、80年代以降の児童福祉施策を方向づけた総合的法律でもあり、社会保障法第4章の児童福祉サービスをも転換させた。すなわち<P.L. 96-272>

は、A節に含まれていたAFDC—フォスター・ケアを削除しE節としてフォスター・ケア及び養子縁組援助プログラムを加え、B節(児童福祉サービス)に関わるプログラム予算が増加した州に対しE節プログラムへの転換を求めた。<P.L. 96-272>の目的は、家庭外ケア(out-of-home care)から家庭における児童ケアサービスに施策の中心を移し、あるいは児童を家庭から引き離さざるをえない場合でも養子縁組の再強調と促進を目指すことであった。施設ケアとフォスター・ケアについては、長期に渡って児童がこれらのサービス下におかれまいよう、州によるケースプランニングや定期的チェックなどが施策に盛り込まれた。また、<P.L. 96-272>は、障害児童の養子縁組促進規定も含んでいる。この法律によって、在宅児童福祉サービスが強調され、ホームメーカーなどの派遣を含めて、母子世帯が養育に困難をきたした場合に利用できるサービスが拡大された。

ふたつめは、1981年に成立した Omnibus Budget Reconciliation Act(以下OBRA)である。この法律は、連邦支出の削減を目的とした総合立法であり、AFDCをはじめとして、社会福祉施策全般に影響を及ぼした。OBRA成立までは、社会保障法のタイトルXXについて、州に対する連邦補助金は準ブロック・グラント方式であった。この方式では、州が自己財源を確保することと、タイトルXXのもとに提供されるサービスの50%は低所得層に向けられることが義務づけられていた。しかし、OBRAの成立実施によって、この50%枠規制が外され、連邦補助金の使途は全く州の自由裁量にまかされることになった。タイトルXXには、さまざまな生活問題を抱える低所得母子世帯が利用する可能性のある児童福祉サービスもメニュー

のひとつとして組み込まれていたが、OBRA成立以前は自動的にこうした低所得層に一定の供給がなされたサービスも、社会福祉施策全般が中流階層に解放される傾向の中で、削減される方向で推移した。

第三に、Child Support Enforcement プログラムの改正である。この制度は、75年にAFDC受給世帯を対象としてスタートしたが、80年の改正で母子世帯一般に拡大された。さらに、84年の改正では、州政府が養育費の基準作成と父親が養育費の支払いを怠った場合に給与を差し押さえることができる内容の法律を制定できるようになった。

政策を実施する行政機関として連邦レベルの管轄官庁である保健・ヒューマン・サービス省では家族に関する施策を担当する部局は、人的開発サービス局(Office of Human Development Services)の児童・青年・家族部(Administration for Child Youth and Families)に位置づけられている。周知のようにアメリカの場合は、実際の社会福祉行政サービスは、市・郡レベルの行政機関とこのレベルで公的機関が購入する非営利あるいは営利の民間機関や施設のサービスを通じて実施される。市や郡における社会福祉行政機構は、州によってあるいは同一州内でも市や郡ごとに異なる。したがって、サービス実施レベルで全米の状況を整理することは困難があるので、ここではミズーリー州を例として社会福祉サービスの実施機構をおさえておきたい。母子世帯が公的金銭給付・現物給付・サービス給付を利用する際には、この機構に含まれる部局が窓口となる。

州の社会福祉局には、管理的部門の他、Division of Aging, Division of Child Support Enforcement, Division of Family Services, Di-

vision of Medical Services, Division of Youth Services が分野ごと部として組み込まれている。このうち、母子世帯が中心的に利用するのは、Division of Child Support Enforcement, Division of Family Services (以下 DFS) であろう。DFS は、AFDC, 児童福祉サービス、フード・スタンプ、一般扶助(General Relief), 低所得世帯への水光熱費補助、難民扶助、盲人へのサービスなどを管轄している。州の DFS の下には、115 の市と郡の事務所が開設され、それを 6 つの地域にわけて統括するシステムになっている。児童福祉サービスには、児童虐待・放置に関する24時間体制のホットラインやこうした世帯に対する諸サービス、ディ・ケア、里親や養子縁組に関するサービス、未婚の母となることが予想される妊娠中の女性に対するサービスなどが含まれている¹¹⁾。

3 AFDC と関連施策

公的扶助に関して、日本では社会福祉サービスとの分離が行われておらず、アメリカを含めて、国際的には公的扶助と社会福祉サービスが分離されている状況と比較して、特殊な形態をとっているとの理解が一般的である。しかし、アメリカにおける公的扶助のひとつである AFDC の場合、この一般的理解は修正される必要がある。

前述のように、AFDC は連邦で規定され、州が管轄運営する公的扶助制度である。実施は、州が直轄するところと、郡単位に実施権限を移譲し、州は監督権限を持つという方式をとるところがある。連邦の州に対する補助は、州における一人あたりの平均収入によって、平均所得が低い州には高率の補助をするという方式で、

77. 63%から50%の幅で行われている。AFDC の受給資格は、連邦が州に様々な選択権を与えており、州によって異なるが、一般的には AFDC 基準以下で生活する母親（前述のように、州によっては失業中という条件で両親ともいることを認めているところもある）と、その母親に養育される18歳未満の児童である。この児童の年齢についても、州によっては、児童が職業訓練を受けているか学生であれば19歳の誕生日まで対象として認めている。基準も州によって異なり、たとえば1987年1月現在、3人家族でニューヨーク州では月収入497ドル、ミシシッピー州では368ドルとなっている。世帯あたりの月給付額も、連邦全体の平均は1984年現在で325ドルであるのに対し、州ごとにみると、たとえばアラスカ州の501ドル、カリフォルニア州の489ドルなどが高い部類に入り、アラバマ州の111ドル、ミシシッピー州の91ドルなどが額の低い州となっている。いずれにしても、連邦制度が示す貧困線以下の額である。受給者は、1985年12月現在で約370万世帯、受給者数は約1100万人であった¹²⁾。なお、AFDC 受給者については、Child Support Enforcement プログラムによる子どもの父親からの養育費は、50ドルを控除して、残りは行政機関がとることになる。

子どもの成長過程で疾病はまぬがれない。また、母親自身が病気をすることも考えられる。アメリカでは総合的医療保険が設立されておらず、医療費は非常に高額なものとなっている。AFDC は生活扶助であるが、その受給世帯は低所得世帯に対する公的医療扶助であるメディケイド(Medicaid)に結びつく。メディケイドの内容は、州が外来・入院などに要した医療費を医療機関に支払う形態をとっている。運営は

州単位で行われており、アリゾナ州を除く全ての州がメディケイドを実施している。1985年の統計では、全体で約2180万人の受給者のうち、70%が AFDC 受給世帯であり、AFDC に関連してメディケイドを受けた64%が児童であった¹³⁾。

AFDC は、就労・職業訓練関連プログラムとデイ・ケア・サービスをともなっている。この点で、AFDC は金銭給付とサービス給付を組み合わせた性質を持つ制度となっている。AFDC の受給世帯で労働可能とみなされる親は、3歳以下の児童を養育する母親を除いて、就労するか、あるいはなんらかの職業訓練関連プログラムに参加することが義務づけられている。この制度についても、OBRA の成立によって、例外規定となる児童年齢が6歳から3歳に引き下げられ、職業訓練プログラムである Work Incentive Program (WIN) は、その財源を州の実状にあわせ州が実施するプログラムである WIN デモンストレーション・プログラムに支出することができるという改正がなされた。また OBRA は、AFDC 受給者が職業技術を習得し、かつ労働経験を持つことを目的とした Community Work Experience Program (CWEP) を創設した。1982年には、州が AFDC 受給者だけではなく、申請者に対しても求職援助プログラムへ参加するよう求めることができる制度も創設されている。さらには、扶助を対象者を雇用する企業への賃金補助に振り分けるプログラムも可能となっている。これらは、いずれも州が選択して行うものであり、全州が実施しているわけではない。

WIN が母親の安定就労の獲得など一定の成果をおさめる場合は、単なる就労の強制ではなく、安定就労のための求職援助、児童のデイ・

ケアのみならず家族計画や就労先への交通手段の確保などの援助を行っていること、相談活動や母親を主役とした就労努力がなされているケースであった¹⁴⁾。しかし、全般的には、労働を義務づけながら十分な就労斡旋ができる資源をもたない場合が多いこと、仮にこのプログラムで就職したとしても賃金が著しく低いこと、与えられる訓練が時代遅れのものであること、なによりも対象となる母親の基礎学力や生活経験の不足、すなわち高校卒業資格がない者が多い、文盲率が高い、労働習慣が身についていないなどが判明してきたことが、多くのWIN批判をよぶようになっていた。そこでOBRAの成立を契機として、各州や郡・市でいわゆるワークフェア(Workfare)、あるいはラーンフェア(Learnfare)と呼ばれる様々な試みがなされるようになったのである。その内容としては、保護受給世帯の母親に対し最低賃金で扶助額を割り、その時間相当分を無給で働くといった労働経験を与えるもの、職業訓練を中心として与えるもの、求職クラブ活動を通じて一般の労働市場への参入に力をむけるものなどのオプションがあげられる。

例えば、1982年から84年にかけてメリーランド州ボルティモアで実施されたOBRAに基づくデモンストレーション・プログラムでは、保護受給者に対する多彩なサービス内容が組み込まれている。その内容は、履歴書の書き方など求職のための技術指導を行うグループ・ワークショップを含む求職援助、仕事に対する態度に対するワークショップとその修了者を対象とした非営利機関における13週間の労働体験(無給)、高校卒業資格の取得を目指とした教育プログラム、技術研修などであり、これらを組み合わせることも可能である。アメリカの交通事情から、

これらのプログラム参加者に対しては、バス券などの援助が出されるとともに、一定額の報奨金制度も設定されている¹⁵⁾。

就労にせよ、こうしたプログラムへの参加にせよ、母親にとって一番気にかかる問題は、外出中の子どものケアである。特に、児童が学齢前や小学校低学年である場合には、ケアは必須である。児童のデイ・ケアは、AFDC受給世帯以外にとっても、需要の高いサービスである。しかし、アメリカでは公的施策としてのデイ・ケアは、日本の保育所とは異なり、対象がAFDC受給世帯、AFDCを基準とした低所得世帯、児童の虐待や放置防止サービスを受けている世帯に限定されている。前二者は、母親が就労あるいは就学しているか、子どもの養育能力が不足していると認定された場合が対象となる。中流階層の共稼ぎ世帯や母子・父子世帯にとって、質の良い、安価なデイ・ケアを確保することは、現在非常に困難である。さらに、最近のデイ・ケア中の子どもの事故に対する訴訟は、莫大な賠償金支払いを命じるために、保険金の支払いが経営が悪化し、施設自体を閉鎖するところや、事故に対する免責を入園の条件とするところがあらわれてきている。

AFDC受給世帯にとっても、デイ・ケア・サービスが十分なわけではない。第一に、州はデイ・ケア施設の基準を設定しているが、その質は決して高いものではない。第二に、州の予算不足や施設数の不足から、常に待機者リストが存在する。この場合、AFDCでは児童ケアに要した費用を一定額まで控除することを認めているが、その額では十分な質と量のデイ・ケアを購入できない。第三に、仮にデイ・ケア・サービスを利用できたとしても、児童虐待・放置サービスの対象世帯を除いて、AFDC受給

世帯でも利用料を支払う必要がある。その額は、デイ・ケア施設が設定する保育料と州が設定した施設への委託費との差額になる。AFDCの基準額が前述したように低いなかで、この出費は、むしろデイ・ケアの利用を押さえる傾向にあるといってよいだろう。

現在の AFDC 及び関連施策を一本化する動きも始めている。例えば、ワシントン州では、1988年 7月から当初 40 のうち 8 地方福祉事務所管内から、Family Independent Program (FIP) を 5 ケ年計画でスタートさせている。この改革も、OBRA が背景となっている。このプログラムでは、登録と対象者に関する判定を除いて、就労や職業訓練への参加義務を 2 年間とりはずし、参加を自発的意志によるものとしており、他州のワークフェアとは異なった特徴を持たせている。また、注目すべき改革としては、フード・スタンプをプログラムに組み込み、月の扶助費と併せて支給する点、児童のケアを無料にすること、10代で妊娠したり母親となった女性には、高校卒業に向けて諸サービスと児童のケアについて高い優先順位を与えてること、長期的経済自立にむけて、扶助基準額の 135 % の収入があってから 12 ヶ月はメディケイドの対象とし、児童のケアに関しても 25 % の費用負担で提供することなどがあげられる¹⁶⁾。

OBRA が州の自主的プログラム実施を認めたために、州ごとに独自性を主張するプログラムがつぎつぎとスタートし、全体像は非常に把握にくくなっている。しかし、AFDC を金銭給付にとどめず、義務的就労から、職業訓練や高校卒業資格の取得・労働習慣の習得を含めた職前教育を中心としたサービス給付を組み込んだ制度へと転換することは、全米に共通した

動向として指摘できるであろう。そのなかで、対象世帯の児童に対するケアもより積極的にとらえられてきていると考えられる。

4 おわりに

1989年、ブッシュ大統領がレーガンに代わって大統領に就任した。しかし、ブッシュ新大統領が、レーガン政権の副大統領であったこと、福祉施策については選挙中も新機軸を打ち出していないことから、社会福祉施策についてレーガン政権による路線が大幅に変更されることはない。アメリカでは、政府は伝統的に個人の生活にはなるべく介入しない政策をとってきた。それがために、児童労働の保護も成立が先進資本主義国の中では遅かった経緯があり、家族手当制度は現在も存在しない。したがって、ケースによっては連邦政府機関が直接関与することがあるという Child Support Enforcement プログラムの導入は、実績を別としても画期的であったのである。このプログラムは、アメリカにおける家族への政策的アプローチの伝統を変化させたといえる。

しかし一方で、児童福祉サービスでは伝統的家族像による政策実施がうかがえる。PL 96-272 にみられるように、児童にとって家族は最大限尊重すべき養育環境であるとの考え方根強い。離婚・再婚・再離婚などで家族関係が血縁だけで結ばれない世帯は増加し、児童虐待の報告ケースは年間 200 万件近い。また、70 年代以降 10 代の妊娠が急増し、その世代的循環が繰り返されていること、こうした女性の大半が「未婚の母」であり、貧困と生活力低下の状態におかれていることも指摘されている。こうした状況のなかで、アメリカはなお伝統的家族

像を重視するか、母子世帯を認めサポートするか政策的にコンセンサスが得られていない。

アメリカにおける80年代の政策動向をさぐるキイ概念のひとつは、政府支出の削減である。小論でとりあげた母子世帯への対応も例外ではない。OBRA そのものが、連邦支出の削減を図った法律であり、タイトル XX への連邦支出も施策実施条件を外すと同時に、連邦の補助金もあらかじめ設定された額で打ち切られるようになった。Child Support Enforcement プログラムについても、AFDC については父親からの養育費を実施機関が受け取ることによって支出削減が目指されていた。ただし現実には、このプログラム実施の費用 1 ドルにたいして、徴収できる金額は 1 ドル 33 セントにしかならない。また、ワークフェアをはじめとする最近の諸改革も、保護費削減が目的のひとつとなっている。ワシントン州の例でも、支出される予算は旧来のプログラムで支出されていた額を越えないことが特色のひとつとして強調されているのである。この支出削減へのねらいを背景として、母子世帯への対応は、その存在を認め経済的援助を中心にサポートする方向に比重がかけられてきている。

公的扶助の対象となる母子世帯にとって、高校卒業資格を得ることや、労働習慣の習得、職業訓練が重視されることはある意義であろう。また、自宅で子どもの養育に専念することも、一定の養育援助サービスを前提として、母親の選択肢として設定することができるかもしれない。しかし、こうした母子世帯が社会的に孤立し、公的サービスへの不信感をつのらせていることも事実である。特に、大都市のインナー・シティに居住する黒人母子世帯の状況は深刻である。まず、AFDC に結びつく時点での援助も必要

なのである。文盲率が高いことは、複雑な申請書類を記入する障害となる。書類記入に関する援助もなされているが、まだまだ不十分である。支出削減が目的のひとつである改革が、公的扶助を必要とする母子世帯の申請を抑止するものであれば、プログラムに盛り込まれた諸サービスも「絵に描いた餅」でおわってしまう。また、諸サービスを実施する社会資源と参加する母親への公的サポートが充実しなければ、サービス内容は空疎なものとなるであろう。こうした点は、今後90年代になって評価が下されることになる。

注

- 1) Irwin Garfinkel and Sara S. McLanahan "Single Mothers and Their Children" (Washington D. C. The Urban Institute Press 1986) p. 7 及び Heather L. Ross and Isabel V. Sawhill "Time of Transition: The Growth of Families Headed By Women" (Washington D. C. The Urban Institute Press 1975) p. 159
- 2) Garfinkel and McLanahan op. cit. p. 46
- 3) アメリカの社会福祉状況を論議するとき、人種問題は避けて通れない。本論でも、できうるかぎりそれを意識して記述したつもりである。また、都市部と地方の状況の差異も大きいが、この点については事例的記述が全体をカバーしきれないことをおことわりしておく。
- 4) U. S. Bureau of Census, Series P-20 NO. 411 "Current Population Reports" (Washington D. C. U. S. Printing Office 1985) Table F and G
- 5) Madeleine H. Kimmich "America's Children Who Cares?" (Washington D. C. The Urban Institute Press 1985) p. 11 及び U. S. Bureau of Census, Series P-60 No. 158 "Poverty in the United States 1985" (Washington, D. C.: U. S. Printing Office 1987) Table 14 p. 73
- 6) U. S. Department of Health and Human Services "Social Security Bulletin" Vol. 51 No. 5 1988 pp. 8-9
- 7) Sheila B. Kamerman "Young, Poor, and a Mother"

- er Alone: Problems and Possible Solutions" in Harriette and Parham eds. "Services to Young Families" (Washington D. C. American Public Welfare Association July 1985) p. 19
- 8) Leon F. Williams and Carmen Diaz "Family: Multigenerational" in National Association of Social Work "Encyclopedia of Social Work" 18th edition 1987 p. 530
- 9) 1988年5月の米下院特別委員会における Child Welfare League of America のエグゼクティブ・ディレクターである David S. Liderman の証言から
- 10) Toshio Tatara, Helen Morgan and Henley Porter "SCAN: Providing Preventive Services in an Urban Setting" in "Children Today" Vol. 15 No. 6
- 11) ミズリー州セントルイス都発行1984年資料より
- 12) U. S. Department of Health and Human Services "Social Security Bulletin" Vol. 50 No. 4 1987 p. 56
- 13) U. S. Bureau of Census, "Statistical Abstract of the United States 1987" (Washington, D.C.: U. S. Printing Office 1987) Table 611 p. 359
- 14) Roy E. Feldman "Employment, Training, and Support Services for Female-Headed Families" in McAdoo and Parham eds. op. cit. pp. 45-46
- 15) ibid, pp. 59-64
- 16) Norman Zimlich "Family Independence in Washington State: A New Program is Replacing AFDC" in "Public Welfare" Vol. 46 No. 4 pp. 8-12
(まつばら やすお)

医療と福祉の連携

——フランスの高齢者福祉サービスの場合——

群馬大学助教授 松村祥子

1 はじめに

フランスにおいても、近年の後期高齢者の増大にともない、高齢者福祉サービスの方法に新たな展開が要請されている。2000年には、75歳以上人口382万人、85歳以上人口137万人と急増が予測されている中で、心身の自律性を失いがちな後期高齢者が、快適・安全で、生き甲斐を保持できる生活を送るために、どのような社会的援助が必要であろうか。

要介護高齢者に関する全国研究委員会 (La commission nationale d'études sur les personnes âgées dépendantes présidée par Théo BRAUN, 1986-1987) の報告では、次のことが強調されている。第一には、在宅維持政策 (Les politiques de maintien à domicile) と、入院代替政策の促進、第二には、在宅維持が不可能になった場合の受け入れ施設体制の強化、第三には、医療保健分野と社会福祉分野の多角的な連携である。通称“ブラウンレポート”と呼ばれるこの報告提案にもとづいて、1988年2月の“高齢者問題に関する各省間委員会 (Le comité interministériel, le février 1988, consacré aux personnes âgées)”では、“要介護高齢者の権利と自由に関する憲章 (Charte des droits et libertés de la personne âgée dépendante)”が練られ、全国の高齢者問題従事者に配布された。

また、委員長のブラウン氏は1988年6月30日付で、高齢者担当大臣になり、このレポートでの提案実現の陣頭指揮にあたっている。

本稿では、フランスにおいて、1960年代から目指されてきた高齢者在宅維持政策、1975年法により明確にされた医療と福祉の再編、そして、1983年以降、県を中心に展開している地域福祉事業の流れを統合し、より効果的に組織的な社会福祉サービスの体系化をしていく際の要とされている。医療と福祉の連携の方法について検討してみたい。

2 高齢者政策の方向

(“Favoriser le maintien à domicile des personnes âgées” “Assurer aux personnes âgées accueillis en établissement, les soins et l'aide dont elles ont besoin”)

1988年度の高齢者政策として、“在宅維持の促進に関する7項目” “施設入居を保障する3項目”が示されている。まず、在宅維持策として、①在宅扶助 (l'aide à domicile) の支給、②ホームヘルパー (l'aide ménagère) の増設、③在宅介護、看護 (les services de soins infirmiers à domicile) の発達、④在宅連携介護 (les soins coordonnés à domicile) の奨励、⑤県のイニシアティブと地域福祉の活性化、⑥

表1 高齢者ための施設サービス (1985.1.1)

地方別	私立老人ホーム定員(1)	公立老人ホーム定員(2)	高齢者住宅定員(3)	高齢者入居施設定員合計(4)=(1)+(2)+(3)	医療部門定員(5)	高齢者施設75歳以上の医療化率(6)= $\frac{(5)}{(4)}\%$	長期滞在施設定員(7)= $\frac{(5)}{(10)}\%$	在宅看護定員(8)	75歳以上高齢者数(9)	(10)	
ILE DE FRANCE	18,943	19,143	19,266	57,352	4,929	8.7	8.6	8,973	2,318	570,600	
CHAMPAGNE-ARDENNE	1,550	7,085	2,981	11,616	2,248	19.4	26.3	805	389	85,500	
PICARDIE	2,877	9,080	1,536	13,493	1,140	8.4	11.1	2,020	627	102,640	
HAUTE NORMANDIE	2,258	8,529	7,066	17,853	1,902	10.7	20.6	2,228	432	92,400	
CENTRE	3,879	15,239	4,119	23,237	3,644	15.7	21.4	2,808	571	170,660	
BASSE NORMANDIE	3,150	7,880	3,066	14,096	1,456	10.3	17.3	2,364	336	83,920	
BOURGOGNE	2,822	10,325	3,220	16,367	2,062	12.6	16.1	2,627	610	127,980	
NORD-PAS-LE-CALAIS	4,814	13,660	8,304	26,778	938	3.5	4.4	3,397	2,382	210,820	
LORRAINE	3,834	8,605	5,463	17,902	2,464	13.8	20.2	1,619	427	122,240	
ALSACE	3,498	5,081	2,507	11,086	2,117	19.1	23.3	1,848	228	90,760	
FRANCHE-COMTE	1,868	4,178	1,742	7,788	1,175	15.1	17.9	878	199	65,500	
PAYS DE LA LOIRE	9,879	15,770	8,764	34,413	3,366	9.8	18.7	4,000	1,400	180,380	
BRETAGNE	7,154	13,170	4,061	24,385	5,470	22.4	31.6	4,530	2,434	173,200	
POITOU CHARENTES	3,037	8,291	2,604	13,932	1,693	12.1	13.5	1,837	1,145	125,180	
AQUITAINE	8,235	11,551	4,627	24,413	4,447	18.2	20.9	2,226	1,607	213,220	
MIDI-PYRENNES	6,177	10,865	5,135	22,177	3,273	14.8	17.3	1,319	1,279	189,100	
LIMOUSIN	1,080	4,519	1,386	6,985	1,123	16.1	15.4	1,928	892	72,840	
RHONE-ALPES	8,684	15,827	11,178	35,689	6,291	17.6	21.0	8,612	1,919	299,780	
AUVERGNE	2,722	8,827	1,483	13,032	2,432	18.7	22.9	1,600	412	106,220	
LANGUEDOC RUSSILLON	4,826	6,905	4,565	16,296	3,763	23.1	23.5	1,460	581	160,340	
PROV. ALPES-COTE D'AZUR	12,645	10,023	5,889	28,557	2,433	8.5	8.1	1,812	1,741	299,460	
CORSE	457	89	43	589	38	6.5	2.2	392	0	17,320	
全国 (海外県除く)	FRANCE METRO POLITAINE	114,389	214,642	109,005	438,036	58,404	13.3	16.4	59,283	21,929	3,560,060

(資料) RAPPORT de M. Théo BRAUN より作成 (Commission nationale d'études sur les personnes âgées dépendantes)

住居の改善、⑦高齢者の家庭委託制度促進がある。また、施設対策としては、①'オスピス(hospice)の改良と老人ホーム(maison de retraite)への移譲、②'老人ホームでの医療部門の設置、③'高齢者のための社会施設の増設と近代設備化があげられている。

これらの施策の多くには、既に、この数年来、精力的にとり組まれて実績を上げているものも多い。例えば、1987年には40億フランがホームヘルパーのための費用として支出されており、50万人の高齢者がホームヘルプサービスを利用している。また、在宅介護、看護については、1986年から1987年の1年間に2,500床増えたものも含めて、現在約3万床が設けられている。一方、施設対策の面でも、オスピスの11,500床は、老人ホームに移行(1987年)され、1988年度予算の中でも3億5,000フランがオスピスの改良のために準備されている。また、老人ホームでの医療部門(section decure médicale)も、1985年には58,000床だったが、1988年には70,000床になっている(表1)。以上のような予算面や定員の拡大にともない、在宅介護・看護と病院のサービスの協同事業化にも積極的にとり組まれている。

このような実情をふまえて、1988年度の要介護高齢者政策の方向として表2に示されるような医療と福祉の連携を中心とした具体的目標が掲げられている。

3 地域福祉の中で

("Loi du 30 juin 1975, relative aux institutions sociales et médico-sociales" "Loi du 6 janv, 1986")

従来、公私のさまざまな機関を通して実施されてきた社会福祉及び社会医療の諸制度を調整・統合することが、1975年法により定められた。とりわけ、在宅維持策に関する情報、予防、指導、支援の活動を活性化することの必要性が第一条で唱われている。これらの活動を促進するための方途として、①県を地理的に分割して、社会福祉活動の拠点としての地区(secteur social et médico-social)を編成すること、②活動の担い手としての社会福祉従事者の養成に力を入れること等についても規定された。その後、1983年以降の地方分権化の下で、社会福祉の事業運営は県に移管されるようになった。1986年に追加された多くの条項の中で、特に留

表2 高齢者に関する方策

(1988年度)

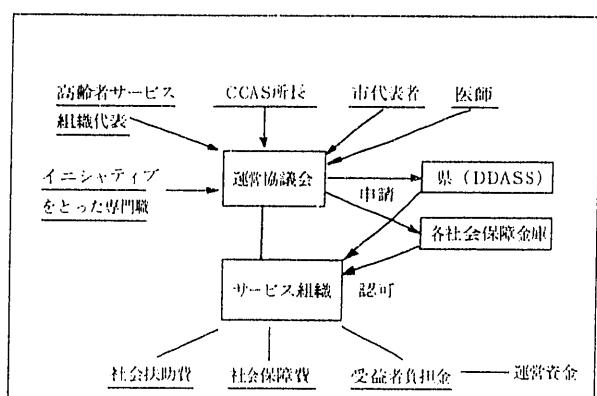
n° 1	老人ホームにおける医療部門(sections de curemédicale)を1988年度中に7,500床増設する	n° 6	病院入院を避け、健康に携わる種々の職種の統合の上に成立つ在宅介護を奨励する
n° 2	在宅介護、看護サービスを1988年度中に3,000床増設する	n° 7	高齢者に関わる全ての機関や職業の統合のために県知事主導の地区契約の締結をする
n° 3	高齢者や障害者のための家庭委託制を強化する	n° 8	経済社会評議会に高齢者等の代表団が参加する
n° 4	要介護高齢者の“権利と自由”的憲章を公表する	n° 9	社会保健的施設の創設の手続を簡単にする
n° 5	全国及び県レベルでの退職者・高齢者委員会における高齢者の参加権限を拡大する	n° 10	夫婦のいずれか一方が施設入居している場合、課税所得の中から年間10,000フランを控除する

(資料) dix mesures en faveur des personnes âgées lors du comité interministériel du 18 février 1988.

意すべき点は、①新たに地域福祉の責任者となった県会議長 (le président du conseil général) の職能、②種々の社会施設及び社会医療施設の性格規定（但し、老人ホームに医療部門を併設することについては、既に1975年法で決められていた）、③県の社会福祉サービス活動の方法等、であろう。

このような流れの中で、高齢者が通常の生活枠内で介護をうけやすいうように社会福祉サービスの供給体である各機関、組織の活動上、財政上の調整が大変重視されてきている。そこで社会福祉、とりわけ医療保健とも関連する種々のニーズの判定やそれに対する処理の方法は、「地区契約」の形でおこなわれている。実際には、高齢者に関するサービスとして各「高齢者地区」ごとに定められた項目があるが、一般的に①義務的サービスとしての「住宅改善」「社会文化活動の促進」事業、②任意的サービスとして「情報」「住居」「栄養」「余暇」「衛生」等の事業がある。これらのサービスの実施体と

図1 在宅維持サービス組織形成モデル

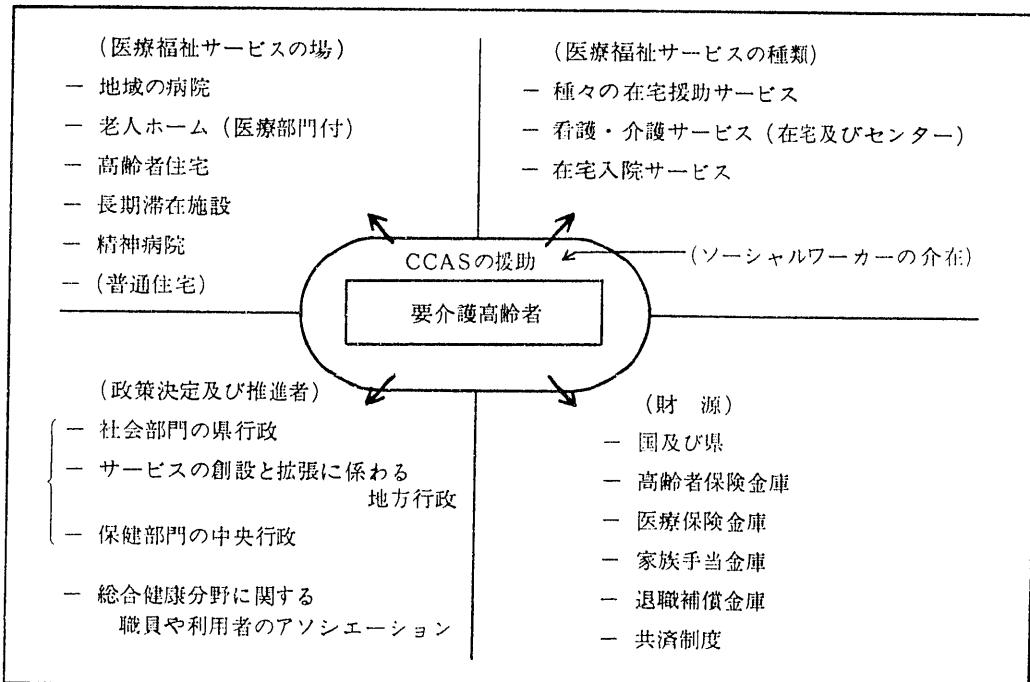


資料) 「フランスにおける地域高齢者在宅福祉報告 1988年」(高島長久) より。

しては、民間の非営利組織である協会 (association) が多く、大小さまざまな規模と目的をもった協会が図1に示すような運営協議会を通して、他の公私の社会福祉関係諸機関とのつながりを保持しつつ活動をしているのである。

ところで、社会福祉サービスの地区編成化 (sectorisation) のねらいは、元来、高齢者のニーズが保健的であったり、医療的であったり、社会的であったりという流動的、複相的である

図2 高齢者の医療と福祉の組織図



ことへの適切で効果的な対応にある。したがって県単位で設置されている地区の多目的ソーシャルワーカー (assistante de service social de polyvalent de secteur), 県社会福祉連携・統合委員会 (le comité départemental de coordination), そして、地区社会福祉センター (le centre communal d'actionsociale) の存在は、地区福祉の要となっているものである (図2)。

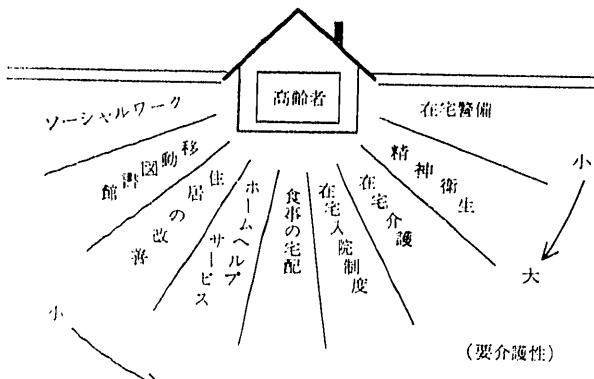
4 在宅福祉の中で

(Circulaire N° 86/14 du mars 1986, relative aux actions alternatives à l'hospitalisation des personnes âgées et à leur maintien à domicile)

1962年に出された“高齢者問題研究委員会報告”(rapport LAROQUE) の中で、高齢者に対する医療、福祉援助に基づいた在宅維持策の方向が明らかにされた。その後、1970年代にも、高齢者のための在宅介護に関する種々の実践があった。1981年の政令 (Décret N° 81-448 du 8 mai 1981, relative aux conditions d'autorisation et de prise en charge des services de soins à domicile pour personnes âgées) では、それまでの施策を整理し、在宅介護の目的、方法などについて示されている。又、この政令にもとづいて、1982年の暫定計画、1984—1988年の第九次計画などの社会計画の中で高齢者政策の方向づけがなされてきた。更に、1986年の通達では、高齢者の心身の減退や孤立生活への対策として在宅介護の促進が強調されている。

在宅福祉の三本柱といわれる「快適安全な住まいの確保」「自立生活を補足強化するホームヘルプサービスの定着」「要介護高齢者の在宅維持に不可欠な在宅介護・看護システムの発

図2 要介護高齢者向在宅サービス



達」の中でも、殊にこの数年著しく増えているのが在宅看護サービスである。1982年に262ヶ所で11,701床だったものが、1986年には780ヶ所で28,228床と急増している。これは前述したように、近年、75歳以上の高齢者が増えていることの他、病院に長く入院できなくなっていること、施設より在宅を好む高齢者が多いこと等が原因となっているだろう。しかし、現在の在宅介護システムにはまだ数多くの問題点が残されている。その一つは、介護の担い手の身分や役割が固定していないこと、第二に、介護の基準が明確でないこと（夜間の介護などのケースも含めて）、第三に、この制度の採択が各県の自由意志にまかされているため地域間の格差も大きいこと、第四に費用が不十分なこと（大半のケースは医療保険が適用されるが、十分でない場合が多いので新たな介護保険が検討され始めている）。

このように、長い間、病院とその付属のオスピス (hospice) に任せてきた要介護高齢者のための医療福祉サービスが、地域の中に解放され、特に高齢者の個別住居を拠点として実施されている（図2）。

5 施設福祉の中で

(Décret n° 77-1289 du 22 novembre 1977, portant application de l'article 5 de la loi n° 75-535 du 30 juin 1975 relative aux institutions sociales et médico sociales)

フランスの高齢者の75%以上の者は自宅で生命を終えることを望んでいるが、実際には70%の人が病院で死亡している。しかし、最後の段階以前では、65歳以上の高齢者の内、施設入居者は6%である。

従来高齢者ための社会施設である老人ホームは、自立生活のできる者のために作られており、介護、看護の機能は備えていなかった。ところが、医療施設における財政上、機能上、組織上の問題とともに、社会施設としての老人ホームに医療部門を設置する必要が出てきた。1975年法及び1977年の11月政令では、老人ホーム定員の一定枠（通常25%）を介護機能を備えた受入れにすることを義務づけた。また、1981年の政令 (dcret 8 mai 1981) では、老人ホームの中で在宅介護サービスを契約により受けることが出来ることを定めている。ここでの医療サービスの費用負担には、医療保険が当然、関与するが、医療施設の場合と異なり、社会施設入居者の場合、宿泊費はもとより介護費用のうち一部自己負担分がある等の問題点も残っている。

表3に見られるように、医療及び社会施設で介護をうける数は増大しているが、施設入居か、在宅かはあくまで高齢者自身の自由意志により選択される。但し、いずれの場合にも今後需要増加が予想される介護・看護機能の整備が遅れがちであり早急の解決策が求められている。

表3 高齢者の介護に関する数字

(1987年)

• 3,879 (施設とサービス数)
— 3,047 医療施設 (286,844床)
— 832 在宅介護実施箇所 (30,882床)
• 298,191人 (サービス受給者)
— 269,581人 (施設入居でサービス受給者)
— 28,610人 (在宅で、サービス受給者)
• 42億 フラン (全制度の合計)
— 32億 フラン (医療施設用)
— 10億 フラン (在宅介護用)

(資料) <Bloc Notes Statistiques> CNAMTS n° 37 de ju
in 1988

6 医療と福祉の連携上の諸問題

高齢者のみならず、児童や障害者への社会福祉サービスの中で、常に医療的な要素と社会的な要素は、分離できないことが多い。例えば、妊娠婦や乳幼児のための社会サービスでは、保健婦、助産婦、ソーシャルワーカーがチームになっている。また、心身障害者への社会サービスでも、医療・生活・教育活動は平行的に進められなければならない。

近年のフランスでは、このような社会福祉問題解決への総合的、多角的アプローチが試行されている。つまり、新しい社会福祉の方法が、“対象者のニーズ↔地区内の問題発見・解決↔社会福祉政策化”という縦の関係と“社会福祉従事者間の活動の専門職化・協働化↔複数の分野にまたがる諸制度間の調整化・統合化”という横の関係から再検討されている。実際、次第に複雑化・多様化してきた社会福祉サービスの需要に応じて供給組織や制度の多元性や重複性が機能面や財政面でのトラブルの原因となってきたこともこの方法改革の一契機ではあった。しかし、ここで何よりも目標とされていることは、①サービス利用者にとっての手続

きの簡素化と、②サービス給付水準の質量の安定化である。このような視点から、既述の医療と福祉の連携を省みると、次のような問題点が指摘できるであろう。

第一には、医療福祉ニーズの正しい発見、把握と判断、処置が必要である。例えば、痴呆性

老人の回復には、医療的治療より生活環境の改善が効果的な場合もある。また、障害者についても、その判定次第で、職業活動や生活活動の方向が制限されることの弊害も出ている。特に心身上の障害をもつ者を対象とする医療福祉サービスに関しては、サービス供給者と受給者の

表4 要介護高齢者施策への30の提案

I. 行政当局への提案
1. 退職者及び高齢者担当庁の設置（本レポートの提案を実行に移すため） 2. 自律保健（Assurance autonomie）の創設 3. 保健と福祉の交流 4. 高齢者在宅維持に関する試行的、実験的プランの配置 5. 全国予防委員会の創設
II. 地方自治体への提案
6. 老人学上の連携・統合事業の推進 7. 在宅維持と施設サービスとの間の連携事業 8. 在宅での連携・統合介護の実施促進 9. 在宅看護制振興
III. 法令、規則上の提案
10. 居住施設の医療化の発達 11. 病院での老年学部門の増強 12. 私立（非営利）の長期滞在施設の開設 13. 325ヶ所地区病院の役割の多様化 14. 高齢者住宅等での看護・介護を容易にする方策 15. ホームヘルパーなど在宅事業に係わる職業の発達 16. 家庭委託の法的規定化 17. 生活圏（unité de vie）の独自で柔軟性のある定義づけ 18. 要介護の親を受け入れる家庭への税務上の配慮 19. 緊急時サービスに関する補償手当の創設 20. 市町村の社会、医療、福祉従事者の職業的明確化 21. 自立性喪失の際の住居改善の簡便化 22. 高齢者のための介護保険に関する税制上の検討 23. 介護と施設給付との間の予算上の配分に関する国務院の政令の公表 24. 在宅再教育
IV. 教育及び研修に関する提案
25. 高齢化の分析 26. 高齢期（退職）への準備 27. 生涯教育としての保健教育 28. 老人医学に関する高水準の免状 29. 高齢者施策に係わる全職業人への社会老年学上の教育、研修 30. 統合看護婦のための免状の創設

“全国要介護高齢者研究委員会報告”より (Rapport de M. Théo BRAUN. 1887)

科学的かつ民主的な相互関係が必要である。

第二には、医療福祉サービス実施の場についての流動性、柔軟性が求められている。従来病院を中心に治療・介護していた人々を、社会福祉施設や自宅に移す場合、衛生上、安全上の危険はないか。閉鎖された単一機能的な場より、開放された多機能の場の方が、どんな人にとっても望ましい生活環境には違いないが、その際、物理的、化学的環境のみならず、地域や家族の人間関係も含めた心理的、社会的環境の検討を忘れてはならない。

第三には、サービスの担い手の問題である。医師、看護婦などの医療従事者、介護士、運動法士などの準医療従事者、ソーシャルワーカー、ホームヘルパーなどの社会福祉従事者がチームワークで働く時、仕事の決定、責任、指令などに関する混乱が生じやすい。それぞれの分野の慣習や通念を越えた新しい職業上の倫理や人間関係の作成が急務である。

第四には、サービスの供給組織の多元性の中で、人や財源や活動の調整、調和をどうするのか。前述したように、各地域では、連携・統合委員会があるが、医療と福祉の連携が増々進む中で、バランスのとれた再調整化が不可欠になっている。1989年度からの社会計画の中では、特にこの統合化の機能が強調されている。

第五には、医療福祉サービスの利用料についてである。原則として、医療サービスについては、医療保険から支払われる。しかし、ホームヘルプサービスや日常生活援助サービスは、所得比例で利用料のみならず、供給組織や内容までも異なっている。このために、高齢者や障害者にとって、“利用しにくい”、“不平等感が残る”などの不満も大きくなっている。なお、前述したように医療保健施設と社会福祉施設で

は、純医療費以外の部分での費用負担のあり方が異なっているため、自己負担の大きい施設は敬遠されがちである。医療保険の改革や介護保険の創設をどうするか等のテーマは、今後の論議の焦点である。

おわりに

フランスの医療福祉サービスの特色として①地域福祉として、種々のサービスの調整・統合化が試みられ、その中から、予防や情報教育も含めた広範囲の新しいサービスが生み出されている。②在宅介護体制（在宅入院、在宅看護、在宅支持サービス等）に積極的にとり組まれている。③医師や施設入居の選択権や、利用者の施設や制度運営への参加などサービスの受け手の自由裁量範囲が大きい。④サービスの担い手の職種が多く、その専門職化が進んでいる等があげられる。

国民に近いところで、国民のニーズに添って効果的な社会福祉サービスの供給をおこなうという表向きの旗上げをしたもの、その他のさまざまの裏向きの事情も潜在していることもあって、社会福祉分野の地方分権化も医療と福祉の再編化も難航中である。地域間格差の拡大や、財政上の突破口探しの苦慮を背負いつつ、フランスの医療と福祉の新しい方向がどのように切り拓かれていくのか。今後の動向に注目したい。

注

- 1) 表4はブラウンレポートの結論として出された「要介護高齢者施策への30の提案である。既に政府が今後の方針として採択している項目も多い。
- 2) 本稿は第27回公開研究報告会（社会保障研究所）での報告内容に加筆したものです。なお、ブ

ラウンレポート等資料収集に協力して下さった藤森宮子氏（パリ大学大学院生）に謝意を表します。

参考文献

- 1) DALLOZ "Codes de la santé publique de la famille et de l'aide sociale" 1987. Dalloz.
- 2) Elie ALFANDARI
"Action et aide sociales" 1987 Dalloz

- 3) "Realités familiales" N° 8-septembre, 1988.
UNAF
- 4) "Rapport présenté au nom de la Comistino nationale d'études sur les personnes agées dépendantes" 1987.
- 5) "Action collectives et Travail social" Tome 1,
ESF, 1986

(まつむら さちこ)

移民労働者への社会的統合策—西ヨーロッパ諸国の経験(上)

社会保障研究所研究員 下 平 好 博

1 はじめに

ここ数年わが国で就労する外国人労働者の数は激増している。昭和61年現在で、「出入国管理及び難民認定法」で就労が認められている登録外国人が約3万人、これに加えて「留学生」「就学生」としてアルバイトを行う者が約1.8万人、さらに「不法就労者」が推定で10万人から15万人もいるといわれている(注1)。また、「不法就労者」の大半がフィリピン、タイ、パキスタン、中国、バングラディッシュなど近隣のアジア諸国からの短期就労を目的にした出稼ぎ労働者である。従来バナナやエビといった一次産品を通じてしか知り得なかった「近くで遠いアジア」がいま改めて「近くで近いアジア」として認識される所以である。

外国人労働者が急増している理由として、これまで様々な要因が指摘されてきた。(a)国内の中小企業における慢性的な人手不足(注2)、(b)急激な円高とそれに伴うアジア近隣諸国との賃金格差の拡大(注3)、(c)さらに従来南アジア諸国の労働力流出先であった中東産油国の不況(注4)等の要因をまず挙げることができよう。また、(d)一部の国では慢性的な人口増加や経済開発の停滞によって海外への出稼ぎを「国策」とせざるをえない事情も認められる(注

5)。(e)だが、何よりも重要なことは、1970年代中盤以降、世界経済の中心がアジア太平洋地域に移行し、これを機にこの地域での国際間労働移動が活発化していることである。アメリカを対象にアジア系移民や中南米系移民の動きを調べているSassen(1988)によれば、アジア太平洋地域で国際間労働移動が高まった背景には1960年代中盤から開始されたいわゆるNICs諸国の「輸出志向型」工業化政策、ならびに1970年代中盤以降の先進資本主義諸国によるアジア・中南米地域向け海外直接投資の増加と生産拠点の移動という動きが密接に関係しているという。つまり、そのような国際間資本移動の動きと切り離して近年の外国人労働者の増加を論じることはできないというのがSassen(1988)の結論である(注6)。

外国人労働者が急増するという事態に直面して、政府ならびに労使をはじめとする関係諸団体の動きもにわかに活発となっている。また論壇でも「開国派」と「鎖国派」に分かれて、外国人労働者の導入をめぐり議論の応酬が続けられている(注7)。なかでも出入国管理に責任をもつ法務省、国内の雇用・労働条件の確保に責任をもつ労働省が従来タブー視してきた外国人労働者問題を真先に取り上げ、積極的に発言している点が注目されよう。いまのところ政府の基本方針は、「専門・技術職」の受入枠を拡

大するにしても、いわゆる「単純労働者」については排除する姿勢で臨み、雇用主に対する罰則を新たに設けて「不法就労者」を厳しく取り締まるという方向で一致している（注8）。また総評や連合等の労働組合のナショナル・センターも国内労働者の雇用・労働条件が引き下げるという理由で「単純労働者」の受け入れには消極的である（注9）。だが、経営者団体の中には「単純労働者」を必要とする中小零細企業や慢性的な人手不足に悩む建設業界などがあり、意見は分かれている（注10）。

ところで、これらの議論はともすれば外国人労働者を導入することによってもたらされる当面の経済的な利害得失を列挙することに終始しており、外国人労働者を受け入れる際に生じるであろう経済・社会・文化の各側面での長期的な影響に言及しているものは少ない。またわが国に先立って第二次大戦後大量の移民労働者を受け入れてきた欧米諸国の経験に言及する際にも、これらの国々が現在移民の受け入れを中止している事実だけに触れ、実際これらの国々が労働力の5%から30%に相当する移民を抱え、かれらを自国社会に統合させるために多くの努力が払われていることは軽視されがちである（注11）。そこで以下では、まず西ヨーロッパ諸国において移民労働者問題がこれまでどのように認識されてきたのかを明らかにし、併せてこれらの国々で行われている社会的統合策をいくつかのパターンに分けて紹介したい。そしてさらに、これらの政策がどの程度成功を納めているのかを見るために、社会的統合策という点で戦後20年以上の歴史をもつイギリスをひとつの事例として取り上げ、そこでの成果を詳しく検討したい。

2 ヨーロッパにおける移民労働者問題に対する社会認識の歩み

ここでは移民労働者問題に関するヨーロッパ諸国の膨大な研究業績の中から古典的研究ともいえるいくつかの著作を取り上げ、戦後ヨーロッパにおいて移民労働者問題が社会経済的にどのように位置づけられてきたのかを明らかにする。

（1）ヨーロッパの経済発展と移民労働者の役割

ヨーロッパにおいても、移民労働者に対する当初の関心は短期的な経済的利害得失を勘案することにあったといっても過言ではない。従って、この分野の研究もまず経済学者の手によって始められている。賃金・利潤・物価・労働生産性・貿易収支等に及ぼす移民労働者の影響を論じた研究は多いが、なかでも注目すべきものは、戦後のヨーロッパの経済発展に果たした移民労働者の役割を解明している Kindleberger (1967) の研究である。彼は W. A. Lewis の「無制限労働供給成長モデル」を援用して、資本主義の経済発展を労働供給サイドから次のように説明した。

すなわち、移民労働者を導入して労働供給量を拡大することは、賃金の上昇圧力を抑え、利潤率を上昇させる。従って、それはインフレなき経済成長を達成することに貢献する。また移民労働者を送り出す第三世界の国々にとっても、移民の流出は過剰の労働力を減らすことにつながり、労働の限界生産力を高めて経済発展を促す。さらに移民労働者が母国へ送金を行えば、それは貿易収支の改善につながり、またも

し送金が経済開発資金として利用されれば経済成長は加速される。彼はこの「無制限労働供給成長モデル」を、(a)産業革命期にアイルランド人労働者を導入しそれを成功させたイギリス、(b)19世紀末から20世紀初頭にかけて大量のヨーロッパ系移民を移植して大量生産方式の基礎を確立したアメリカ、さらに(c)第二次世界大戦後に地中海諸国から大量の移民労働者を受け入れて経済復興を成し遂げた西ヨーロッパ諸国にそれぞれ適用して、資本主義経済の発展メカニズムを解明している。いま1950年代から60年代初頭までの西ヨーロッパ諸国に限っていえば、移民労働者を利用して経済成長を遂げたことが明瞭に確認できる国は、西ドイツ、北部イタリア、スイスである(注12)。またオランダは人口の自然増によって労働供給を安定的に確保し、その結果高い経済成長を達成したとされている。逆に、北欧諸国(特に、スウェーデン)、ベルギー、イギリスではこの時期深刻な労働力不足に直面し、経済成長は低調なものに止まった(注13)。なお、オーストリア、フランスはこの「無制限労働供給成長モデル」が当てはまらない国である。一方、これらの国々に移民労働者を提供した地中海諸国、すなわちポルトガル、スペイン、ギリシア、トルコに目を転じれば、移民の流出は過剰労働力を解消し、またかれらの送金によって貿易収支が改善されたために1950年代にこれらの国で成長率が高まったとされている(注14)。つまり、この時期ヨーロッパにおける移民労働者の利用は、受け入れ国・送り出し国双方にとって経済発展を促す重要な要因であったというのがKindlebergerの結論である。

(2) ゲストワーカー政策の挫折と社会問題の発生

ところで、1950年代から60年代にかけて地中海諸国から移民労働者を受け入れた西ヨーロッパ諸国は、当時かれらを短期の就労を目的にした「ゲストワーカー」として位置づけていた。だが、事態は受け入れ国の予想もしなかった方向で進むことになった。すなわち、一旦入国した移民労働者は定住化の傾向を強め、ヨーロッパ諸国の雇用・住宅・教育・階級構造の各側面で深刻な社会問題を引き起こすことになったのである。

Castles-Kosack(1973)は、戦後移民労働者を受け入れたフランス、西ドイツ、スイス、イギリスにおいて、1960年代中盤以降移民労働者がこれらの国の労働市場・住宅・教育・階級構造に与えた影響を次のようにまとめている。(a)まず、労働市場では、移民は本国労働者が忌避する製造業や建設業などの不熟練職種に集中して採用された。だが、かれらには訓練・昇進機会が与えられなかつたため昇給のチャンスがなく、かれらは終始低収入に甘んじなければならなかつた。また、かれらが母国で取得した職業資格・学歴は受け入れ国で不当に低く評価され、言語上の壁や人種差別もこれに手伝つてかれらが従事する職域は著しく限定された。なるほど移民労働者は組織化の進んだ産業に従事しているため、表面上その組織率は本国労働者のそれよりも高い。だが、かれらの職場での発言力はきわめて弱く、本国労働者も自分たちの労働条件を引き下げる移民労働者に対して敵意を隠そつとはしなかつた(注15)。そのため移民労働者は雇用の場で常に不安定な状態に置かれた。(b)一方、移民労働者の住宅問題はかれらを

受け入れる際に真先に表面化する問題のひとつである。西ドイツ、フランス、スイスでは移民労働者を受け入れるに当たって当初、雇主に住宅の提供を義務づけた。しかしながら、一旦転職すればそうした規制も全く意味を失い、また移民労働者は雇用の集中する大都市に偏って生活しているため、大都市の住宅不足に拍車をかけた。そしてさらに、住宅についても公然たる人種差別が行われた結果、移民はかれらの地縁・血縁を頼って大都市にゲットーを形成し、不衛生でかつ過密な住宅環境を甘んじて受け入れざるをえなかった（注16）。(c)また、移民の定住化が進むと、移民第二世代に対する教育問題が発生する。形の上ではいずれの国も移民第二世代に対する義務教育を保障しているが、異国での複雑な家庭環境・居住環境のもとで義務教育を修了できる者は限られる。従って、移民第二世代は第一世代が被った不利益と同じように受け入れざるをえず、それがまたかれらの犯罪・非行を増加させる原因となった（注17）。(d)Castles=Kosack (1973) は、労働市場・住宅・教育の各側面における移民労働者の社会的地位を以上のように診断し、移民労働者が受け入れ国の新しい「産業予備軍」として労働者階級の「最底辺」を形成していると断定する。また、移民労働者の存在によって本国労働者は「熟練労働者」や「ホワイトカラー」に昇進し、その意味で社会移動に成功した。だが、それはかえって本国労働者の階級意識のブルジョア化（生活様式のブルジョア化ではない）を促し、労働者階級を分断する結果につながったと述べている。(e)さらに、開発途上国にとって移民の流出が経済発展を促したかといえば、決してそうではない。一部の国は自国で養成した貴重な熟練労働力を移民によって失い、国内の人口圧

力を解消することさえできなかつた。加えて、移民の定住化が進むに伴い送金は停止され、万一帰国した場合でもかれらは母国の経済発展に貢献できる技能を身につけて帰国したわけではなかつた（注18）。

（3）新規移民の受け入れ中止と「エスニック・アイデンティティー」の台頭

このように移民労働者の定住化が進んだ1960年代中盤以降、移民労働者問題は受け入れ国にとっても、またかれらを送り出す国にとってもひとつの悪循環として促えられるようになったことがわかる。そして1970年代中盤に襲った経済不況を境に、本国労働者の失業率が一挙に高まると、西ヨーロッパ諸国は軒並み新規移民の受け入れ中止を決定する（注19）。だが、これによって移民労働者の数が減少したわけではなかつた。かれらは一旦出国すれば二度と就労許可を得ることはできなくなつたために定住する傾向を一段と強めた。またこの時期、社会秩序の維持という観点から移民労働者の家族呼び寄せが行われ、かえって移民人口が増加する国さえ現れている。

ところで、この頃から顕著となつたもうひとつの動きに、移民労働者が「エスニック・アイデンティティー」に立脚して受け入れ社会の中での発言力を強めていったことがある。例えば、Miller (1981) は、フランス・西ドイツ・スイスを対象に、市民権をもたない外国人労働者が (a) 街頭、(b) 政治の舞台、(c) 職場でどのように自分たちの発言力を拡大していったのかを克明に描いている。(a) まず、かれらの街頭での示勢行動は住宅改善闘争という形を通して噴出した。フランスでは外国人労働者の生活するスラムの撤去に抵抗して、極左グループに支援さ

れた外国人労働者がパリ街頭で公権力と衝突し、それは5年以上にも渡って紛糾した。また西ドイツでも、家賃の高騰に抗議する外国人労働者が同じように家賃ストライキを決行している（注20）。（b）また、これらの国では外国人労働者に参政権が与えられていないが、かれらが政治的に「声なき民」であったわけではない。かれらは一旦就労許可を得ればいずれ居住許可を取得することができ、テロ事件でも引き起こさない限り国外強制退去処分を受けることはない。またかれらは母国政府に働きかけて、自分たちに有利な取り決めを受け入れ国との間で結ばせることもできる。事実、フランス、西ドイツ、スイスの3国では、非EC系の外国人労働者といえども、こうした二国間協定を通して形式的には選挙権・公職権を除く完全な市民権を手に入れており、合法的移民労働者であるかぎり本国労働者と対等の社会保障権も認められている。（c）さらに職場に目を転じれば、先に述べたように外国人労働者の組織率は本国労働者のそれさえも上回っている。またかれらは本国労働者と比べても戦闘的で、賃金・労働条件の改善、職場での人種差別の撤廃を求めてしばしばストライキをも辞さない。そこで、これらの外国人労働者の不穏な動きに当惑した西ドイツ・フランス・スイスの労働組合はいずれも、かれらを産業民主主義の中に取り込むことを模索するようになった。この方向で最も進んでいるのが西ドイツの労働組合運動である。西ドイツ労働組合の唯一のナショナル・センターであるDGBに加盟する組合員のうち、10人に1人はすでに外国人労働者であり、かれらが集中する鉄鋼業、化学産業ではその組織率は一段と高い。さらに西ドイツの外国人労働者の中で最も比重の高いトルコ人労働者に至っては組織率は

50%に迫る勢いをもっている（注21）。また個々の職場レベルでも外国人労働者を従業員代表として積極的に登用する組合が年々増加している（注22）。

では、移民労働者が街頭・政治の舞台・職場においてその発言力を強めていった理由はどこに求めることができるだろうか？Piore（1979）は、その理由を職業が付与する社会的地位に求めている。当初、移民労働者は短期滞在者として自分たちの帰属意識を母国のコミュニティに求めた。そのため、かれらは受け入れ国で自分たちに提供される仕事を「手段的」なものとみなし、そこから得られる収入だけを期待した。移民労働者たちの当初の目的は少しでも多くの金を稼いで故郷に錦を飾ることにあったので、かれらは本国労働者が忌避する「ダーティーワーク」にも進んで從事し、黙々と働いて母国に送金を続けた。だが、その滞在期間が長引くにつれて、かれらは受け入れ社会の中で自分たちのコミュニティを形成するようになる。そして、「仲間」たちとの新しい社会関係が形成されるにつれて、送金は跡絶え、さらに家族を呼び寄せる段になると、かれらの社会的帰属意識はいよいよ受け入れ社会の「エスニック・コミュニティ」の中に置かれるようになった。この段階で、かれらは仕事から収入とともに社会的地位を期待した。本国労働者と対等の賃金・労働条件を要求し、住宅・教育についても本国人と対等に待遇されることを望んだ。つまり、移民労働者が短期の就労を目的としていた間はかれらは「経済人」として行動したが、かれらの定住化が進むにつれて「社会人」としてのそれなりの社会的地位を要求するようになった。そして、この行動様式の変化こそ、1970年代に移民労働者が「エスニック・アンゲンティティ

移民労働者への社会的統合第一西ヨーロッパ諸国の経験（上）

表1 西ヨーロッパにおける移民労働者の数（1,000人）

	フランス (1984)	西ドイツ (1986)	オランダ (1986)	スウェーデン (1986)	スイス (1986)
Algeria	297.3	—	0.2	—	1.1
Austria	—	—	—	—	19.8
Finland	—	—	—	83.3	0.8
Greece	—	114.3	1.5	4.8	4.6
Italy	139.2	222.1	7.0	—	229.8
Morocco	171.5	—	25.3	—	1.0
Portugal	463.8	38.5	3.1	—	26.6
Spain	140.0	72.2	7.6	—	70.5
Tunisia	79.1	—	0.8	—	2.2
Turkey	38.9	604.3	36.3	—	27.0
Yugoslavia	43.8	322.9	4.7	20.7	51.8
Others	284.6	459.4	82.1	106.1	131.7
EEC	70.4	—	57.0	—	93.5
Non EEC	214.2	—	25.1	—	38.2
Total	1658.2	1833.8	168.6	214.9	566.9
対労働力人口比(%)	6.9	6.5	2.9	4.9	17.5

資料出所：OECD (1988), SOPEMI 1987, Table A-1, p 53, より

参政権あり

多元的統合モデル

オランダ
イギリス

旧植民地
あり

パートナーシップ・モデル

スウェーデン

旧植民地
なし

一元的統合モデル

フランス

ゲストワーカー・モデル

西ドイツ・スイス

参政権なし

図1

ー」に立脚して発言力を強めた最大の理由である（注23）。

ここに及んでわれわれは、ヨーロッパ社会において移民労働者が「即目的存在」から「対目的存在」に変わりつつあることを知る。Castles-Kosack (1973) は、移民労働者を労働者階級の「最底辺」に位置づけ、かれらを「声なき民」とみなしした。だが、Miller (1981) や Piore (1979) の下した診断によれば、かれらは「声なき民」であるどころか、本国労働者にも増して「戦闘的」であり、ヨーロッパ社会の「社会的時限爆弾」にさえなりかねない存在であった。

3 ヨーロッパ諸国における社会的統合政策の動向

第二次大戦後、移民労働者を「ゲストワーカー」として受け入れてきたヨーロッパの国々が新規移民の受け入れを中止するとともに、既存の移民労働者とその家族に対して積極的に社会的統合策を探るようになった背景には、以上のような移民労働者問題に対する社会認識の変化が関係していたといえる。

だが、一口に社会的統合策といっても、移民を受け入れた歴史的経緯の違いや政治経済構造の違いによってその対応はそれぞれ異なっている。いま(a)旧植民地を有していたかどうか、(b)移民労働者に参政権を保障しているかどうかの2つの基準に従ってヨーロッパ諸国の社会的統合策を分けるとすれば、およそ次の4つに類型化することができる（図1）（注24）。

(1) ゲストワーカー・モデル

まず第一の類型は、戦後植民地との歴史的つ

ながりを持たず、それ故に移民労働者を経済的理由から文字どおり「ゲストワーカー」として国家が組織的に受け入れたケースである。西ドイツとスイスがこれに当たる。表1に示したように、現在西ドイツではトルコ系労働者が外国人労働者の33.0%と最も多く、次いでユーゴスラビア系(17.6%)とイタリア系(12.1%)がこれに続いている。またスイスではイタリア系労働者が外国人労働者の40.5%を占め、圧倒的に多い（注25）。この両国は、それぞれ「西ドイツは移民国ではない」「スイスは移民国ではない」という原則を戦後一貫して貫き、そのため外国人労働者には一切参政権を与えていない。とはいっても、外国人労働者の滞在年数は年々長期化する傾向にあり、例えば、西ドイツでは外国人労働者の50%以上がすでに10年以上の長期滞在者である（1983年）。さらに滞在期間の長期化とともに、西ドイツ生まれの外国人労働者第二世代の数も年々増加している。従って、政府もしかるべき対策を迫られており、外国人労働者の子弟を対象に帰国を前提にした二ヵ国語教育を実施したり、失業率の高いかれらに公共職業訓練の機会を提供している（注26）。また外国人労働者本人に対しては、上述のように労働組合が率先してかれらを従業員代表に選出し産業民主主義に取り込む実験が行われ、と同時に本国労働者と対等の社会保障権が保障されている（注27）。だが、いずれの国でも外国人労働者に対する排外意識は根強く、スイスでは「外国人過剰問題」をめぐってこれまで国民投票が何度も繰り返されてきたし（注28）、西ドイツでもいくつかの都市が「外国人過密地域宣言」を発して外国人労働者の移住を禁止する措置が採られるなど問題は紛糾している（注29）。

（2）一元的統合モデル

第二の類型は、戦後旧植民地との歴史的延長線上において移民労働者を受け入れたケースである。フランスがこれに当たる。フランスには、ポルトガル（28.0%）、スペイン（8.4%）、イタリア（8.4%）などの近隣のラテン諸国からの外国人労働者に加え、アルジェリア（17.9%）、モロッコ（10.3%）、チェニジア（4.8%）といったアフリカ系の旧植民地移民が外国人労働者として数多く働いている（表1）。これらのアフリカ系移民は1970年代に入ってから急増した比較的新しい移民であり、これらの旧植民地は当時すでにフランスから独立していたためにかれらはフランスの市民権を取得することができなかった（注30）。またアフリカ系移民は圧倒的にイスラム教徒が多く、文化的にもフランス社会にとって異質な存在である。従って、フランスでは数において優るラテン系移民よりもむしろ、アフリカ系移民が移民労働者問題の焦点となっている。西ドイツと同様にフランスもまた、1974年に新規移民の受け入れ中止を発表し、それを境に外国人労働者に対する社会的統合策を開始している。だが、フランス政府の採る社会的統合策は基本的に「少数派は多数派に吸収される」ことを前提にしているため、フランス社会への同化が容易なラテン系移民に対しては寛大な措置が採られる一方、逆に同化の難しいアフリカ系移民に対してはかれらを帰国促進策の対象にしている点に大きな特徴がある（注31）。従って、社会的統合策も帰国を念頭に置いて実施されるものが大半であり、例えば、外国人労働者の子弟に対する母国語教育や職業訓練制度もその方向で進められている。だが、フランスの労働市場には広大なブラック・マー

ケットがあり、不法入国者が跡を絶たず、帰国促進策の実効性は弱い（注32）。

（3）多元的統合モデル

第三の社会的統合モデルは、イギリスに典型的にみとめられるものである。フランスと同様にイギリスもまた、旧植民地との歴史的つながりによって戦後移民労働者を受け入れてきた。だが、フランスと大きく異なる点は、イギリスが独立国の住民を「英連邦諸国民」とみなし、かれらにイギリスの市民権を与えたことである（注33）。従って、イギリスの移民労働者の多くは入国当初からイギリス市民として参政権をもち、1962年に移民法が制定されるまで雇用許可を必要とせずにイギリスに自由に入国することができた。その意味で、イギリスの移民労働者は「外国人労働者」とはいえない。だが、移民労働者の大半を占める西インド諸島系移民とアジア系移民（いわゆる「新英連邦諸国民」）は、決してイギリスに定住することを目的にして渡ってきたわけではなく、当初の目的は短期間就労して母国に送金することであったことを忘れるべきではない。

イギリスの移民労働者に対する社会的統合策については次節で詳しく述べる。ここで触れておかなければならぬことは、このような歴史的経緯によってイギリスでは移民労働者に対する社会的統合策がいち早く開始され、またかれらは完全な市民権をもつ故に移民労働者問題は国内の「人種問題」（すなわち、「人種的少数派」の問題）として位置づけられてきたことである。従って、社会的統合の意味も「多数派」と「少数派」との共存の問題として捉えられている。さらにいえば、植民地経営において「間接統治」の伝統をもつイギリスでは、フランス

のような「少数派は多数派に吸収される」という観点がもともと弱かったといえる（注34）。ここにイギリスの社会的統合策の大きな特色がある。

一方、オランダも旧植民地との深いつながりをもつ国のひとつである。インドネシア（特に、モルッカ諸島）、アンティル、スリナム（旧オランダ領ギアナ）からの移民に対して、独立するまでオランダ国籍を与えてきた。だが、上述のように戦争直後オランダでは国内において人口の自然増があり、他のヨーロッパ諸国のような移民労働者に対する需要は少なかった。むしろ移民労働者が急増するのは、1960年代おわりから70年代初頭にかけてである。その多くは、トルコ、モロッコからのいわゆる外国人労働者であった（表1）。その意味でオランダもまた移民労働者を1970年代末まで「ゲストワーカー」とみなしてきたといえる。しかしながら、移民労働者が急増した時期が70年代の経済不況期と重なっていたために、移民労働者の多くが失業し、それは深刻な社会問題に発展した。そこでオランダ政府は1979年以降、移民労働者に対する積極的な社会的統合策を打ち出すとともに（注35）、1983年に憲法を改正して外国人労働者に地方選挙権を与える決定を下している（注36）。つまり、これによってオランダは移民の定住を公に認めたといえる。だが、移民労働者に対する社会的統合策は、オランダの「多極共存型デモクラシー」の伝統に則り、もっぱら宗派別の民間団体の手に任されており、イギリスと同じく「多数派」と「少数派」との共存を図ることを重視する傾向がある（注37）。

（4）パートナーシップ・モデル

第四のパートナーシップ・モデルは、外国人

の帰化を促し、かれらに参政権を含む完全な社会的権利と選択の自由を保障しようとするものである（注38）。その意味では社会的統合のモデルとしては最も進んだものといえる。このモデルは旧植民地との歴史的関係の如何によって規定されるわけではないが、スウェーデンがこのモデルに最も近づいていると考えられるので、便宜上ここに分類した。表1に示したように、スウェーデンに入国する外国人労働者の多くはフィンランド系（38.8%）である。北欧諸国民に対しては、1954年に締結された北欧共同労働市場条約のもとで自由な労働移動と参政権を除く完全な市民権が保障されている。従って、他のヨーロッパ諸国と比べれば、スウェーデンは外国人労働者問題をそれほど深刻な事態として受け止める必要はなかったといえる。またスウェーデンでは強力な労働組合の監視のもとで労働市場に二重構造を発生させないように強い規制が加えられている。難民を含めて移民は労働市場に参入するに先立ち、公共職業訓練機関で技能訓練を受けなければならない。また移民が一旦就職すれば、かれらにも雇用保障法が適用され、失業保険を含む社会保障権も与えられる。従って、かれらが本国労働者の賃金相場や労働条件を引き下げるような事態は生じていない（注39）。さらに、1972年以降難民および政治的亡命者を除く非北欧系移民の受け入れは事实上停止され、議会は1975年に滞在期間3年以上の合法移民に地方選挙権を、5年以上の合法的滞在者にスウェーデン国籍の取得権をそれぞれ与える決定を下している（注40）。この結果、帰化を申請する外国人の数が増え、その数は現在労働力の5%にも及んでいる。

以上のように、移民労働者に対する社会的統

合策は、同じヨーロッパの中でも、その歴史的経緯の違い、受け入れた移民の違い、受け入れ時点の違い、さらに受け入れ国の政治経済構造の違いによって多様な姿を探っている。もちろん、ここに示した類型に優劣があるわけではない。あえて一般化していえば、(a)旧植民地から移民労働者を受け入れた国ほど問題が複雑化する傾向があるが、社会的統合策の試みも早い時期に開始されるといえるだろう（イギリス）。(b)また移民に参政権を保障している国ほど、積極的な社会的統合策が採られている（イギリス・オランダ・スウェーデン）。(c)逆に移民労働者を「ゲストワーカー」として割り切ってきた国では、移民に参政権を与えることができないために、積極的な社会統合策を探ることが難しくなっている（スイス・西ドイツ）。(d)さらに移民労働者をどのような国から受け入れたかによっても違いは大きい。ヨーロッパ系移民に対する同化は容易であるが、文化的に異質なアジア系やアフリカ系移民を受け入れざるをえなかった国では問題は複雑なものになっている（フランス・イギリス・西ドイツ・オランダ）。(d)そして政治経済構造の違いからみれば、労働運動が強力な国ほど移民労働者に対して寛大な社会的統合策が採られる傾向があり（オランダ・スウェーデン）、またそうした国では労働組合が移民の受け入れに強い監視の目を光らせているので労働市場を混乱させるような影響は出でていない（スウェーデン）。

注

- 1) 「出入国管理及び難民認定法」で就労が認められている職種は、「商用」（外資系企業の管理職者・経営者）「教授」「興業」「技術提供者」「熟練労働」（中華料理やフランス料理のシェフ級のコック、あるいは洋菓子工等）、さらに法務大臣

が特別に在留を認める「特定在留資格」（外国语教師、外国製品バイヤー等）である。また、「留学生」「就学生」（専修学校・各種学校で就学する者）には週20時間以内の範囲でアルバイトが認められている。ここでいう「不法就労者」とは、「資格外活動事犯」（観光ビザで入国したにもかかわらず就労するケース等）ならびに「資格外活動がらみ不法残留事犯」（在留期間が過ぎても就労を続けるケース等）を含ませた者を意味する。法務省が昭和62年に把握している「不法就労者」の数は1万1000人と少ないが、もちろんこれは実態を正確に捉えたものではない。なお、ここでの数字はすべて、労働省職業安定局編（1988）（表2、表5、表8）から取っている。

- 2) 京浜工業地帯および埼玉県南部の中小企業では、求人を行っても「案山子」（オール1）か「アヒル」（オール2）の中卒の若者しか集まらず、かれらの定着率はきわめて悪いという現実がある。詳しくは、稲上（1989）、4章、参照。
- 3) わが国とアジア諸国との間には、不熟練労働者について、フィリピンで30倍（1985年）、タイで20倍（1982年）、パキスタンで45倍（1981年）の賃金格差がある。またバングラディッシュとの間にも、熟練労働者について、80倍（1984年）の賃金格差がある。労働省職業安定局編（1988），p.19参照。
- 4) 中東諸国では、日給3000円で働いていたフィリピン、バングラディッシュ、パキスタン、インド人労働者が、日給300円で働く中国人労働者の流入によって職を奪われたとする報告もある。日本労働協会公開フォーラム「外国人労働者問題にどう対応するか」（1988年6月17日開催）でのヒアリングによる。
- 5) フィリピンでは1982年に海外雇用局（POEA）を、またパキスタンは1971年に移民局を設けて、出稼ぎを「国策」とした。『総評新聞』連載記事「外国人労働者－その実態と課題(3)」（1988年6月3日号）、参照。
- 6) Sassen（1988）は、先進資本主義国の中南米諸国への輸出志向型工業政策が、農業労働力の貨労働化を促し、「移民予備軍」を創出させたと述べている。これらの途上国の「輸出加工区」では、もっぱら労賃の安い若年女子労働力だけが利用され、従って男子労働力は失業者となって海外に押

- し出される構造がある。
- 7) 「開国派」を代表する意見としては石川（1988）を、「鎖国派」を代表する意見としては西尾（1988）を参照。また両派の論拠をそれぞれ整理したものとしては、依光（1988）を参照。
 - 8) 労働省職業安定局編（1988），参照。
 - 9) 追合「外国人労働者問題の対応について」1988年4月），総評「外国人労働者問題に関する当面の見解」（1988年4月），参照。
 - 10) 『朝日新聞』掲載記事「外国人単純労働者の受け入れ一経済界も賛否両論」（1988年8月10日），参照。
 - 11) わが国で西ヨーロッパ諸国の移民労働者政策に言及する場合，入国規制策（immigration policy）だけが取り上げられ，これらの国々における社会的統合策（immigrant policy）がしばしば見落とされている。例えば，小池和男氏（法政大学教授）は，「新たに外国人労働者を導入している国は少ない」「いずれの国も自国の失業を最優先して，外国人労働者の数を調整している」「自国経済への貢献を条件に外国人労働者を受け入れている」と述べて，これが西ヨーロッパ諸国における「国際相場」であると語っている。小池（1988），参照。
 - 12) 西ドイツは1950年代に東ドイツからの難民が一時的に流入して労働力不足を補った。だが，1961年にベルリンの壁が築かれ難民の流入が止まったために，それを境に外国人労働者の受け入れを本格的に開始した。西ドイツ政府は，1960年代にトルコ（1961年），ポルトガル（1964年），チャニシア（1965年），モロッコ（1963年，1966年）との間にそれぞれ二国間協定を結び，外国人労働者の組織的受け入れを行っている。詳しくは，Esser-Korte（1985），p. 170 参照。
 - 13) 1950年代末から60年代にかけて，スウェーデンでは労働力不足によってインフレーションと賃金ドリフトが発生した。そこで，政府は完全雇用と物価の安定を図るために「積極的労働市場政策」を採用して「技術立国」への道を歩み始めた。今から思えば驚くべきことであるが，OECD（1963）はスウェーデンに対して外国人労働者の導入を勧告している。
 - 14) Kindlebergerを座長とする OECD（1978）報告でも，移民によって途上国の貿易収支が改善され（付表1），また国内の失業者がそれによって減少すること（付表2）が明らかにされている。
 - 15) 移民労働者を受け入れた当初，ヨーロッパの労働組合も移民が国内の労働条件を引き下げるとの

付表1 送金と輸出額（単位100万ドル）（1973年）

国	送金総額	輸出総額	送金総額／輸出総額(%)
トルコ	1,183	1,318	90
ギリシア	735	1,454	51
ユーゴスラビア	1,398	2,855	49
スペイン	1,185	5,178	23
イタリア	844	22,261	4
ポルトガル	1,025	1,750	59

資料出所：OECD（1978），p. 26，Table 3，より

付表2 移民と送り出し国の失業率（1000人）（1973年）

国	移民数	労働力人口	失業者数	失業率(%)	移民数(%)	移民がなかった場合の失業率(%)
					失業者数	移民数
トルコ	136	16,004	724	4.5	18.8	5.1
ギリシア	11	3,328	35	1.1	31.4	1.4
ユーゴスラビア	100	9,055	382	4.2	26.2	4.8
スペイン	96	13,301	362	2.7	26.5	3.4
ポルトガル	34	3,404	180	5.3	18.9	6.2
フィンランド	7	2,238	51	2.3	13.7	2.6

資料出所：OECD（1978），p. 26，Table 4，より

理由で、強硬に抵抗した。その意味で、いまの総評および連合の反応とほとんど同じパニック状態にあったといえる。詳しくは、Castles=Kosack (1973), pp. 118~119, 参照。

- 16) パリの郊外には1950年代から60年代の経済成長期に、「ビドンヴィル」(トタン板の町の意)と呼ばれる掘立小屋のブラック集落が雨後の竹の子のような勢いで形成された。詳しくは、林(1983), 第1章, 参照。
- 17) だが、Castles=Kosack (1973)は、マスコミが取り上げるほど移民労働者の犯罪率が高いわけではない、と述べている。また、移民労働者は犯罪率の高い男子が多いこと、かれらの平均年齢が若いこと、さらに移民労働者の検挙率は高いこと、これらの理由によってかれらの犯罪率は統計上高まる傾向があるという。詳しくは、Castles=Kosack (1973), pp. 341~344, 参照。
- 18) Castles=Kosack (1973)はまた、移民労働者は帰国しても、工業労働者とはならず自営業者となる者が多く、蓄えた金を奢侈的消費に充てる者が多いために、途上国の経済発展には貢献しない、と述べている。詳しくは、Castles=Kosack (1973), pp. 414~419, 参照。
- 19) 西ドイツ政府は1973年11月に、フランス政府は1974年7月に、それぞれ新規移民の受け入れを中止した。両国が受け入れ中止に踏み切ったこの間の事情については、Edye (1987), chap. 2, を参照。なお、イギリスもこれに先立つ1971年に、移民法を改正して、既住者の家族を除いて新たに入国する「新英連邦移民」の定住権を取り消すことを決定している。
- 20) 家賃ストライキをはじめとする街頭での抗議行動がDGBの外国人労働者対策に与えた影響については、Edye (1987), p. 63, も参照。
- 21) DGBの外国人労働者組織率は、付表3のとおりである。
- 22) 西ドイツでは、1972年に経営評議会の代表に選出される外国人労働者の数は3824人と少なかったが、その後10年間で6629人に膨らんでいる。特に、IG Metalでは、組合員の12%を占めるにすぎない外国人労働者が経営評議会代表の4%を占めている。詳しくは、Edye (1987), p. 65, 参照。
- 23) 「エスニック・アイデンティティー」が台頭する別の理由については、Bell (1975)を参照。そ

付表3 西ドイツの外国人労働者組織率(%)

年度	全 体	トルコ	ニーヨステビア	イタリア
1974	25.0	34.0	20.9	25.6
1976	31.2	44.7	24.9	30.3
1978	30.8	47.9	26.1	29.9
1980	30.6	46.4	29.1	31.3
1982	34.4	49.2	32.6	34.1
1984	35.8	49.0	34.5	37.8

資料出所：森(1986), p. 152, 表22-1, より

こで彼は、「市民神学の崩壊によってより包摂的なアイデンティティーにむかう傾向があること」「市場に代わって政治的決定の範囲が増大した現代社会では、地位・特権を獲得するために地域・利益集団に加わざるをえないこと」「機会の平等から結果の平等へと平等概念が変わり、期待革命が生じていること」「脱産業化社会の中で教育の重要性が高まる一方、社会内で自分を格上げするための専門的な技能をもたないグループは生得的属性集団に立脚して地位・特権を獲得する傾向があること」等々を、「エスニック・アイデンティティー」が台頭する主な理由として挙げている。

- 24) ここで述べた社会的統合モデルの4類型は、Edye (1987), pp. 27~29, および梶田 (1986) p. 16, 図1を参考に作成した。
- 25) スイスには、この他に「季節労働者」「越境通勤者」と呼ばれる者も数多くいる。詳しくは、梶田 (1987), p. 34, 表7, を参照。
- 26) 西ドイツでは帰国を前提にした二ヶ国語教育は1974年からすでに開始され、また失業中の外国人労働者子弟のための職業訓練制度は1977年から始まっている。詳しくは、Esser=Korte (1985), pp. 193~195, を参照。
- 27) 西ドイツでは1972年に経営評議会への外国人代表権が認められている。Esser=Korte (1985), p. 191, を参照。
- 28) スイスの「外国人過剰問題」をめぐる国民投票については、梶田 (1987)を参照。
- 29) 西ドイツでは1975年から76年にかけて、ミュンヘン、マンハイム、シュタットガルト、ゾーリング、ハノーバー、ケルンといった都市が「外国人過密地域宣言」(都市人口の12%を超えた場合に、移住を禁止する措置)を行っている。詳しくは、Edye (1987), pp. 34~35, およびEsser=

- Korte (1985), p. 185, を参照。
- 30) 但し、フランスでは例外的に1962年までアルジエリア人はフランスの市民権をもち、また海外県・海外領土の住民もフランスの市民権をもち、いまもなおフランスに自由に入国することができる。詳しくは、林 (1984), 第4章、および、梶田 (1986) p. 126, 参照。
- 31) Verbunt (1985) は、1974年以降フランス政府が、ラテン系移民とアフリカ系移民を「善良な移民」と「札付移民」にそれぞれ分けて全く異なる政策を採ってきた、と述べている。詳しくは、Verbunt (1985), pp. 146~147, 参照。
- 32) 1960年代の好況期に、フランスでは大量の「不法移民」の入国が続き、当時外国人労働者の80%は「不法移民」であったといわれている。従って、フランス政府の入国管理体制はすでにその当時から崩壊していたといつてもよい。詳しくは、Edye (1987), pp. 15~16, 参照。
- 33) イギリスでは独立国における白人入植者の地位を保障する代償として、1948年の国籍法で「英連邦諸国民」にもイギリス国籍が与えられることになった。詳しくは、梶田 (1986), p. 125, 参照。
- 34) イギリスの「間接統治」とフランスの「直接統治」の伝統の違いが、それぞれの国の移民労働者政策に与えた影響については、梶田 (1986), pp. 129~130, 参照。
- 35) オランダにおける移民労働者政策の転換については、Entzinger (1985), pp. 71~73, 参照。
- 36) 外国人労働者に地方選挙権を与えた1983年の憲法改正の動きについては、Entzinger (1985), pp. 74~75, 参照。
- 37) オランダの「多極共存型デモクラシー」と宗派別民間団体の役割については、広瀬 (1988), および Entzinger (1985), p. 71, 参照。
- 38) ここでいう「パートナーシップ」とは、本国人と外国人とが相互に協調することで社会の利益は増進されるという考え方である。外国人にも平等な社会的権利を保障し、「二級の市民」を社会の中に作らせないことが、パートナーシップを促進する上で前提条件となる。詳しくは、Edye (1987), pp. 28~29, および Hammer (1985), pp. 34~35, 参照。
- 39) スウェーデンの外国人労働者に雇用保障法や失業保険が適用されていることについては、Hammar (1985), p. 36, 参照。またスウェーデンの労働市場の構造と積極的労働市場政策については、下平 (1987 a) (1988), 参照。
- 40) スウェーデンにおける外国人に対する地方選挙権の付与については、Hammar (1985), p. 34, および岡沢 (1988 a) (1988 b), 参照。
(しもだいら よしひろ)

海外社会保障関係文献目録

1988年7月～9月社会保障研究所図書室受入分

社会保障・社会政策一般

- Banting, Keith G.
Welfare state and Canadian federalism 2d ed. Kingston, McGill-Queen's Univ. Pr., 1987. ix, 263 p. 24 cm.
- Barclay, Peter
Social security after 1988. *Soc. Poli. & Admin.* 22 (1) Spring 1988, p. 3-9.
- Bolderson, Helen
Comparing social policies: some problems of method and the case of social security benefits in Australia, Britain and the USA. *J. of Soc. Poli.* 17(3) July 1987, p. 267-88.
- Brown, Michael K. ed.
Remaking the welfare state: retrenchment and social policy in America and Europe. Philadelphia, Temple Univ. Press, 1988. viii, 312 p. 24 cm.
- Clarke, John et al.
Ideologies of welfare: from dreams to disillusion. London, Hutchinson, 1987. 206 p. 22 cm. State of welfare 1.
- Curry, John
Income maintenance in the Republic of Ireland. *Soc. Poli. & Admin.* 22(2) Aug. 1988, p. 124-33.
- European Institute for Social Security
EISS yearbook 1985: balance development of long-term benefits proceedings of the European Institute for Social Security. Deventer, Kluwer Law and Taxation, 1987. 378 p. 25 cm.
- Financement par l'état de la Sécurité sociale (Notes documentaires).
Rev. belge de Séc. soc. 29 (9-10) sept.-oct. 1987, p. 1047-80.
- Gubian, Alain/Sterdyniak, Henri
Protection sociale: les enjeux pour l'après-demain. *Rev. franç. des Affaires soc.* 42(2) avril-juin 1988, p. 99-128.
- Gutmann, Amy ed.
Democracy and the welfare state. Princeton, N. J., Princeton Univ. Press, 1988. ix, 290 p. 25cm. Studies from the project on the federal social role.
- Harris, Ralph
Beyond the welfare state: an economic, political and moral critique of indiscriminate state welfare, and a review of alternatives to dependency. London, IEA, 1988. 31 p. 22 cm. IEA occasional paper 77.
- Harris, Ralph/Seldon, Arthur
Welfare without the state: a quarter-century of suppressed public choice. London, Institute of Economic Affairs, 1987. xvi, 110 p. 22 cm. IEA Hobart paperback 26.
- Iams, Howard M./Ycas, Martnas A.
Women, marriage, and social security benefits. *Soc. Sec. Bull.* 51(5) May 1988, p. 3-9.
- Kerans, Patrick et al.

- Welfare and worker participation: eight case-studies. London, Macmillan Pr., 1988. xvii, 278 p. 23 cm.
- Klein, Rudolf, 1930- et al.
- Joint approaches to social policy: rationality and practice. Cambridge, Cambridge Univ. Pr., 1988. xiii, 284 p. 24 cm.
- Maldaque, R. et al.
- Réflexions à propos du système d'allocations familiales en Belgique. *Rev. belge de Séc. soc.* 29(11-12) nov.-déc. 1987, p. 1135-49.
- Papadakis, Elim/Taylor-Gooby, Peter
- Private provision of public welfare: state, market and community. Sussex, Wheatsheaf, 1987. xii, 226 p. 23 cm.
- Scheerlinck, N.
- Analyse juridique de la notion de rémunération cotisable en sécurité sociale. *Rev. belge de Séc. soc.* 29(11-12) nov.-déc. 1987, p. 1151-89.
- Sozialversicherung im Jahr 1987: Ergebnisse der Volkswirtschaftlichen Gesamtrechnungen. *Wirtschaft & Statistik* 4/1988, p. 291-98.
- ## 社会保険
- Actuarial status of the HI and SMI Trust Funds. *Soc. Sec. Bull.* 51(6) June 1988, p. 10-19.
- Anderson, Odin W.
- Government health insurance and privatization: an examination of the concept and of equity. *Internat. J. of Health Planning & Management* 3(1) Jan.-Mar. 1988, p. 35-43.
- Ballantyne, Harry C.
- Actuarial status of OASI and DI Trust Funds. *Soc. Sec. Bull.* 51(6) June 1988, p. 4-9.
- Bodie, Zvi/Shoven, John B. ed.
- Financial aspects of the United States pension system. Chicago, Univ. of Chicago Pr., 1983. ix, 452 p. 24 cm. National Bureau of Economic Research project report.
- Bodie, Zvi et al. ed.
- Issues in pension economics. Chicago, Univ. of Chicago Pr., 1987. ix, 376 p. 24 cm. National Bureau of Economic Research project report.
- Bodie, Zvi et al. ed.
- Pensions in the U.S. economy. Chicago, Univ. of Chicago Pr., 1988. ix, 200 p. 24 cm. National Bureau of Economic Research project report.
- Bolzmann, Brigitte
- Erneuter Kaufkraftzunwachs (Rentenanpassung 1988). *Bundesarbeitsblatt* (6) Juni 1988, p. 5-7.
- Breidenstein, Werner
- Versorgungsempfänger des öffentlichen Dienstes am 1. Februar 1988. *Wirtschaft & Statistik* 5/1988, p. 366-68.
- Calcoen, F. et al.
- Unemployment insurance, social protection and employment policy: an international comparison. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 41(2) 1988, p. 119-34.
- De Clerck, J. C. A.
- Incidence de l'exercice d'une activité et du bénéfice d'une prestation sociale sur la pension dans le régime des travailleurs salariés. *Rev. belge de Séc. soc.* 29(9-10) sept.-oct. 1987,

- p. 829-1005.
- Dietz, Otto
Finanzen der Zusatzversorgungskassen des öffentlichen Dienstes. *Wirtschaft & Statistik* 5/1988, p. 362-65.
- Dornbusch, Hans-L.
Geringere Leibrentenbesteuerung ab 1988. *Rentenversicherung*, 29(7) Juli 1988, p. 124-25.
- Faupel, Georg
Rentenreform: Großer Konsens auf kleinstem gemeinsamen Nenner. *Soz. Sicherheit* 37(7) Juli 1988, p. 201-05.
- Faupel, Georg
Strukturreform Rentenversicherung: nicht alle Vorschläge sind tauglich. *Soz. Sicherheit* 37(6) Juni 1988, p. 166-68.
- Graham, Avy D.
How has pension vesting changed since passage of Employee Retirement Income Security Act? *Mthly. Lab. Rev.* 111(8) Aug. 1988, p. 20-25.
- Greber, Pierre-Yves
Swiss basic pensions scheme is forty years' old: Criteria for its evaluation. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 41(2) 1988, p. 176-97.
- Merriam, Ida C.
Social welfare in the United States, 1934-54 (Repr. from Oct. 1955, p. 3-31). *Soc. Sec. Bull.* 51(6) June 1988, p. 21-34.
- Mesa-Lago, Carmelo
Social insurance: the experience of three countries in the English-speaking Caribbean. *Internat. Lab. Rev.* 127(4) 1988, p. 479-96.
- Mueller, Curt D./Monheit, Alan C.
Insurance coverage and the demand for dent-
- al care: results for non-aged white adults. *J. of Health Econ.* 7(1) Mar. 1988, p. 59-72.
- Müller, J. Heinz
Rentenreform 1957 und heute: zugleich ein Beitrag zur Notwendigkeit langfristiger Entscheidungen in der Sozialpolitik. *Soz. Fortschritt* 37(7) Juli 1988, p. 147-57.
- Pauly, Mark V.
Market power, monopsony, and health insurance markets. *J. of Health Econ.* 7(2) June 1988, p. 111-28.
- Schatte, Gisela
Entwicklung der Renten wegen Erwerbsminderung—Ende der Reformdiskussion?—*Rentenversicherung* 29(7) Juli 1988, p. 121-24.
- Taylor, Malcolm G., 1915-
Health insurance and Canadian public policy 2d ed. Kingston, McGill-Queen's Univ. Pr., 1987. xviii, 563 p. 24cm. Canadian public administration series.
- Wiese, Marion
Erfüllt die Arbeitslosenversicherung noch ihre Sicherungsfunktion? *Soz. Fortschritt* 37(6) Juni 1988, p. 129-32.
- Wise, David A. ed.
Pensions, labor, and individual choice. Chicago Univ. of Chicago Pr., 1985. viii, 453 p. 24 cm. National Bureau of Economic Research project report.

社会福祉

- Abbott, Pamela/Sapsford, Roger
Community care for mentally handicapped children. Milton Keynes, Open Univ. Pr.,

1987. 83 p. 22 cm. Contemporary issues in social sciences.
- Ahlheim, Michael/Wagenhals, Gerhard
Exakte Wohlfahrtsmaße in der Nutzen-Kosten-Analyse. *Z. Wirtsch.-u. soz.-Wiss.* 108(2) 1988, p. 169-93.
- Brown, Roy I. ed.
Quality of life for handicapped people. London, C. Helm, 1988. 308 p. 23cm. Rehabilitation education: a series in developmental handicap v. 3.
- Cnaan, Ram A.
Decentralizing social services in Israel. *Soc. Poli. & Admin.* 22(1) Spring 1988, p. 68-78.
- Dalley, Gillian
Ideologies of caring: rethinking community and collectivism. Basingstoke, Hampshire, Macmillan Ed., 1988. xiv, 165 p. 23 cm. Women in society.
- Danziger, Sheldon H./Portney, Kent E. ed.
Distributional impacts of public policies. London, Macmillan Pr., 1988 xvii, 257 p. 23 cm. Policy studies organization series.
- Davies, Bleddyn
Financing long-term social care: challenges for the nineties. *Soc. Poli. & Admin.* 22(2) Aug. 1988, p. 97-114.
- Deininger, Dieter
Jugendhilfe 1986. *Wirtschaft & Statistik* 6/1988, p. 429-35.
- Denholm, Carey et al. ed.
Professional child and youth care: the Canadian perspective. Vancouver, Univ. of British Columbia Pr., 1987. 221 p. 24 cm.
- Duncan, Greg J./Hoffman, Saul D.
Use and effects of welfare: a survey of recent evidence. *Soc. Ser. Rev.* 62(2) June 1988, p. 238-57.
- Ehrenamtliche Kräfte im Rahmen ambulanter sozialpflegerischer Dienste. *Nachrichten Dienst* 68(7) Juli 1988, p. 206-08.
- Einrichtungen und Personal der Jugendhilfe 1986.
Wirtschaft & Statistik 4/1988, p. 277-83.
- Fichtner, Otto
Armut und Armutsdiskussion in der Bundesrepublik Deutschland. *Nachrichten Dienst* 68(8) Aug. 1988, p. 242-46.
- Fischwasser, Gerd
Für psychisch Behinderte sehr wichtig (Rehabilitation). *Bundesarbeitsblatt* (7/8) Juli/Aug. 1988, p. 5-10.
- Fortune, Anne E./Hanks, Lou Loental
Gender inequities in early social worker careers. *Soc. Work* 33(3) May-June 1988, p. 221-26.
- Haber, Lawrence D.
Identifying the disabled: concepts and methods in the measurement of disability (Reprinted from Dec. 1967, p. 17-34). *Soc. Sec. Bull.* 51(5) May 1988, p. 11-28.
- Harkness, Laurie/Mulinski, Paul
Performance standards for social workers. *Soc. Work* 33(4) July-Aug. 1988, p. 339-44.
- Jarre, Dirk
Nicht-Regierungsorganisationen in der internationalen Zusammenarbeit: über den internationalen Rat für Sozial Wohlfahrt und den Deutschen Verein für öffentliche und private Fürsorge. *Nachrichten Dienst* 68(8)

- Aug. 1988, p. 232-37.
- Jenkins, Shirley ed
Ethnic associations and the welfare state: services to immigrants in five countries. New York, Columbia Univ. Pr., 1988. x, 299 p. 24 cm. Social work and social issues.
- Joseph, M. Vincentia
Religion and social work practice. *Soc. Casework* 69(7) Sept. 1988, p. 443-52.
- Kratochvil, Marianne Spain/Devereux, Sally Ann
Counseling needs of parents of handicapped children. *Soc. Casework* 69(7) Sept. 1988, p. 420-26.
- McDaniel, Reuben R. et al.
Simulation model for welfare policy analysis. *Socio-Econ. Plan. Sci.* 22(4) 1988, p. 157-65.
- Pithouse, Andrew
Social work: the social organization of an invisible trade. Aldershot, Avebury, 1987. iv, 140 p. 23 cm.
- Rindt, Manfred
Im Arbeitsleben leistungsfähig (Behinderte) *Bundesarbeitsblatt* (6) Juni 1988, p. 8-13.
- Saxton, Paul M.
Vendorship for social work: observations on the maturation of the profession. *Soc. Work* 33(3) May-June 1988, p. 197-201.
- Schellhorn Walter
Aktuelle wohlfahrtspolitische Lage in der Bundesrepublik Deutschland. *Nachrichten Dienst* 68(8) Aug. 1988 p. 237-39.
- Scherpner, Martin/Richter-Markert, Waltraud
Zur beruflichen Situation der Verwaltungsfachkraft im Sozialamt. *Nachrichten Dienst* 68(6) Juni 1988, p. 171-73.
- Schilling, Robert F. et al.
Service trends in a conservative era: social workers rediscover the past. *Soc. Work* 33(1) Jan.-Feb. 1988, p. 5-9.
- Simnacher, Georg
Sozialarbeit im ländlichen Raum. *Nachrichten Dienst* 68(8) Aug. 1988, p. 240-42.
- Sozialhilfeempfänger 1986. *Wirtschaft & Statistik* 4/1988, p. 268-76.
- Tomaskovic-Devey, Donald ed.
Poverty and social welfare in the United States. Boulder, Colo., Westview Press, 1988. 269 p. 23 cm.
- Trageser, Karl Heinrich
Sozialhilfe und soziale Arbeit in den Bundesländern. *Nachrichten Dienst* 68(8) Aug. 1988, p. 239-40.
- Walker, Robert/Parker, Gillian ed.
Money matters: income, wealth and financial welfare. London, Sage Pub., 1988. viii, 263 p. 23 cm
- Wasmund, William C./Tate, Thomas F.
Personality and performance: attributes of effective residential child care workers. *Child Welfare* 67(4) July/Aug. 1988, p. 291-99.
- Wyers, Norman L.
Economic insecurity: notes for social workers. *Soc. Work* 33(1) Jan.-Feb. 1988, p. 18-22.

高齢者問題

- Blosser-Reisen, Lore
Kostensenkung im Gesundheitswesen: ein

- Beitrag der privaten Haushalte? *Soz. Fortschritt* 37(7) Juli 1988, p. 159-66.
- Kessler, F.
Assurance vieillesse des professions libérales en France (Notes sociales). *Rev. belge de Séc. soc.* 29(9-10) sept.-oct. 1987, p. 1081-109.
- Marshall, Victor W.
Aging in Canada: social perspectives 2d ed. Markham, Ontario, Fitzhenry & Whiteside, 1987. 613 p. 23 cm.
- Naegele, Gerhard
Zur Zukunft älterer Arbeitnehmer — Die Entscheidung für oder gegen die Alterserwerbsarbeit fällt in den Betrieben und ist dort zu beeinflussen! *Soz. Sicherheit* 37(6) Juni 1988, p. 169-78.
- Safford, Florence
Value of gerontology for occupational social work *Soc. Work* 33(1) Jan.-Feb. 1988, p. 42-45.
- ## 保健・医療
- Ball, Marion J. et al. ed.
Nursing informatics: where caring and technology meet. New York, Springer, 1988 xxv, 418 p. 25 cm. Computers in health care.
- Berkowitz, Edward D./Wolff, Wendy
Group Health Association: a portrait of a Health Maintenance Organization. Philadelphia, Temple Univ. Press, 1988. xi, 236 p. 22 cm. Health, society, and policy.
- Birch, Stephen
Identification of supplier-inducement in a fixed price system of health care provision. *J. of Health Econ.* 7(2) June 1988, p. 129-50.
- Coburn, David
Development of Canadian nursing: professionalization and proletarianization. *Internat. J. of Health Services* 18(3) 1988, p. 437-56.
- Coburn, David, 1938- et al.
Health and Canadian society: sociological perspective 2d ed. Markham, Ontario, Fitzhenry & Whiteside, 1987. vii, 670 p. 23 cm.
- Commissariat Général du Plan
Systèmes de santé, pouvoirs publics et financeurs: qui contrôle quoi? Paris, Documentation Française, 1987. 337 p. 24 cm. Politiques de santé étrangères.
- Cross, John G.
Quality/capacity substitution in the delivery of mental health care. *Socio-Econ. Plan. Sci.* 22(3) 1988, p. 145-51.
- Denis, Wilfred B.
Causes of health and safety hazards in Canadian agriculture. *Internat. J. of Health Services* 18(3) 1988, p. 401-17.
- Drabow, David
Pricing by non-profit institutions: the case of hospital cost-shifting. *J. of Health Econ.* 7(1) Mar. 1988, p. 47-57.
- Evans, Robert G./Stoddart, Greg L. ed.
Medicare at maturity: achievements lessons & challenges. Calgary, Alberta, Banff Centre School of Management, 1986. xiii, 480 p. 23 cm.
- Kirkman-Liff, Bradford L. et al.
Metamorphosis of health planning in the Netherlands and the USA. *Internat. J. of*

- Health Planning & Management* 3(2) Apr.-June 1988, p. 89-109.
- Kushnick, Louis
Racism, the National Health Service, and the health of black people. *Internat. J. of Health Services* 18(3) 1988, p. 457-70.
- Luithlen, Eberhard
Fehlbelegung und Fallzahl (Krankenhausforschung). *Bundesarbeitsblatt* (5) Mai 1988, p. 11-14.
- Macfarlane, Alison/McPherson, C. K.
Quality of official health statistics. *J. of the Royal Statist. Soc. Ser. A* 151(2) 1988, p. 342-54.
- McLaughlin Catherine G.
Measuring small area variation in hospital use: site-of-care versus patient origin data. *Socio-Econ. Plan. Sci.* 22(4) 1988, p. 177-84.
- Mudra, Wolfgang
Stellungnahme des Deutschen Gewerkschaftsbundes zum Entwurf eines Gesundheitsreform-Gesetzes (GRG) der Bundesregierung (29. 4. 1988) und der Bundestagsfraktionen der CDU/CSU und F.D.P. (3. 5. 1988) Zweiter Teil. *Soz. Sicherheit* 37(7) Juli 1988, p. 194-97.
- Scambler, Graham ed.
Sociological theory and medical sociology. London, Tavistock, 1987. vii, 261 p. 25 cm.
- Schmidt, Alfred
Strukturreform ja—aber so nicht! *Soz. Sicherheit* 37(5) Mai 1988, p. 129-47.
- Schneider, Saundra K.
Intergovernmental influences on medicaid program expenditures. *Pub. Admin. Rev.* 48(4) July/Aug. 1988, p. 756-63.
- Schreuder, R. F.
Scenarios for health planning and management: the Dutch experience. *Internat. J. of Health Planning & Management* 3(2) Apr.-June 1988, p. 73-87.
- Scrivens, Ellie
Management of clinicians in the National Health Service. *Soc. Poli. & Admin.* 22(1) Spring 1988, p. 22-34.
- Sloan, Frank A. et al.
Cost of capital to the hospital sector. *J. of Health Econ.* 7(1) Mar. 1988, p. 25-45.
- Sobczak, Patrick M. et al.
Managing retrenchment in French public hospitals: philosophical and regulatory constraints. *Internat. J. of Health Planning & Management* 3(1) Jan.-Mar. 1988, p. 19-34.
- Stellungnahme des Deutschen Gewerkschaftsbundes zum Entwurf eines Gesundheits...
Soz. Sicherheit 37(6) Juni 1988, p. 162-66.
- Wasem, Jürgen
Einige Modellrechnungen zu den finanziellen Auswirkungen von Veränderungen des Belastungsausgleiches in der Krankenversicherung der Rentner. *Soz. Fortschritt* 37(5) Mai 1988, p. 113-18.
- Woolhandler, Steffle/Himmelstein, David U.
Free care: a quantitative analysis of health and cost effects of a National Health Program for the United States. *Internat. J. of Health Services* 18(3) 1988, p. 393-99.

雇用と失業

Blossfeld, Hans-Peter/Mayer, Karl Ulrich

- Arbeitsmarktsegmentation in der Bundesrepublik Deutschland: eine empirische Überprüfung von Segmentationstheorien aus der Perspektive des Lebenslaufs. *Kölner Z. Soziol. & soz.-Psychol.* 40(2) 1988, p. 262-83.
- Breuer, Hanni
Unverzichtbar (Berufliche Qualifizierung). *Bundesarbeitsblatt* (5) Mai 1988, p. 5-11.
- Cass, Bettina
Unemployed in Australia. *Soc. Poli. & Admin.* 22(2) Aug. 1988, p. 150-65.
- Du, Rensheng
Rural employment in China: the choices. *Internat. Lab. Rev.* 127(3) 1988, p. 371-80.
- Fischer, Manfred M./Nijkamp, Peter ed.
Regional labour markets: analytical contributions and cross-national comparisons. Amsterdam, North-Holland, 1987. xvii, 500 p. 24 cm, Contributions to economic analysis 168.
- Hollister, Jr., Robinson G./Freedman, David H.
Special employment programmes in OECD countries. *Internat. Lab. Rev.* 127(3) 1988, p. 317-34.
- International Labour Office
World labour report 1-2. Oxford, Oxford Univ. Pr., 1987. 296 p. 25 cm.
- Jackman, Richard/Kan, Bertrand
Structural unemployment: a reply. *Oxford Bull. of Econ. & Statist.* 50(1) Feb. 1988, p. 83-87.
- Laczko, Frank et al.
Early retirement in a period of high unemployment. *J. of Soc. Poli.* 17(3) July 1988, p. 313-33.
- Laczko, Frank
Partial retirement: an alternative to early retirement?: a comparison of phased retirement schemes in the United Kingdom, France and Scandinavia. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 41(2) 1988, p. 149-69.
- Maas, Robert
Fringe benefits: a specially commissioned report 4th ed. Harlow, Longman, 1987. xv, 129 p. 30 cm. Longman intelligence reports.
- Macarov, David
Reevaluation of unemployment. *Soc. Work* 33(1) Jan.-Feb. 1988, p. 23-28.
- Meade, James Edward/Howson, Susan (ed.)
Collected papers of James Meade v. 1: Employment and inflation. London, Unwin Hyman, 1988. x, 431 p. 24 cm.
- Nagy, Laszlo ed.
European Regional Congress of Labour Law and Social Security, 1st. Budapest, Akademiai Kiado, 1987. 2v. (ix, vii, 1020 p.) 25 cm.
- Norwood, Janet L.
Measuring the cost and incidence of employee benefits. *Mthly. Lab. Rev.* 111(8) Aug. 1988, p. 3-8.
- Osawa, Machiko
Working mothers: changing patterns of employment and fertility in Japan. *Econ. Develop. & Cult. Change* 36(4) July 1988, p. 623-50.
- Pollmann, Birgit
Arbeitslose Sozialhilfeempfängerinnen: die Folgen einer Kumulation geschlechtsspezifischer Benachteiligungen im Erwerbs- und

Sozialsystem der Bundesrepublik. *Soz. Sicherheit* 37(6) Juni 1988, p. 179-84.

Sassen, Saskia

Mobility of labor and capital: a study in international investment and labor flow. Cambridge, Cambridge Univ. Pr., 1988. xi, 224 p. 24 cm.

Triplett, Jack E. ed.

Measurement of labor cost. Chicago, Univ. of Chicago Pr., 1983. xi, 539 p. 24 cm. Studies in income and wealth v. 48.

Wood, Adrian

How much unemployment is structural? *Oxford Bull. of Econ. & Statist.* 50(1) Feb. 1988, p. 71-81.

貧困問題

Auslander, Gail K./Litwin, Howard

Social networks and the poor: toward effective policy and practice. *Soc. Work* 33(3) May-June 1988, p. 221-26.

Buhman, Brigitte et al.

Equivalence scales, well-being, inequality, and poverty: sensitivity estimates across ten countries using the Luxembourg Income Study (LIS) database. *Rev. of Income & Wealth* 34(2) June 1988, p. 115-42.

Donnison, David

Defining and measuring poverty. A reply to Stein Ringen (Discussion). *J. of Soc. Poli.* 17(3) July 1988, p. 367-74.

Foster, J. E./Shorrocks, A. F.

Poverty orderings and welfare dominance *Soc. Choice Welfare* 5(2/3) 1988, p. 179-98.

Kakwani, N.

Income inequality, welfare and poverty in a developing economy with applications to Sri Lanka. *Soc. Choice Welfare* 5(2/3) 1988, p. 199-222.

Lompe, Klaus et al.

Langzeitarbeitslosigkeit und Armut — zur Lebenslage arbeitsloser Sozialhilfeempfänger. *Soz. Fortschritt* 37(5) Mai 1988, p. 97-101.

Mariller, Noelle/Janvier, Guy

Programmes gouvernementaux de lutte contre la pauvreté et la précarité. *Rev. franç. des Affaires soc.* 42(2) avril-juin 1988, p. 23-33.

Piachaud, David

Poverty in Britain 1899 to 1983 (Research note). *J. of Soc. Poli.* 17(3) July 1988, p. 335-49.

Ringen, Stein

Direct and indirect measures of poverty (Discussion). *J. of Soc. Poli.* 17(3) July 1988, p. 351-65.

Sweet, David C./Hexter, Kathryn Wertheim

Public utilities and the poor: rights and responsibilities. New York, Praeger, 1987. xxiii, 174 p. 25 cm.

Whiteley, Paul F./Winyard, Stephen J.

Pressure for the poor: the poverty lobby and policy making. London, Methuen, 1987. 174 p. 24 cm.

住宅問題

Flynn, Rob

Political acquiescence, privatisation and re-

- sidualisation in British housing policy. *J. of Soc. Poli.* 17(3) July 1988, p. 289-312.
- Galster, George C./Hesser, Garry W.
Evaluating and redesigning subsidy policies for home rehabilitation. *Policy Sciences* 21(1) 1988, p. 67-95.
- Howe, Elizabeth/Jaffe Dale J.
Agency-assisted shared housing: the nature of programs and matches. *Gerontologist* 28(3) June 1988, p. 318-24.
- Lundqvist, Lennart J.
Housing policy and tenures in Sweden: the quest for neutrality. Aldershot, Avebury, 1988. xviii, 173 p. 23 cm.
- Macpherson, Isobel/McKeganey, Neil
Working together apart. *Soc. Poli. & Admin.* 22(1) Spring 1988, p. 35-52.
- Willmott, Peter/Murie, Alan
Polarization and social housing: the British and French experience. London, Policy Studies Inst., 1988. 101 p. 21 cm. PSI Research reports #676.
- 24 cm.
- United Nations
National accounts statistics: main aggregates and detailed tables, 1985. New York, U.N., 1987. xxix, 1495 p. 29 cm.
- Woodward, Mark/Francis, Lesley M. A.
Statistics for health management and research. London, E. Arnold, 1988. v, 346 p. 24 cm.

その他

統 計

Health and Welfare Statistics Association
Health and welfare statistics in Japan 1988
Tokyo, Kousei Tokei Kyokai, 1988. 175 p.
21 cm. Tr. of 厚生統計要覧.

ILO

Year book of labour statistics 1987, 47th issue. Geneva, ILO, 1987. xv, 1059 p. 30 cm.

U. S. Dept. of Commerce/Bureau of the Census
Statistical abstract of the United States 1988
108th ed. Washington, DC, 1987. xxix, 943 p.

- Bakvis, Herman/Chandler, William M. ed.
Federalism and the role of the state. Toronto, Univ. of Toronto Pr., 1987. viii, 318p. 24 cm.
- Central Office of Information
Britain 1988: an official handbook. London, HMSO, 1988. 469 p. illus. 25 cm.
- Dasgupta, Ajit Kumar
Growth, development and welfare: an essay on levels of living Oxford, Blackwell, 1988. xi, 211 p. 24 cm.
- Fordyce, Michael W.
Review of research on the happiness measures: a sixty second index of happiness and mental health. *Soc. Indicator Res.* 20(4) Aug. 1988, p. 355-81.
- Gazier, Bernard
Fondements de la protection sociale et revenu minimum garanti. *Rev. franç. des Affaires soc.* 42(2) avril-juin 1988, p. 7-21.
- Goldthorpe, John H.
Social mobility and class structure in modern Britain 2d ed. Oxford, Clarendon Pr., 1987. ix, 377 p. 24 cm.

Hula, Richard C. ed.

Market-based public policy. London, Macmillan Pr., 1988. xiv, 265 p. 23 cm. Policy studies organization series.

Lengyel, Peter

International social science: the UNESCO experience. New Brunswick, Transaction Books, 1986. xii, 133 p. 24 cm.

Rosenberg, Peter

Population changes and the social budget: fears, hopes and facts. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 41(2) 1988, p. 135-48.

Szirmai, Adam

Inequality observed: a study of attitudes towards income inequality. Aldershot, Avebury, 1988. xiv, 535 p. 23 cm.

Wannagat, Georg hrsg.

Jahrbuch des Sozialrechts der Gegenwart Bd. 9 1987. Berlin, Schmidt, 1987. 480 p. 24 cm.